

研究紀要第84集



START!

情報モラル教育



秦野市教育研究所

はじめに

秦野市教育委員会教育長 内田 賢司

近年の生活における情報機器の浸透ぶりは大変めざましいものがあります。世の中はこれらの情報機器によって大変便利になった面も多々ある反面、これらを利用した問題、「影」の部分も様々生まれてきました。そんな中で、必要となるのが「情報モラル」です。「情報モラル」とは「情報社会で適正に活動するための基となる考え方や態度」（小学校及び中学校の学習指導要領解説総則編及び道徳編）のことであり、これからの未来を生きる子どもたちにとって身につけなくてはならないものといえるでしょう。

情報化社会を生きる子どもたちには、「情報社会に参画する態度」を身につけていくことが大切です。そして「情報モラル」はその中の重要な柱となるものです。国の「教育振興基本計画」でも地域、学校、家庭における情報モラル教育を推進することとされており、平成21年4月施行の「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」でも青少年が「インターネットを適切に活用する能力」を習得することができるよう、社会教育及び学校教育と併せて学校教育におけるインターネットの適切な利用に関する教育の推進を図ることとされています。

こうした状況を受け、各学校においては「情報モラル教育」の計画的な推進が求められています。しかし一方では、情報機器の移り変わりやその機能の変化がめまぐるしいことから、「子どもの方が使いこなすのが早くて…。」「機器の使い方が分からない。」などの悩みの声が聞かれます。そこで、秦野市教育研究所では、情報モラル等に関する効果的な指導手法について調査研究を進め、そのような先生方の悩みに対応した研究紀要を作成いたしました。

本研究紀要は、いかに情報化が進もうとも基本は人と人のよりよい関係をどのように構築するかということであるという原点に立ち、発達段階に応じた「情報モラル教育」の実践例を中心に構成したものです。それぞれの研究員が実際に行った実践を課題等も含めてまとめました。そこには、授業の指導案だけでなく、家庭との連携のあり方や実際の子どもたちの声も掲載されています。各学校で「情報モラル教育」を進めるにあたって、その重要性を理解し、組織的、計画的に「情報モラル教育」を進めるための一助となることと思います。

最後になりますが、本研究を進めるにあたり、日々の学校教育に携わりながら調査研究に取り組んでいただいた6名の研究員の先生方に深く感謝申し上げます。

平成24年3月

目次

はじめに

秦野市教育委員会 教育長 内田賢司

本研究紀要について P 1

情報モラル指導計画 P 5

情報モラル教育指導全体計画 P 7

情報モラル教育指導計画（小学校低学年） P 12

情報モラル教育指導計画（小学校中学年） P 13

情報モラル教育指導計画（小学校高学年） P 15

情報モラル教育指導計画（中学校） P 17

情報モラル教育指導計画（高等学校）※参考 P 20

情報モラル教育学習指導案集 P 23

学習指導案実践例（小学校低学年） P 25

学習指導案展開例（小学校低学年）NO. 1 P 31

学習指導案展開例（小学校低学年）NO. 2 P 33

学習指導案実践例（小学校中学年） P 37

学習指導案展開例（小学校中学年）NO. 1 P 42

学習指導案展開例（小学校中学年）NO. 2 P 45

学習指導案実践例（小学校高学年） P 48

学習指導案展開例（小学校高学年）NO. 1 P 53

学習指導案展開例（小学校高学年）NO. 2 P 55

学習指導案実践例NO. 1（中学校） P 59

学習指導案実践例NO. 2（中学校） P 64

学習指導案実践例NO. 3（中学校） P 70

学習指導案展開例NO. 1（中学校） P 75

学習指導案展開例NO. 2（中学校） P 78

学習指導案展開例NO. 3（中学校） P 80

学習指導案展開例NO. 4（中学校） P 83

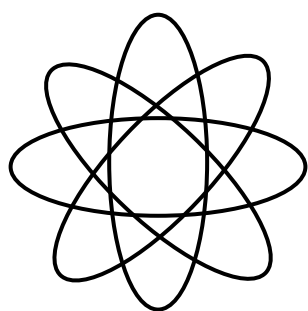
学習指導案展開例NO. 5（中学校） P 90

情報モラルQ&A P 93

事前アンケート集計結果 P 121

おわりに

秦野市教育委員会 教育研究所長 高木俊樹



本研究紀要について

情報モラル教育とは・・・

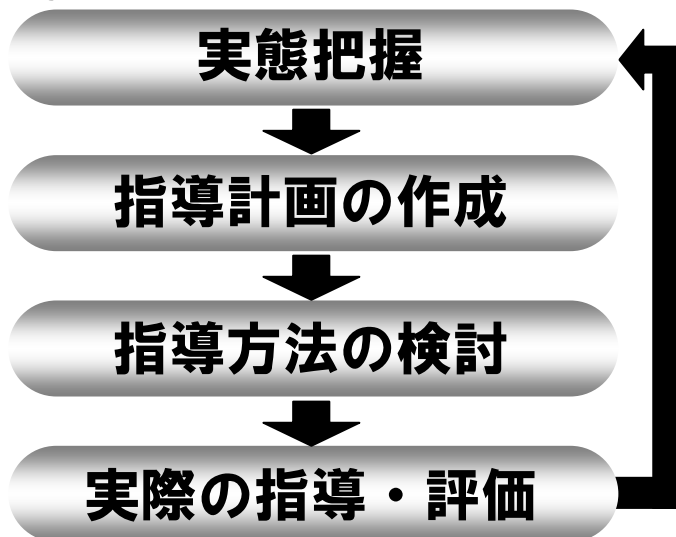
社会の情報化の進展により、多くの子どもたちが日常的に携帯電話やコンピュータなどの情報機器を利用し、ネットワークを通じたコミュニケーションをとる世の中となっています。そんな中、対面のコミュニケーションと違い、ネットワークを介したコミュニケーションは情報が瞬時に世界へ伝達されることや一旦流れ出した情報を取り戻すことは非常に困難なこと、匿名性により人柄や性別、年齢などを偽ることができることなどの特徴を十分に理解しないまま利用している実態があり、実際にインターネット上での誹謗中傷やいじめ、インターネット上の犯罪行為や違法・有害情報などの問題が発生しています。こうした問題が発生している状況をふまえ、「情報モラル」について指導することが求められています。

「情報モラル」とは、学習指導要領解説総則編及び道徳編によれば「他者への影響を考え、人権、知的財産権など自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任を持つこと」「危険回避など情報を正しく安全に利用できること」「コンピュータなどの情報機器の使用による健康とのかかわりを理解すること」となっています。つまり、情報社会における危険を避ける知識を育むとともに、情報社会の特性を理解し、児童生徒が自身で判断して行動できる力と態度を育成することが求められているわけです。

学年ごとの指導する内容についてですが、低学年の内は「人の作ったものを大切にする」「人の悪口を言わない」など「心」の内容を中心に指導を進め、年齢が進むにしたがって、情報社会に対する知識を身につけていく「知恵」の内容を盛り込んでいくようにする必要があります。但し、「心」の内容を高学年・中学校ではやらなくていいということではもちろんありませんし、「知恵」の内容についても児童生徒の実態をふまえて臨機応変に対応していく必要があります。本研究紀要にも指導計画を掲載していますが、この指導計画についても、このとおりに行うということだけでなく各学校の児童生徒の状況を把握し、内容を入れ替えたり、前倒ししたりして、実態に合わせた計画を作成していくことが重要です。



情報モラル教育の指導のサイクル



本研究紀要について・・・

本研究紀要は、指導計画と実践例・展開例を中心に構成されています。指導計画については「情報モラル教育指導 実践キックオフガイド」のカリキュラムや国立教育政策研究所「情報モラル教育実践ガイダンス」を基に、学年別に更に具体的な目標・めあてを追加しています。また、情報モラルの内容は家庭においても啓発する必要があることから、「家庭との連携」の項目を設け、家庭に啓発する内容についても掲載しています。更に、関連ワードの項目を設け、その指導内容がどんな具体的な事柄と関連があるかを示しています。

実践例・展開例については指導計画にあわせて、小学校低学年・中学年・高学年、中学校のそれぞれで、指導案・使用した資料・保護者に配付した資料などを掲載し、授業ですぐに使用できるようにしてあります。しかしながら、掲載したものはあくまでも1つの指導のパターンです。実際指導する際には、児童生徒の実態を把握し、その実態に合わせた指導を行わなければ効果がありませんし、場合によっては逆の効果を及ぼすことも考えられます。紀要に掲載の実践例・展開例を基に各学校の実態に合わせた指導を行うことが重要です。

情報モラルQ&Aは、指導計画中の言葉や事柄について補足を含め、知っておいたほうがよいと思われることや指導する際に留意すべき点などをQ&A形式でまとめました。指導計画にも関連があるQ&Aの番号を記載し、実際に指導する際に参考にできるようにしてあります。

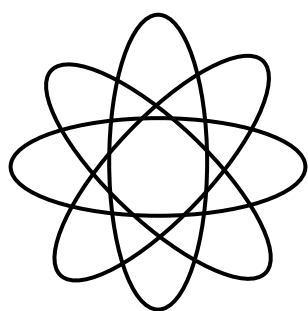
巻末には、実態を把握するために行ったアンケートの結果についてを掲載しています。アンケートを実施した学校は執筆者である研究員の在籍校となっており、実践例を作成する際にその状況



を把握するためにしたもので、秦野市全体の傾向をあらわしたものではありません。その地域のおかれた状況により傾向も異なりますので、実際に指導を進める際には正式なアンケートをやらないまでも聞き取りなどにより、携帯電話やコンピュータの所持率やインターネットの利用率などを把握した上で進める必要があります。

また、参考図書、資料や参考ホームページなどはその都度、資料名やURLなどを記載してありますので、実際に指導する際にはそれらも参考にするとよいでしょう。



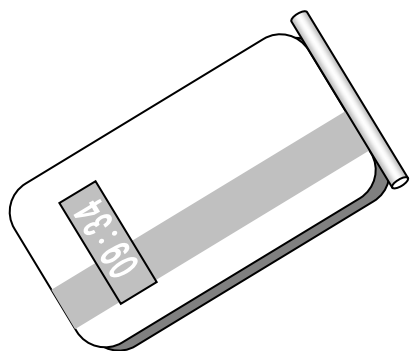


情報モラル指導計画

情報モラル指導全体計画

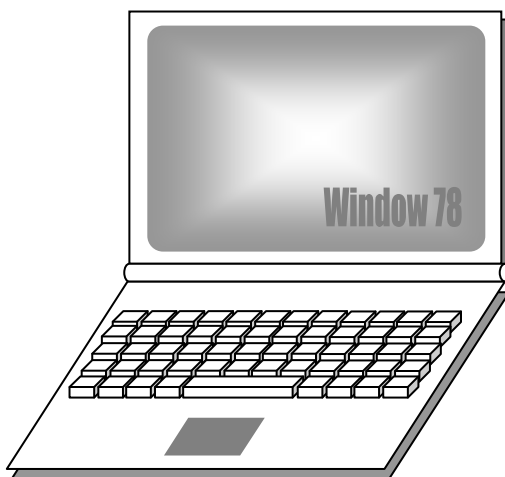
1 情報社会の倫理

	L1：小学校1～2年	L2：小学校3～4年	L3：小学校5～6年	L4：中学校	L5：高等学校
a	a1～3：発信する情報や情報社会での行動に責任を持つ			a4～5：情報社会への参画において、責任ある態度で臨み、義務を果たす	
	a1-1：約束や決まりを守る	a2-1：相手への情報や他人の情報を大切に	a3-1：他人や社会への影響を考えて行動する	a4-1：情報社会における自分の責任や義務について考え行動する	a5-1：情報社会において、責任ある態度をとり、義務を果たす
	人との約束を守る	インターネット上の掲示板などに悪口を欠かない	インターネット上の迷惑行為を知る	携帯電話の安全な使い方を知る	情報社会において必要なモラルと情報社会の課題について認識する
	・コンピュータを使うときの約束を守る	受け手の気持ちを考えて情報を発信する	携帯電話を利用するときのルールとマナーを知る	メールの特性を理解した上で、メールやプロフを使う際のルールやマナーを知り、責任を持った情報発信ができるようになる	情報社会において、個人が取るべき態度について考える
	インターネット利用上のルールとマナーを知り、身につける		インターネット上でのエチケット（ネチケツ）や、携帯電話の利便性と問題点について考える	発信された情報の影響を考え責任を持ってコミュニケーションツールを活用できる	
			携帯電話のマナーやルールを理解する		
b	b1～b3：情報に関する自分や他者の権利を尊重する			b4～5：情報に関する自分や他者の権利を理解し、尊重する	
	b1-1：人の作ったものを大切にする心をもつ	b2-1：自分の情報や他人の情報を大切に	b3-1：情報にも、自他の権利があることを知り、尊重する	b4-1：個人の権利人格権、肖像権などを尊重する	b5-1：個人の権利人格権、肖像権などを理解し、尊重する
	みんなが使うものを大切にする	人と協力する気持ちを大切に	著作物には著作権があることを知り、適切な対応をとれるようになる	肖像権について正しく理解し、写真などを利用する場合のルールを知る	情報を保護することの必要性を理解する
		自分の作ったものや友だちが作ったものを大切に	著作権について基本的な知識を身につけ、尊重できるように	人権やプライバシーを尊重した情報発信について理解する	個人情報の取扱いやデータの持ち出しについて考える
		情報の提供に対し、感謝の気持ちを持つ			
				b4-2：著作権などの知的財産権を尊重する	b5-2：著作権などの知的財産権を理解し、尊重する
			著作権について正しく理解し著作物を利用する場合のルールを知る	著作権の保護の必要性について理解し、著作権を尊重する	



2 法の理解と遵守

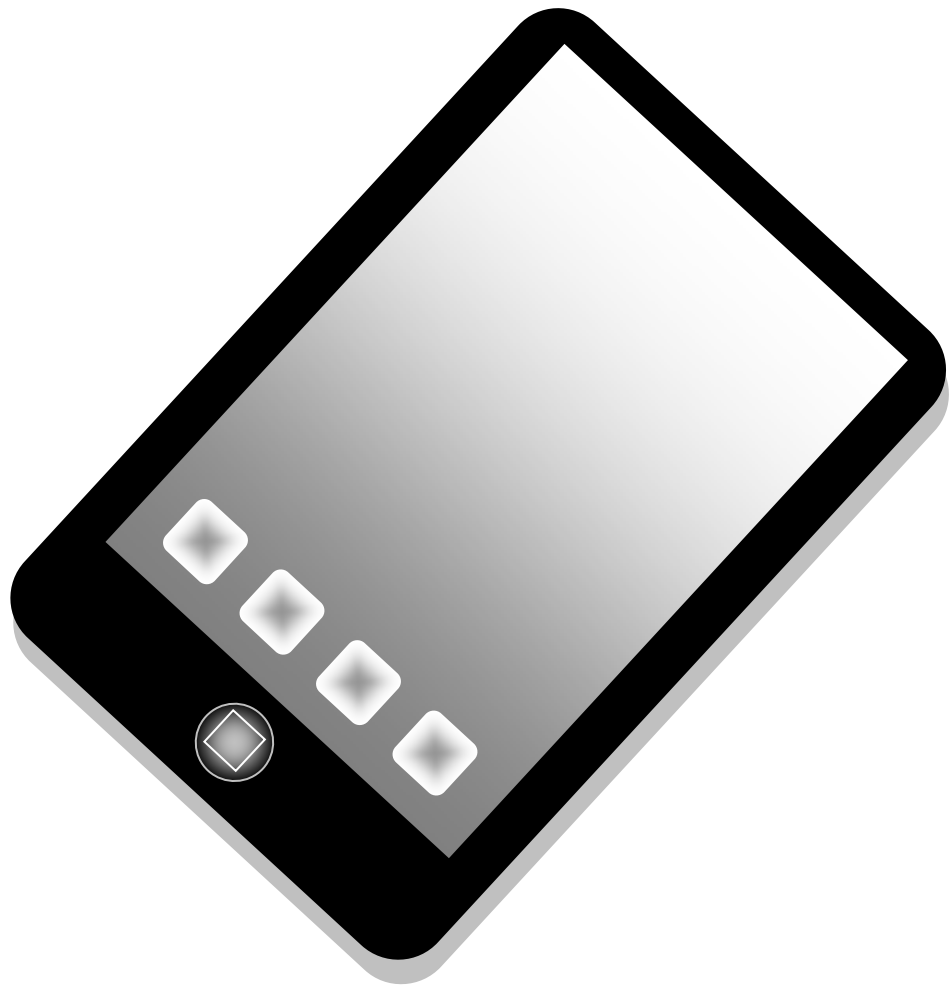
	L1：小学校1～2年	L2：小学校3～4年	L3：小学校5～6年	L4：中学校	L5：高等学校
c	c2～3：情報社会でのルール・マナーを遵守できる			c4：社会は互いにルール・法律を守ることによって成り立っていることを知る	c5：情報に関する法律の内容を理解し、遵守する
		c2-1：情報の発信や情報をやりとりする場合のルール・マナーを知り、守る	c3-1：何がルール・マナーに反する行為かを知り、絶対に行わない	c4-1：違法な行為とは何かを知り、違法だとわかった行動は絶対に行わない	c5-1：情報に関する法律の内容を積極的に理解し、適切に行動する
		ルールやエチケットを知り、守れるようになる	ルールやエチケットを守らないとどうなるのかを考える	不正アクセスは違法行為であり、厳しく禁止されていることを知る	情報発信に伴って発生する問題と個人の責任について考える
		話し合いのルールやマナーを知る	ルールやエチケットを守らない事例を知り、何がよくないのか考える	詐欺、誹謗中傷、不正アクセスなどの違法行為について理解する	
			c3-2：「ルールや決まりを守る」ということの社会的意味を知り、尊重する	c4-2：情報の保護や取扱いに関する基本的なルールや法律の内容を知る	c5-2：情報社会の活動に関するルールや法律を理解し、適切に行動する
			社会生活を送る上で守らなければならない「ルールや決まり」があることを理解する	個人情報の保護の重要性を知り、一度流出した個人情報は散り返すことができないことを理解する	知的財産権を尊重し、ルールに即した取扱いができるようになる
				知的財産権（著作権・特許等）の基本的な考え方を知る	
			c3-3：契約行為の意味を知り、勝手な判断で行わない	c4-3：契約の基本的な考え方を知り、それに伴う責任を理解する	c5-3：契約の内容を正確に把握し、適切に行動する
			インターネット上の「はい」や「同意する」のボタンはむやみに押さない	ネットショッピングやネットオークションにおける危険性を理解する	特定商取引法等の消費者を保護する法律について知る
			オンラインショッピングの危険性を知る	ネットショッピングの安全な利用方法について理解する	



3 安全への配慮

	L1：小学校1～2年	L2：小学校3～4年	L3：小学校5～6年	L4：中学校	L5：高等学校
d	d1～3：情報社会の危険から身を守るとともに、不適切な情報に対応できる			d4～5：危険を予測し被害を予防するとともに、安全に活用する	
	d1-1：大人と一緒に使い、危険に近づかない	d2-1：危険に出会ったときは、大人に意見を求め、適切に対応する	d3-1：予測される危険の内容がわかり、避ける	d4-1：安全性の面から、情報社会の特性を理解する	d5-1：情報社会の特性を意識しながら行動する
	子どもだけで携帯電話やパソコンを利用しない	危険に出会ったときは、すぐに保護者や先生に知らせる	出会い系のサイトやネット詐欺などの危険性を知り、巻き込まれないようにする	不審なホームページやメールをむやみに開かないよう、正しい判断ができるようになる	携帯電話や電子メールなどのコミュニケーションツールの特性を理解して、安全に利用するために必要な判断力を身につける
		変なメッセージを受け取ったら、すぐに保護者や先生に知らせる		中学生が遭遇しそうな犯罪の手口を知り、巻き込まれないようにする	
				ネットワーク上の相手は必ずしも現実の姿と同一でないことを認識する	
	d1-2：不適切な情報に出合わない環境で利用する	d2-2：不適切な情報に出会ったときは、大人に意見を求め、適切に対応する	d3-2：不適切な情報であるものを認識し、対応できる	d4-2：トラブルに遭遇したとき、主体的に解決を図る方法を知る	d5-2：トラブルに遭遇したとき、さまざまな方法で解決できる知識と技術を持つ
		知らない人からのメールやチェーンメールを受け取ったら、すぐに保護者や先生に知らせる	迷惑メールや危険なメールに対する知識を身につける	自分だけで解決しようとせず、保護者や教員に相談するなどの正しい判断ができるようになる	ネットショッピング、ネットオークション等の問題点を知り、対処法を身につける
			迷惑メールや危険なメールへの対処方法を身につける	トラブルへの具体的な対処方法や相談機関への連絡方法を知る	
e	e1～3：情報を正しく安全に利用することに努める			e4～5：情報を正しく安全に活用するための知識や技術を身につける	
		e2-1：情報には誤ったものもあることに気付く	e3-1：情報の正確さを判断する方法を知る	e4-1：情報の信頼性を吟味できる	e5-1：情報の信頼性を吟味し、適切に対応できる
		情報の中にはモラルに反するものや誤ったものがあることを知る	受け取った情報を鵜呑みにせず、別の方法で確かめる	発信されている情報が全て信頼できるものとは限らないことを知り、他の情報と比較して信頼できるものかどうかを判断できるようにする	情報の信頼性について考え、正しい情報を選ぶ力を身につける
			インターネット上の情報を鵜呑みにせずその正確さを判断する方法を知る	情報の確かさや有用性を判断でき、有害なものを無視できる	
	e1-2：知らない人に、連絡先を教えない	e2-2：個人の情報は、他人にもらさない	e3-2：自他の個人情報、第三者にもらさない	e4-2：自他の情報の安全な取扱いに関して正しい知識を持って行動できる	e5-2：自他の情報の安全な取扱いに関して、正しい知識を持って行動できる
	知らない人に、自宅や友だちの家の住所や電話番号などを教えない	掲示板、ブログ、チャットなどの安全な利用方法を知る	掲示板、ブログ、チャットなどで個人情報をもらさないようにする	個人情報の大切さを理解し、安易に個人情報の発信をしないようにする	誤った情報や偏った情報が人間の判断に及ぼす影響を考え、不適切な情報への対処法を知る
		掲示板やブログに自分や他人の情報を書き込まない		基本的に暗号化通信技術を使って、安全に情報通信を行う	

	L1：小学校1～2年	L2：小学校3～4年	L3：小学校5～6年	L4：中学校	L5：高等学校
f	f 1～3：安全や健康を害するような行動を抑制できる			f 4～5：自他の安全や健康を害するような行動を抑制できる	
	f 1-1：決められた利用の時間や約束を守る	f 2-1：健康のために利用時間を決めを守る	f 3-1：健康を害するような行動を自制する	f 4-1：健康の面に配慮した、情報メディアとのかかわり方を意識し、行動できる	f 5-1：健康の面に配慮した、情報メディアとのかかわり方を意識し、行動できる
	基本的な生活習慣を身につける	健康のために、ゲーム機の使い方やテレビの見方について考える	コンピュータやインターネットの長時間の利用は、体や心に影響を及ぼすことを知る	携帯電話やインターネットを長時間利用した場合の生活や心身に起こる影響を考え、正しい使い方ができるようになる	携帯電話依存症、ネット依存症について考える
	テレビやゲーム機の利用時間を守る	テレビやゲーム機の利用時間を決め、それを守る	ゲーム機やインターネットの長時間利用は、心身に影響を及ぼすことを知る	情報機器の利用の仕方を誤ると心身の健康に問題が起きうことを知る	
			f 3-2：人の安全を脅かす行為を行わない	f 4-2：自他の安全面に配慮した、情報メディアとのかかわり方を意識し、行動できる	f 5-2：自他の安全面に配慮した、情報メディアとのかかわり方を意識し、行動できる
			ネットワーク上の他人のデータを勝手に利用しない	携帯電話などの情報機器を使用してはいけない場所があることを理解する	ネットいじめ、学校裏サイトについて考え、自他の安全面に配慮して行動できるようにする



4 情報セキュリティ

	L1：小学校1～2年	L2：小学校3～4年	L3：小学校5～6年	L4：中学校	L5：高等学校
g		g2～3：生活の中で必要となる情報セキュリティの基本を知る		g4～5：情報セキュリティに関する基礎的・基本的な知識を身につける	
		g2-1：認証の重要性を理解し、正しく利用できる	g3-1：不正使用や不正アクセスされないように利用できる	g4-1：情報セキュリティの基礎的な知識を身につける	g5-1：情報セキュリティに関する基本的な知識を身につけ、適切な行動ができる
		IDやパスワードは他人に教えない	パスワードは自分で管理しなければならないことを理解する	漏れた情報がどのように悪用される可能性があるのかを知る	情報通信ネットワークの仕組みと情報セキュリティを確保するための方法を理解する
		IDやパスワードの重要性を理解し、他人に教えない	どのようにして個人情報や情報が漏れていくかを知り、生活の中で必要となる情報セキュリティの基本を身につける		
h			h3：情報セキュリティの確保のために、対策・対応がとれる	h4～5：情報セキュリティの確保のために、対策・対応がとれる	
			h3-1：情報の破壊や流出を防ぐ方法を知る	h4-1：基礎的なセキュリティ対策が立てられる	h5-1：情報セキュリティに関し、事前対策・緊急対応・事後対策ができる
			コンピュータウイルスの危険性を知る	コンピュータウイルスがコンピュータやネットワークに及ぼす危険性を理解し、適切な予防対策ができるようにする	個人認証や暗号化の必要性、情報ネットワークの保守管理の重要性を知る
			ウイルスの危険性を知り、基本的な対策を身につける	不正アクセスによって、情報の漏洩が起る可能性があることを知り、基本的な対策をとることができる	

5 公共的なネットワーク社会の構築

	L1：小学校1～2年	L2：小学校3～4年	L3：小学校5～6年	L4：中学校	L5：高等学校
i		i2～3：情報社会の一員として、公共的な意識をもつ		i4～5：情報社会の一員として、公共的な意識をもち、適切な判断や行動ができる	
		i2-1：協力し合っ てネットワークを使う	i3-1：ネットワ ークは共用のものである という意識を持って使 う	i4-1：ネットワ ークの公 共性を意識して行動する	i5-1：ネットワ ークの 公共性を維持するた めに、主体的に行動する
		ネットワークは色々な 人が使用していること を知り、協力して使う ことができる	インターネット上では、 同じ興味や関心を持 った人が掲示板を使 って情報交換しあ っていることを知る	ネットワーク上のコ ミュニ ティに適切な方法で 参加する ことができる	望ましい情報社会の あり 方を考える
			インターネット上での 適切な情報交換によ って、みんなの生活 を豊 かにすることができ ることを知る		

情報モラル教育指導計画

○ 小学校低学年

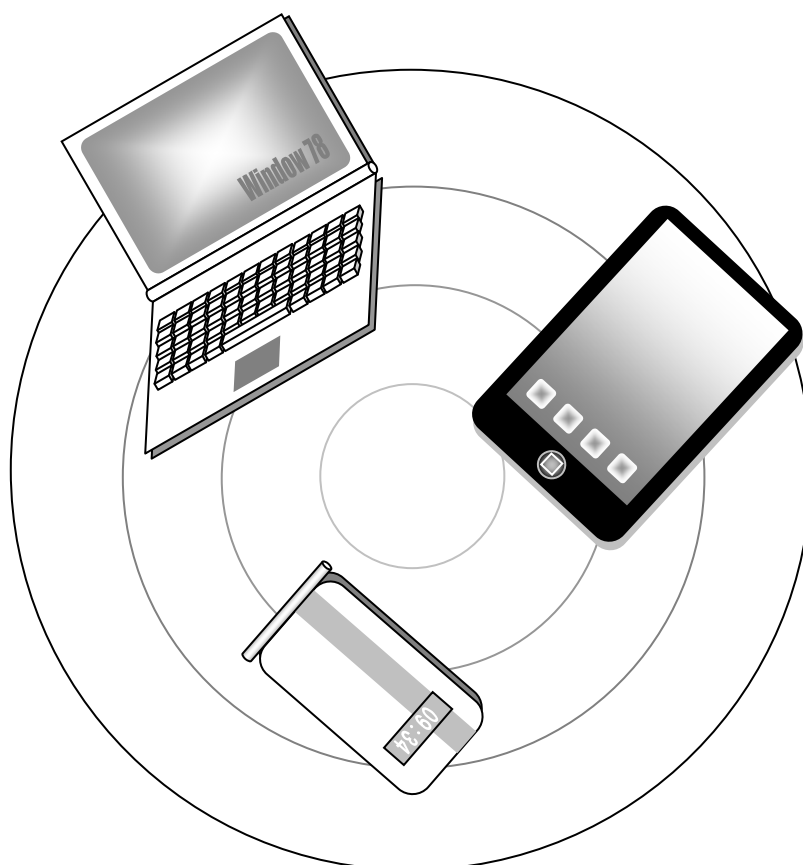
分類	大目標	中目標	小目標	指導目標	家庭との連携	関連教科	関連ワード 関連Q&A
1. 情報社会の倫理	a1：発信する情報や情報社会での行動に責任を持つ	a1-1：約束や決まりを守る	人との約束を守る	人と交わした約束を守ることの大切さを知り、約束を守ることができる	約束を守ることが将来の様々な決まりを守る姿勢につながることを啓発する	道徳	Q1、Q2
3. 安全への知恵	f1：安全や健康を害するような行動を抑制できる	f1-1：決められた利用の時間や約束を守る	基本的な生活習慣を身につける	決められた時間を守ることの大切さを知り、時間を守ることができる	基本的な生活習慣を身につけることが将来の携帯依存やネット依存を防ぐことにつながることを啓発する		携帯依存 ネット依存 Q20
3. 安全への知恵	f1：安全や健康を害するような行動を抑制できる	f1-1：決められた利用の時間や約束を守る	テレビやゲーム機の利用時間を守る	テレビやゲーム機を利用する時間を決め、守ることができる	家庭での約束を決めること、また、それを守ることが将来の携帯依存等を防ぐことにつながることを啓発する		テレビ ゲーム機 携帯依存 ネット依存 Q20
1. 情報社会の倫理	a1：発信する情報や情報社会での行動に責任を持つ	a1-1：約束や決まりを守る	コンピュータを使うときの約束を守る	コンピュータを使うときには色々な約束があることを知り、約束を守って使う	約束を守ることが将来の様々な決まりを守る姿勢につながることを啓発する	道徳	コンピュータ
1. 情報社会の倫理	b1：情報に関する自分や他者の権利を尊重する	b1-1：人の作ったものを大切にすることを心をもつ	みんなが使うものを大切に	みんなでするものは大切にすることを理解する	公共物などを大切にすることを理解することにより、将来的に著作権や肖像権の保護につながることを啓発する		著作権 肖像権
3. 安全への知恵	e1：情報を正しく安全に利用することに努める	e1-2：知らない人に、連絡先を教えない	知らない人に、自宅や友だちの家の住所や電話番号などを教えない	知らない人に、自分や友だちの電話番号や住所などを教えるはいけないことを理解する	電話番号や住所など個人情報を他人に教えないことを家庭でも理解させるよう啓発する		個人情報 Q17
1. 情報社会の倫理	a1：発信する情報や情報社会での行動に責任を持つ	a1-1：約束や決まりを守る	インターネット利用上のルールとマナーを知り、身につける	インターネットを使うときのルールやマナーを身につけることができる	インターネットを使うときのルールやマナーを家庭で使用するときにも守るよう啓発する	道徳	インターネット
3. 安全への知恵	d1：情報社会の危険から身を守るとともに、不適切な情報に対応できる	d1-1：大人と一緒に使い、危険に近づかない	子どもたちだけパソコンや携帯電話を利用しない	子どもだけでパソコンや携帯電話を利用すると危険に巻き込まれる可能性があることを理解する	携帯電話やパソコンを利用すると危険に巻き込まれる恐れがあることを啓発する		パソコン 携帯電話 Q14

※ 関連教科の太字は学習指導要領に指導内容として記載されているもの、斜体字は学習指導要領解説に指導内容として記載されているもの

○ 小学校中学年

分類	大目標	中目標	小目標	指導目標	家庭との連携	関連教科	関連ワード 関連Q&A
1. 情報 社会の倫 理	b2: 情報に 関する自分や 他者の権利を 尊重する	b2-1: 自 分の情報や他 人の情報を大 切にする	人と協力する気持ち を大切にする	人と協力する気持 ちを大切にするこ との重要性を理解 する	人と協力する気持ち を持ち、自分や人 が作ったものを大 切にする姿勢を持 つこと、情報の提 供に感謝の気持ち を持つことを通し 、将来の知的財産 権の尊重につな がることを啓発す る	国語 総合	
1. 情報 社会の倫 理	b2: 情報に 関する自分や 他者の権利を 尊重する	b2-1: 自 分の情報や他 人の情報を大 切にする	自分の作ったもの や友だちが作り たものを大切 にする	自分の作ったもの や友だちが作り たものを大切 にする気持 ちを持つ		国語 総合	個人情報
1. 情報 社会の倫 理	b2: 情報に 関する自分や 他者の権利を 尊重する	b2-1: 自 分の情報や他 人の情報を大 切にする	情報の提供に対し 、感謝の気持ち を持つ	情報を得ること も物をもること と同様であり 、感謝の気持ち を持つことが できるように する		国語 総合	
3. 安全 への知恵	f2: 安全 や健康を害す ような行動を 抑制できる	f2-1: 健 康のために利 用時間を決め 守る	健康のために、ゲ ーム機の使い方 やテレビの見 方について考 える	テレビやゲーム 機の利用の仕方 によっては健康 を害すること を知り、正しい 見方考える	まず身近なテレビ やゲーム機など の利用の仕方 にルールをつ くり守らせる ことが将来の携 帯依存やネット 依存につな がることを啓 発する	特活	テレビ ゲーム機 携帯依存 ネット依存 Q20
3. 安全 への知恵	f2: 安全 や健康を害す ような行動を 抑制できる	f2-1: 健 康のために利 用時間を決め 守る	テレビやゲーム 機の利用時間を 決め、それを 守る	健康のために テレビやゲーム 機を利用する 時間を決め 、守ることが できる		特活	テレビ ゲーム機 携帯依存 ネット依存 Q20
2. 法 の理解と 遵守	c2: 情報 社会でのル ール・マナー を遵守でき る	c2-1: 情 報の発信や 情報を受け 取る場合の ルール・マ ナーを知り 、守る	話し合いのル ールやマナー を知る	話し合いのル ールやマナー を理解する ことができる	話し合いのル ールやマナー を理解する ことができる	国語 総合	Q9
2. 法 の理解と 遵守	c2: 情報 社会でのル ール・マナー を遵守でき る	c2-1: 情 報の発信や 情報を受け 取る場合の ルール・マ ナーを知り 、守る	ルールやエ チケットを知 り、守れるよ うになる	話し合いと同 様にネット上 でのルール やエチケット があること を知り、守 ることができる	ネット上のル ールやマナー を守ることが ホームページ やブログなど の情報発信に ついてもつ ながることを 啓発する	国語 総合	ホームペ ージ ブログ Q9
3. 安全 への知恵	d2: 情報 社会の危険 から身を守 るとともに 、不適切な 情報に対 応できる	d2-1: 危 険に出会 ったときは 、大人に 意見を求 め、適切 に対応す る	危険に出 会ったとき は、すぐ に保護者 や先生に 知らせる	危険に出 会った時 はすぐに 大人の知 らせるこ とを理解 する			Q14
3. 安全 への知恵	d2: 情報 社会の危険 から身を守 るとともに 、不適切な 情報に対 応できる	d2-1: 危 険に出会 ったときは 、大人に 意見を求 め、適切 に対応す る	変なメ ッセージ を受け 取ったら 、すぐに 保護者 や先生に 知らせる	インター ネット上 でも危険 や不安を 感じたら すぐに 大人に 知らせる ことを 理解す る	インター ネット上 も含め 危険を 感じ、 危険を 回避す る姿勢 を身に 付ける ことが 自分の 身を 守るこ とにつ ながる ことを 啓発す る		Q14
3. 安全 への知恵	d2: 情報 社会の危険 から身を守 るとともに 、不適切な 情報に対 応できる	d2-2: 不 適切な情 報に出 会った ときは 、大人 に意見 を求め 、適切 に対応 する	知らない 人からの メール やチェ ーンメ ールを 受け取 たら、 すぐに 保護者 や先生 に知らせ る	インター ネット上 でも危険 や不安 を感じ たら すぐに 大人に 知らせ るこ とを 理解す る			チェ ーン メ ール 迷 惑 メ ール Q14
3. 安全 への知恵	e2: 情報 を正しく 安全に 利用す ること に努め る	e2-1: 情 報には 誤った ものも あるこ とに気 づく	情報の中 にはモ ラルに 反する ものや 誤った もの がある ことを 知る	ネット上 の情報 には必 ずしも 正しく ない情 報があ ること を知る	ネット上 の情報 には悪 意を持 ったも のなど あり、 そのこ とをし るこ とが トラブ ルに 巻き 込ま れない こと につ なが るこ とを 啓発 する		ホーム ペ ー ジ ブ ロ グ Q18

分類	大目標	中目標	小目標	指導目標	家庭との連携	関連教科	関連ワード 関連Q&A
1. 情報社会の倫理	a2: 発信する情報や情報社会での行動に責任を持つ	a2-1: 相手への情報や他人の情報を大切にすること	インターネット上の掲示板などに悪口を書かない	インターネット上の掲示板などに悪口を書かないことを理解する	情報を発信するときは気をつけなければならないマナーやエチケットがあり、それを理解することが上手にネットを利用することであることを啓発する	国語 道徳 総合	掲示板
1. 情報社会の倫理	a2: 発信する情報や情報社会での行動に責任を持つ	a2-1: 相手への情報や他人の情報を大切にすること	受け手の気持ちを考えて情報を発信すること	ネットの向こう側には必ず相手がいることを知り、情報を発信できる		国語 道徳 総合	掲示板 Q3
3. 安全への知恵	e2: 情報を正しく安全に利用することに努める	e2-2: 個人の情報は、他人にもらさない	掲示板、ブログ、チャットなどの安全な利用方法を知る	掲示板、ブログ、チャットなどを安全に利用することができる	掲示板やブログ、チャットなどの仕組みを理解し個人情報を公開しないことがトラブルに巻き込まれないことにつながることを啓発する		掲示板 ブログ チャット Q19
3. 安全への知恵	e2: 情報を正しく安全に利用することに努める	e2-2: 個人の情報は、他人にもらさない	掲示板やブログに自分や他人の情報を書き込まない	掲示板、ブログ、チャットなどに個人情報を公開しないことを理解する			掲示板 ブログ チャット Q19
5. 公共的なネットワーク社会の構築	i2: 情報社会の一員として、公共的な意識をもつ	i2-1: 協力し合ってネットワークを使う	ネットワークは色々な人が使用していることを知り、協力して使うことができる	ネットワークは色々な人が使用していることを理解するとともに協力して使用できる	ネットワークの公用性について啓発する	総合	Q25
4. 情報セキュリティ	g2: 生活の中で必要となる情報セキュリティの基本を知る	g2-1: 認証の重要性を理解し、正しく利用できる	IDやパスワードは他人に教えない	IDやパスワードは他人に教えてはいけなことを理解する	学校のパソコンなどで使用しているIDやパスワードは将来メールやネットショッピングなどで使用されるIDパスワードにもつながること、非常に重要な意味を持つことを啓発する		ID パスワード Q22
4. 情報セキュリティ	g2: 生活の中で必要となる情報セキュリティの基本を知る	g2-1: 認証の重要性を理解し、正しく利用できる	IDやパスワードの重要性を理解し、他人に教えない	IDやパスワードの重要性を理解する			ID パスワード Q22



○ 小学校高学年

分類	大目標	中目標	小目標	指導目標	家庭との連携	関連教科	関連ワード 関連Q&A
5. 公共的なネットワーク社会の構築	i3: 情報社会の一員として、公共的な意識をもつ	i3-1: ネットワークは共用のものであるという意識を持って使う	インターネット上では、同じ興味や関心を持った人が掲示板を使って情報交換しあっていることを知る	インターネット上での掲示板等を使っての情報交換によって生活を豊かにすることができることを理解する	インターネットを上手に利用することにより、生活を豊かにすることができること、また、迷惑になる行為は行わないことが、今後情報社会で生きていくうえで必要なことを啓発する。	社会	掲示板 ブログ チャット Q25
5. 公共的なネットワーク社会の構築	i3: 情報社会の一員として、公共的な意識をもつ	i3-1: ネットワークは共用のものであるという意識を持って使う	インターネット上での適切な情報交換によって、みんなの生活を豊かにすることができることを知る			社会	Q25
1. 情報社会の倫理	a3: 発信する情報や情報社会での行動に責任を持つ	a3-1: 他人や社会への影響を考慮して行動する	インターネット上の迷惑行為を知る	インターネット上での迷惑行為について理解する		社会 家庭 総合	Q4
1. 情報社会の倫理	a3: 発信する情報や情報社会での行動に責任を持つ	a3-1: 他人や社会への影響を考慮して行動する	携帯電話を利用するときのルールとマナーを知る	携帯電話を利用するときには基本的なルールやマナーがあることを理解する		社会 家庭 総合	携帯電話 Q5
1. 情報社会の倫理	a3: 発信する情報や情報社会での行動に責任を持つ	a3-1: 他人や社会への影響を考慮して行動する	インターネット上でのエチケット（ネチケット）や、携帯電話の利便性と問題点について考える		携帯電話について所持することを含め、利便性や問題点について啓発し、基本的な使用のルールやエチケットなどを啓発するとともに、その必要性についても話題にし、家庭でも話し合う機会を持ってもらうよう働きかける	社会 家庭 総合	携帯電話 インターネット Q5
2. 法の理解と遵守	c3: 情報社会でのルール・マナーを遵守できる	c3-1: 何がルール・マナーに反する行為かを知り、絶対に行わない	ルールやエチケットを守らないとどうなるのかを考える	携帯電話の利便性、問題点についてインターネット上のエチケットも含め理解することができる		道徳	Q9
2. 法の理解と遵守	c3: 情報社会でのルール・マナーを遵守できる	c3-1: 何がルール・マナーに反する行為かを知り、絶対に行わない	ルールやエチケットを守らない事例を知り、何がよくないのか考える			道徳	Q9
2. 法の理解と遵守	c3: 情報社会でのルール・マナーを遵守できる	c3-2: 「ルールや決まりを守る」ということの社会的意味を知り、尊重する	社会生活を送る上で守らなければならない「ルールや決まり」があることを理解する	社会生活を送る上で守らなければならない「ルールや決まり」があることを情報社会と関連付けて理解できる	ルールや決まりを守ることの重要性を啓発するとともにそれが情報社会でも同様であることを啓発する	社会 家庭 道徳	インターネット Q9
3. 安全への知恵	d3: 情報社会の危険から身を守るとともに、不適切な情報に対応できる	d3-1: 予測される危険の内容がわかり、避ける	出会い系のサイトやネット詐欺などの危険性を知り、巻き込まれないようにする			総合	出会い系サイト ネット詐欺 Q15
3. 安全への知恵	d3: 情報社会の危険から身を守るとともに、不適切な情報に対応できる	d3-2: 不適切な情報であることを認識し、対応できる	迷惑メールや危険なメールに対する知識を身につける	インターネット上には悪意を持ったものがあることを知り、その対処法を身につけることができる	インターネット上には悪意を持ったものがあることを伝えるとともにその対処法について啓発する		迷惑メール Q15
3. 安全への知恵	d3: 情報社会の危険から身を守るとともに、不適切な情報に対応できる	d3-2: 不適切な情報であることを認識し、対応できる	迷惑メールや危険なメールへの対処方法を身につける				迷惑メール Q15

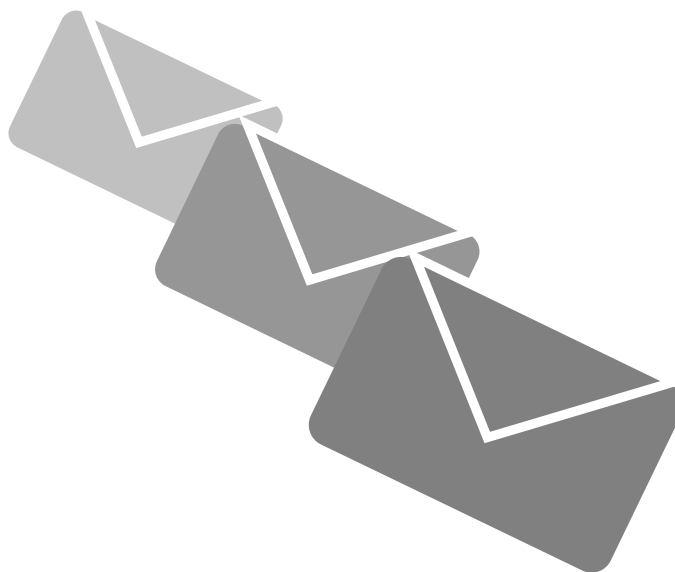
分類	大目標	中目標	小目標	指導目標	家庭との連携	関連教科	関連ワード 関連Q&A
3. 安全への知恵	e3: 情報を正しく安全に利用することに努める	e3-1: 情報の正確さを判断する方法を知る	受け取った情報を鵜呑みにせず、別の方法で確かめる	インターネット上の情報には必ずしも正しいものばかりではないことを理解し、できるだけ信頼できる情報を得ることができるような方法を身につける	インターネット上の情報には正しいものばかりではないこと、それを踏まえ正しい情報を適切に選択することができる力を身につけることがこれからの情報社会の中で必要になることを啓発する	社会 総合	Q18
3. 安全への知恵	e3: 情報を正しく安全に利用することに努める	e3-1: 情報の正確さを判断する方法を知る	インターネット上の情報を鵜呑みにせずその正確さを判断する方法を知る	個人情報をもらすことの危険性を理解し、もらさないようにすることができる	個人情報の取扱いについて家庭でも動きかけてもらうよう啓発する	社会 総合	インターネット Q18
3. 安全への知恵	e3: 情報を正しく安全に利用することに努める	e3-2: 自他の個人情報を、第三者にもらさない	掲示板、ブログ、チャットなどで個人情報をもらさないようにする	個人情報をもらすことの危険性を理解し、もらさないようにすることができる	個人情報の取扱いについて家庭でも動きかけてもらうよう啓発する		掲示板 ブログ チャット
3. 安全への知恵	f3: 安全や健康を害するような行動を抑制できる	f3-1: 健康を害するような行動を自制する	コンピュータやインターネットの長時間の利用は心身に影響を及ぼすことを知る	ゲーム機やコンピュータ、携帯電話も含め、長時間の利用が心身に影響を及ぼすことを理解する	ゲーム機やコンピュータ、携帯電話などの使用についてのルール作りなどの重要性を啓発する	道徳 特活	ゲーム機 コンピュータ 携帯電話 Q20
3. 安全への知恵	f3: 安全や健康を害するような行動を抑制できる	f3-1: 健康を害するような行動を自制する	ゲーム機やインターネットの長時間利用は、心身に影響を及ぼすことを知る	ゲーム機やインターネットの長時間利用は、心身に影響を及ぼすことを理解する	ゲーム機やコンピュータ、携帯電話などの使用についてのルール作りなどの重要性を啓発する	道徳 特活	ゲーム機 コンピュータ 携帯電話 Q20
3. 安全への知恵	f3: 安全や健康を害するような行動を抑制できる	f3-2: 人の安全を脅かす行為を行わない	ネットワーク上の他人のデータを勝手に利用しない	ネットワーク上の他人のデータを勝手に利用してはいけないことを理解する	ネットワーク上の他人のデータもそれぞれの著作物であり、法律で保護され勝手に利用できないことを啓発する	総合	Q21
4. 情報セキュリティ	g3: 生活の中で必要となる情報セキュリティの基本を知る	g3-1: 不正使用や不正アクセスされないように利用できる	パスワードは自分で管理しなければならないことを理解する	パスワードやIDの管理について理解するとともに、パスワードなどを含めた個人情報を保護について理解し、情報セキュリティの基本を身につけることができる	個人情報の保護についてパスワードやIDの管理も含めて、情報セキュリティの基本について啓発する		パスワード ID
4. 情報セキュリティ	g3: 生活の中で必要となる情報セキュリティの基本を知る	g3-1: 不正使用や不正アクセスされないように利用できる	どのようにして個人情報が漏れていくかを知り、生活の中で必要となる情報セキュリティの基本を身につける	どのようにして個人情報が漏れていくかを知り、生活の中で必要となる情報セキュリティの基本を身につける	どのようにして個人情報が漏れていくかを知り、生活の中で必要となる情報セキュリティの基本を身につける		パスワード ID
4. 情報セキュリティ	h3: 情報セキュリティの確保のために対策・対応がとれる	h3-1: 情報の破壊や流出を防ぐ方法を知る	コンピュータウイルスの危険性を知る	コンピュータウイルスの危険性などを知り、適切に対処できる	コンピュータウイルスの危険性とそれに対する適切な対応について家庭に啓発する		コンピュータ ウイルス Q24
4. 情報セキュリティ	h3: 情報セキュリティの確保のために対策・対応がとれる	h3-1: 情報の破壊や流出を防ぐ方法を知る	ウイルスの危険性を知り、基本的な対策を身につける	ウイルスの危険性を知り、基本的な対策を身につける	ウイルスの危険性を知り、基本的な対策を身につける		コンピュータ ウイルス Q24
1. 情報社会の倫理	b3: 情報に関する自分や他者の権利を尊重する	b3-1: 情報にも、自他の権利があることを知り、尊重する	著作物には著作権があることを知り、適切な対応をとれるようになる	著作物には著作権があることを理解し、尊重できる	著作権の尊重について家庭に啓発するとともに法律で守られていることなどに触れ、理解を深める	国語 道徳 総合	著作権 Q7
1. 情報社会の倫理	b3: 情報に関する自分や他者の権利を尊重する	b3-1: 情報にも、自他の権利があることを知り、尊重する	著作権について基本的な知識を身につけ、尊重できるようになる	著作権について基本的な知識を身につけ、尊重できるようになる	著作権について基本的な知識を身につけ、尊重できるようになる	国語 道徳 総合	著作権 Q7
2. 法の理解と遵守	c3: 情報社会でのルール・マナーを遵守できる	c3-3: 契約行為の意味を知り、勝手な判断で行わない	インターネット上の「はい」や「同意する」のボタンはむやみに押さない	インターネット上のショッピングなど契約行為の危険性について理解し、適切な利用法について知る	オンラインショッピングなどの契約行為の危険性などについて啓発し、子どもだけで利用するようなことのないように啓発する		Q10
2. 法の理解と遵守	c3: 情報社会でのルール・マナーを遵守できる	c3-3: 契約行為の意味を知り、勝手な判断で行わない	オンラインショッピングの危険性を知る	オンラインショッピングの危険性を知る	オンラインショッピングの危険性を知る		オンライン ショッピング Q10

○ 中学校

分類	大目標	中目標	小目標	指導目標	家庭との連携	関連教科	関連ワード 関連Q&A
3. 安全への知恵	d4：危険を予測し被害を予防するとともに、安全に活用する	d4-1：安全性の面から、情報社会の特性を理解する	不審なホームページやメールをむやみに開かないよう、正しい判断ができるようになる	ネットワーク上には相手には現実の姿を偽っているものもあり、不当な行為によって利益を得ようとするものもいることを知り、犯罪行為に巻き込まれないようにすることができる	ネットワーク上の犯罪行為の実態について、情報を伝えるとともに、そういったものに巻き込まれないような適切な利用の方法について啓発する	技術	フィッシング詐欺 架空請求メール Q16
3. 安全への知恵	d4：危険を予測し被害を予防するとともに、安全に活用する	d4-1：安全性の面から、情報社会の特性を理解する	ネットワーク上の相手は、必ずしも現実の姿と同一でないことを認識する			技術	Q16
3. 安全への知恵	d4：危険を予測し被害を予防するとともに、安全に活用する	d4-1：安全性の面から情報社会の特性を理解する	中学生が遭遇しそうな犯罪の手法を知り巻き込まれないようにする			技術	Q16
3. 安全への知恵	d4：危険を予測し被害を予防するとともに、安全に活用する	d4-2：トラブルに遭遇したとき主体的に解決を図る方法を知る	自分だけで解決しようとせず、保護者や教員に相談するなどの正しい判断ができるようになる	トラブルに遭遇したときに自分だけで対処しようとせず、保護者や教員に相談するなど具体的な対処方法について理解するとともに、相談機関への連絡方法を知る	ネット上のトラブルについての適切な対処方法について身につけることや相談機関への連絡方法などを保護者に啓発する	家庭 社会	Q16
3. 安全への知恵	d4：危険を予測し被害を予防するとともに、安全に活用する	d4-2：トラブルに遭遇したとき、主体的に解決を図る方法を知る	トラブルへの具体的な対処方法や相談機関への連絡方法を知る			家庭 社会	Q16
3. 安全への知恵	e4：情報を正しく安全に活用するための知識や技術を身につける	e4-1：情報の信頼性を吟味できる	発信されている情報が全て信頼できるものとは限らないことを知り、他の情報と比較して信頼できるものかどうかを判断できるようになる	情報を他の情報と比較することによって、信頼性、有用性を判断し、信頼できるものを利用し、有害なものを無視することができる	様々な情報の中から、信頼性の高い情報を得る方法について、また有害な情報についての対処法について家庭へ啓発を図る	数学 理科 保体	Q18
3. 安全への知恵	e4：情報を正しく安全に活用するための知識や技術を身につける	e4-1：情報の信頼性を吟味できる	情報の確かさや有用性を判断でき、有害なものを無視できる			数学 理科 保体	Q18
1. 情報社会の倫理	a4：情報社会への参画において、責任ある態度で臨み、義務を果たす	a4-1：情報社会における自分の責任や義務について考え行動する	携帯電話の安全な使い方を知る	携帯電話の安全な使い方を知るとともに携帯電話におけるメールやプロフなどの特性を理解し、責任を持った情報発信ができるようになる	携帯電話について利便性や問題点、基本的な使用のルールやエチケット、マナーなどを伝えるとともに、利用する際にはメールやプロフなどの特性を保護者、生徒が理解した上で使用することについて啓発を図る	保体 技術 保体 技術 特活	携帯電話 Q6
1. 情報社会の倫理	a4：情報社会への参画において、責任ある態度で臨み、義務を果たす	a4-1：情報社会における自分の責任や義務について考え行動する	メールの特性を理解した上で、メールやプロフを使う際のルールやマナーを知り、責任を持った情報発信ができるようになる			保体 技術 保体 技術 特活	メール プロフ Q6
1. 情報社会の倫理	a4：情報社会への参画において、責任ある態度で臨み、義務を果たす	a4-1：情報社会における自分の責任や義務について考え行動する	発信された情報の影響を考え、責任を持ってコミュニケーションツールを活用できる			保体 技術 保体 技術 特活	Q6
1. 情報社会の倫理	a4：情報社会への参画において、責任ある態度で臨み、義務を果たす	a4-1：情報社会における自分の責任や義務について考え行動する	携帯電話のマナーやルールを理解する			保体 技術 保体 技術 特活	携帯電話 Q6

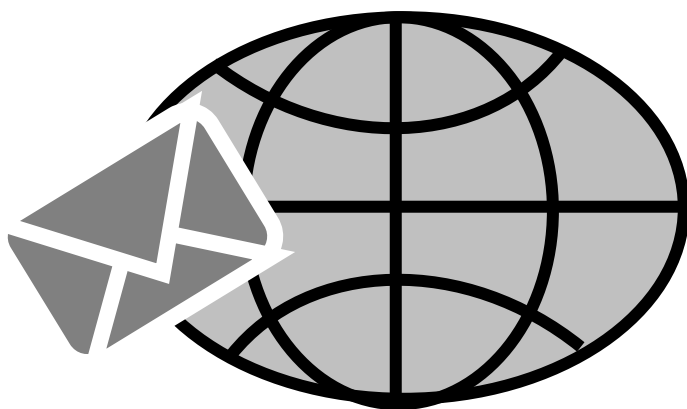
分類	大目標	中目標	小目標	指導目標	家庭との連携	関連教科	関連ワード 関連Q&A
2. 法の理解と遵守	c4:社会は互いにルール・法律を守ることによって成り立っていることを知る	c4-1:違法な行為とは何かを知り、違法だとわかった行動は絶対に行わない	不正アクセスは違法行為であり、厳しく禁止されていることを知る	不正アクセス、詐欺、誹謗中傷など、厳しく禁止されている違法行為について理解する	不正アクセス、詐欺、誹謗中傷などの法律上の禁止行為について伝えるとともに、法律を守ることを、違法行為を絶対に行わないことについて家庭にも啓発する	技術 保健 技術 特活	不正アクセス Q11
2. 法の理解と遵守	c4:社会は互いにルール・法律を守ることによって成り立っていることを知る	c4-1:違法な行為とは何かを知り、違法だとわかった行動は絶対に行わない	詐欺、誹謗中傷、不正アクセスなどの違法行為について理解する			技術 保健 技術 特活	詐欺 誹謗中傷 不正アクセス Q11
2. 法の理解と遵守	c4:社会は互いにルール・法律を守ることによって成り立っていることを知る	c4-2:情報の保護や取扱いに関する基本的なルールや法律の内容を知る	個人情報の保護の重要性を知り、一度流出した個人情報を取り返すことができないことを理解する	個人情報が流出すると取り返すことができないこと、悪用される可能性があることから個人情報の保護の重要性に気づき、守ろうとする態度を身につける	個人情報の保護について、その重要性を啓発するとともに、一度流出したら取り戻せないこと、悪用される可能性があることを伝え、守ろうとする態度を身につけることが大切であることを啓発する	技術 技術 特活	個人情報
4. 情報セキュリティ	g4:情報セキュリティに関する基礎的・基本的な知識を身につける	g4-1:情報セキュリティの基礎的な知識を身につける	漏れた情報がどのように悪用される可能性があるのかを知る			技術	Q23
4. 情報セキュリティ	h4:情報セキュリティの確保のために、対策・対応がとれる	h4-1:基礎的なセキュリティ対策が立てられる	コンピュータウイルスがコンピュータやネットワークに及ぼす危険性を理解し、適切な予防対策ができるようにする	不正アクセス、コンピュータウイルスなどから情報の漏洩を防ぐための対策をとることができる	不正アクセス、コンピュータウイルスなどから情報の漏洩を防ぐための対策について家庭への啓発を図る	技術	コンピュータウイルス Q24
4. 情報セキュリティ	h4:情報セキュリティの確保のために、対策・対応がとれる	h4-1:基礎的なセキュリティ対策が立てられる	不正アクセスによって、情報の漏洩が起る可能性があることを知り、基本的な対策をとることができる			技術	不正アクセス Q24
2. 法の理解と遵守	c4:社会は互いにルール・法律を守ることによって成り立っていることを知る	c4-2:情報の保護や取扱いに関する基本的なルールや法律の内容を知る	知的財産権(著作権・特許等)の基本的な考え方を知る			技術 技術 特活	知的財産権 Q12、Q13
1. 情報社会の倫理	b4:情報に関する自分や他者の権利を理解し、尊重する	b4-1:個人の権利・人格権・肖像権などを尊重する	肖像権について正しく理解し、写真などを利用する場合のルールを知る	知的財産権(著作権・特許等)について理解するとともに、人権やプライバシーを尊重した情報発信を行うことができる	著作権、肖像権などについて正しい理解を図るとともに人権やプライバシーの尊重した情報発信について理解を深めるために、写真や個人の著作物などの利用についてのルールについて啓発する	社会(公民) 美術 技術 技術	肖像権 Q8
1. 情報社会の倫理	b4:情報に関する自分や他者の権利を理解し、尊重する	b4-1:個人の権利・人格権・肖像権などを尊重する	人権やプライバシーを尊重した情報発信について理解する			社会(公民) 美術 技術 技術	人格権 肖像権 Q8
1. 情報社会の倫理	b4:情報に関する自分や他者の権利を理解し、尊重する	b4-2:著作権などの知的財産権を尊重する	著作権について正しく理解し、著作物を利用する場合のルールを知る			国語 音楽 美術 技術 国語 技術	著作権 Q8
3. 安全への知恵	e4:情報を正しく安全に活用するための知識や技術を身につける	e4-2:自他の情報の安全な取扱いに関して正しい知識を持って行動できる	個人情報の大切さを理解し、安易に個人情報の発信をしないようにする	個人情報の重要性について理解し、個人情報の発信には十分に気を使い、暗号化などの安全な通信技術のもとに行うことを理解する	個人情報についてその重要性の理解についての啓発を図るとともに発信する際には暗号化などの安全な通信技術のもとに行うよう啓発する	技術 数学	個人情報 Q18
3. 安全への知恵	e4:情報を正しく安全に活用するための知識や技術を身につける	e4-2:自他の情報の安全な取扱いに関して正しい知識を持って行動できる	基本的に暗号化通信技術を使って、安全に情報通信を行う			技術 数学	暗号化通信技術 Q18

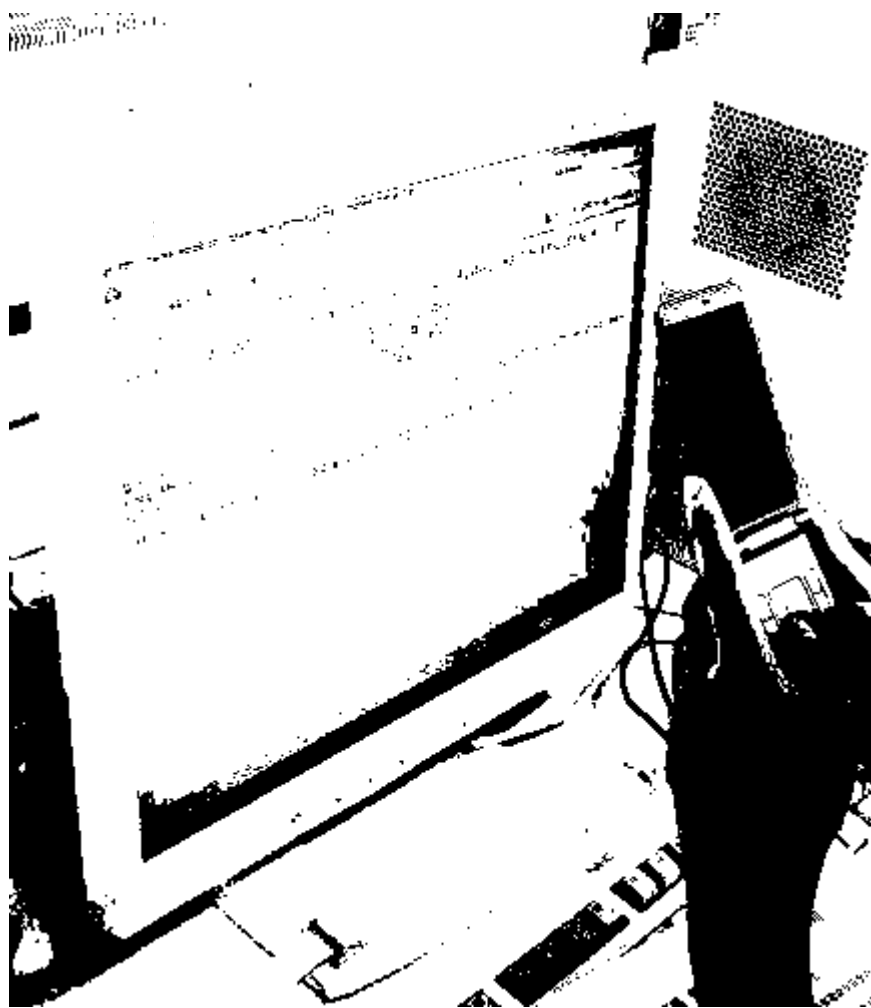
分類	大目標	中目標	小目標	指導目標	家庭との連携	関連教科	関連ワード
3. 安全への知恵	f 4：自他の安全や健康を害するような行動を抑制できる	f 4-1：健康の面に配慮した、情報メディアとのかかわり方を意識し、行動できる	携帯電話やインターネットを長時間利用した場合の生活や心身に起こる影響を考え、正しい使い方ができるようになる	携帯電話やインターネットなどを長時間利用したときの心身への影響を理解し、正しく使用できるようになるとともに、使用場所等を守り正しく使用できるようになる	携帯依存症やネット依存などについて心身への影響を理解することを啓発し、過度な使用について控えるよう啓発するとともに、使用場所などについても正しく使用できるよう啓発する	保体 保体 技術	携帯電話 インターネット Q20
3. 安全への知恵	f 4：自他の安全や健康を害するような行動を抑制できる	f 4-1：健康の面に配慮した、情報メディアとのかかわり方を意識し、行動できる	情報機器の利用の仕方を誤ると心身の健康に問題が起きうることを知る				依存症 Q20
3. 安全への知恵	f 4：自他の安全や健康を害するような行動を抑制できる	f 4-2：自他の安全面に配慮した、情報メディアとのかかわり方を意識し、行動できる	携帯電話などの情報機器を使用してはいけない場所があることを理解する				携帯電話 Q21
2. 法の理解と遵守	c 4：社会は互いにルール・法律を守ることによって成り立っていることを知る	c 4-3：契約の基本的な考え方を知り、それに伴う責任を理解する	ネットショッピングやネットオークションにおける危険性を理解する	ネットを利用した契約行為についての危険性について理解し、ショッピングやオークションを利用するに当たっては保護者の管理のもとに利用することを理解する	ネットを利用した契約行為については基本的に保護者の管理のもとに使用することを家庭にも啓発する	社会 (公民) 家庭	ネットショッピング ネットオークション Q10
2. 法の理解と遵守	c 4：社会は互いにルール・法律を守ることによって成り立っていることを知る	c 4-3：契約の基本的な考え方を知り、それに伴う責任を理解する	ネットショッピングの安全な利用方法について理解する				ネットショッピング Q10
5. 公共的なネットワーク社会の構築	i 4：情報社会の一員として、公共的な意識を持ち、適切な判断や行動ができる	i 4-1：ネットワークの公共性を意識して行動する	ネットワーク上のコミュニティに適切な方法で参加することができる	SNS やチャットなどネットワーク上のコミュニティに適切な方法で参加することができる	ネットワーク上のコミュニティについて、公共性を理解した上で適切に参加できるよう、啓発を図る	技術 数学 特活	SNS チャット Q25

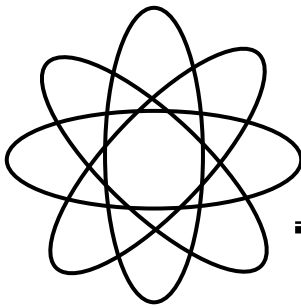


分類	大目標	中目標	小目標	指導目標	家庭との連携	関連教科	関連ワード
1. 情報社会の倫理	a5：情報社会への参画において責任ある態度で臨み義務を果たす	a5-1：情報社会において、責任ある態度をとり、義務を果たす	情報社会において必要なモラルと情報社会の課題について考える	情報社会において必要なモラルと情報社会の課題について考えることができる。個人のとるべき態度について考え、個人の義務を果たすことができる。	情報社会において必要なモラルと課題について考える機会を持つことを家庭に啓発するとともに、個人の義務を果たすことができるよう啓発する		情報モラル
1. 情報社会の倫理	a5：情報社会への参画において責任ある態度で臨み義務を果たす	a5-1：情報社会において、責任ある態度をとり、義務を果たす	情報社会において、個人が取るべき態度について考える	情報社会において必要なモラルと情報社会の課題について考えることができる。個人のとるべき態度について考え、個人の義務を果たすことができる。	情報社会において必要なモラルと課題について考える機会を持つことを家庭に啓発するとともに、個人の義務を果たすことができるよう啓発する		
3. 安全への知恵	e5：情報を正しく安全に活用するための知識や技術を身につける	e5-1：情報の信頼性を吟味し、適切に対応できる	情報の信頼性について考え、正しい情報を選ぶ力を身につける	情報の信頼性について考え、正しい情報を選ぶ力を身につけるとともに、不適切な情報への対処法がわかり、適正な対処をすることができる。	情報社会の中で正しい情報を選ぶ力を身につけ、不適切な情報への対処法を理解し、適切な対処をすることができるように家庭への啓発を図る		
3. 安全への知恵	e5：情報を正しく安全に活用するための知識や技術を身につける	e5-2：自他の情報の安全な取扱いに関して、正しい知識を持って行動できる	誤った情報や偏った情報が人間の判断に及ぼす影響を考え、不適切な情報への対処法を知る	情報の信頼性について考え、正しい情報を選ぶ力を身につけるとともに、不適切な情報への対処法がわかり、適正な対処をすることができる。	情報社会の中で正しい情報を選ぶ力を身につけ、不適切な情報への対処法を理解し、適切な対処をすることができるように家庭への啓発を図る		
1. 情報社会の倫理	b5：情報に関する自分や他者の権利を理解し、尊重する	b5-1：個人の権利（人格権、肖像権など）を理解し、尊重する	情報の保護することの必要性を理解する	個人情報人格権、肖像権などを尊重し、保護する必要性を理解できるとともに、個人情報について適正に取り扱うことができる。	個人情報の尊重と保護の必要性を啓発するとともに、その取扱いについて適正に取り扱うことができるよう啓発する		個人情報
1. 情報社会の倫理	b5：情報に関する自分や他者の権利を理解し、尊重する	b5-1：個人の権利（人格権、肖像権など）を理解し、尊重する	個人情報の取扱いやデータの持ち出しについて考える	個人情報人格権、肖像権などを尊重し、保護する必要性を理解できるとともに、個人情報について適正に取り扱うことができる。	個人情報の尊重と保護の必要性を啓発するとともに、その取扱いについて適正に取り扱うことができるよう啓発する		
2. 法の理解と遵守	c5：情報に関する法律の内容を理解し、遵守する	c5-1：情報に関する法律の内容を積極的に理解し適切に行動する	情報発信に伴って発生する問題と個人の責任について考える	情報発信に伴い、発生する問題について理解するとともに、著作権などの知的財産権について尊重し、ルールに即した取扱いができる。	情報を発信するに当たり、情報に関する法律を積極的に理解するとともに知的財産権について尊重でき、ルールに即した取扱いができるよう家庭への啓発を図る		
1. 情報社会の倫理	b5：情報に関する自分や他者の権利を理解し尊重する	b5-2：著作権などの知的財産権を理解し尊重する	著作権の保護の必要性について理解し、著作権を尊重する	情報発信に伴い、発生する問題について理解するとともに、著作権などの知的財産権について尊重し、ルールに即した取扱いができる。	情報を発信するに当たり、情報に関する法律を積極的に理解するとともに知的財産権について尊重でき、ルールに即した取扱いができるよう家庭への啓発を図る		著作権
2. 法の理解と遵守	c5：情報に関する法律の内容を理解し、遵守する	c5-2：情報社会の活動に関するルールや法律を理解し、適切に行動する	知的財産権を尊重しルールに即した取扱いができるようになる	情報発信に伴い、発生する問題について理解するとともに、著作権などの知的財産権について尊重し、ルールに即した取扱いができる。	情報を発信するに当たり、情報に関する法律を積極的に理解するとともに知的財産権について尊重でき、ルールに即した取扱いができるよう家庭への啓発を図る		知的財産権
2. 法の理解と遵守	c5：情報に関する法律の内容を理解し、遵守する	c5-3：契約の内容を正確に把握し適切に行動する	特定商取引法等の消費者を保護する法律について知る	特定商取引法等消費者を保護するための法律について知り、遵守する姿勢を身に付ける	消費者を保護する法律について遵守する姿勢を啓発する		特定商取引法
3. 安全への知恵	d5：危険を予測し被害を予防するとともに、安全に活用する	d5-1：情報社会の特性を意識しながら行動する	携帯電話や電子メールなどのコミュニケーションツールの特性を理解して、安全に利用するために必要な判断力を身につける	携帯電話等のコミュニケーションツールの特性及びそれを利用した商取引について理解し、安全に利用することができる。とともに、自他の健康面、安全面に配慮した行動ができる。	携帯電話等のコミュニケーションツールの特性やそれを利用した商取引、また、ネットいじめや学校裏サイト、携帯依存、ネット依存などについて積極的に考えることができるよう、家庭への啓発を図る		携帯電話メール
3. 安全への知恵	f5：自他の安全や健康を害するような行動を抑制できる	f5-1：健康の面に配慮した、情報メディアとのかかわり方を意識し、行動できる	携帯電話依存症、ネット依存症について考える	携帯電話等のコミュニケーションツールの特性及びそれを利用した商取引について理解し、安全に利用することができる。とともに、自他の健康面、安全面に配慮した行動ができる。	消費者を保護する法律について遵守する姿勢を啓発する		携帯依存 ネット依存

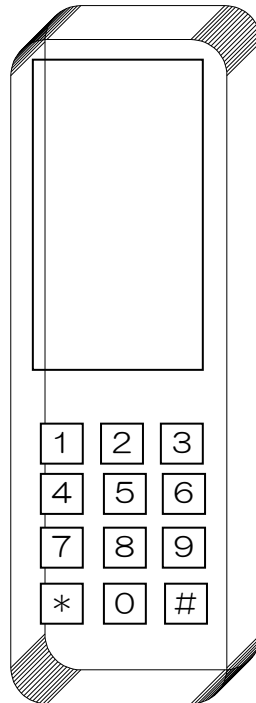
分類	大目標	中目標	小目標	指導目標	家庭との連携	関連教科	関連ワード
3. 安全への知恵	f5: 自他の安全や健康を害するような行動を抑制できる	f5-2: 自他の安全面に配慮した、情報メディアとのかかわり方を意識し、行動できる	ネットいじめ、学校裏サイトについて考え、自他の安全面に配慮して行動できるようになる	携帯電話等のコミュニケーションツールの特性及びそれを利用した商取引について理解し、安全に利用することができるとともに、自他の健康面、安全面に配慮した行動ができる	携帯電話等のコミュニケーションツールの特性やそれを利用した商取引、また、ネットいじめや学校裏サイト、携帯依存、ネット依存などについて積極的に考えることができるよう、家庭への啓発を図る		ネットいじめ 学校裏サイト
3. 安全への知恵	d5: 危険を予測し被害を予防するとともに、安全に活用する	d5-2: トラブルに遭遇したとき、さまざまな方法で解決できる知識と技術を持つ	ネットショッピング ネットオークション等の問題点を知り、対処法を身につける				ネットショッピング ネットオークション
4. 情報セキュリティ	g5: 情報セキュリティに関する基礎的・基本的な知識を身につける	g5-1: 情報セキュリティに関する基本的な知識を身につけ、適切な行動ができる	情報通信ネットワークの仕組みと情報セキュリティを確保するための方法を理解する	情報セキュリティを確保するために個人認証や暗号化などが行われていることを知り、その重要性を理解する	情報セキュリティを確保するための個人認証や暗号化などについてその重要性を啓発する		個人認証 暗号化
4. 情報セキュリティ	h5: 情報セキュリティの確保のために、対策・対応がとれる	h5-1: 情報セキュリティに関し、事前対策・緊急対応・事後対策ができる	個人認証や暗号化の必要性、情報ネットワークの保守管理の重要性を知る				
5. 公共的なネットワーク社会の構築	i5: 情報社会の一員として、公共的な意識を持ち、適切な判断や行動ができる	i5-1: ネットワークの公共性を維持するために、主体的に行動する	望ましい情報社会のあり方を考える	望ましい情報社会のあり方を主体的に考え、行動することができる	望ましい情報社会のあり方について考えることができるよう、家庭への啓発を図る		情報社会







情報モラル指導事例集



学習指導案実践例（小学校低学年）

I 学習指導案

1 学 年 小学校第1学年

2 題材名 「さるおくと学ぼう」

3 題材の目標

① 分 類 1. 情報社会の倫理

② 大 目 標 a 1 : 発信する情報や情報社会での行動に責任を持つ。

③ 中 目 標 a 1 - 1 : 約束やきまりを守る。

④ 小 目 標 ・人との約束を守る。

⑤ 指導目標 ・落書きを読んだ人の気持ちを考えることで、うその情報は決して流さないという態度を育てる。

4 題材設定の理由

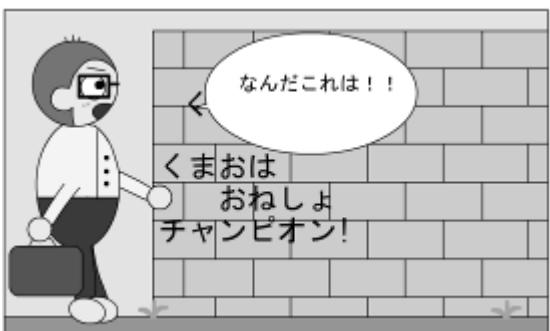
小学校1年生という段階では、パソコンや携帯から掲示板などに書き込みをすることはほとんどないが、近い将来のために今から情報モラルについて学んでおくことはとても重要なことである。情報モラルとは言っても、「相手の気持ちを考えて行動する」「ルールを守って行動する」といったことが基本になっている。

そこで、本時では、低学年の身近に起こりうるトラブルの事例を「さるおのらくがき」という紙芝居にした。軽い気持ちで書いた壁の落書きがどれほど大勢の人に影響を与えるかを考えさせるを通して、相手の気持ちを考えて行動することの大切さに気付かせていきたい。このことは、インターネットの掲示板に書き込みをする時などのモラルにつながっていく。

5 本時の展開

過程	学習活動	留意事項	評価規準(評価方法)
導入 (10分)	悪口を言ったり、言われたりした経験について話し合う。	特定の個人が責められることのないように配慮する。 その時どんな気持ちがしたかも問いかける。	
展開 (25分)	「さるおくと学ぼう」の「さるおのらくがき」を紙芝居で聞く。 くまお本人と落書きを読んだ人はどう思うのか考える。	WEB上のフラッシュ画像を紙芝居にしたものを用意する。 さるおの行動を整理する。 ・壁に悪口を書いた。 ・先生に言われて反省した。 ・落書きを消して、あやまりに行こうとした。 紙芝居で、くまお本人と落書きを読んだ人の反応を空白にしておき、ワークシートを用いて考え、役割演技をしながら発表させる。 さるおの落書きが読んだ人に与える影響	くまおや読んだ人の気持ちになって考えている。 (発言・ワークシート)

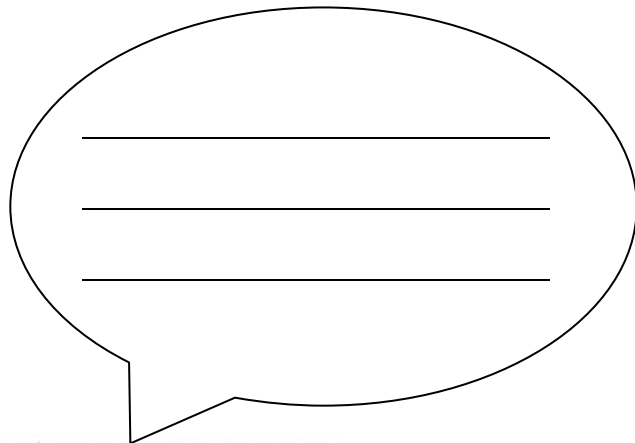
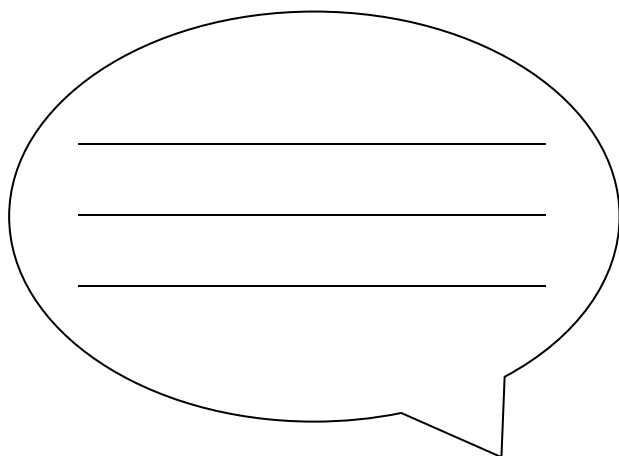
	<p>さるおはだれに謝ればよいか話し合う。</p>	<p>を整理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・くまおくんが悲しい思いをする。 ・読んだ人もいやな気持ちになる。 ・落書きを信じちゃう人もいるかもしれない。 ・うわさが広まってしまうかもしれない。 <p>くまおにはもちろん、落書きを読んだ人全員に謝らなければいけないこと、しかし、誰が読んだかわからないので全員に謝ることはできないことに気付かせる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・くまおくん ・くまおくんの家族 ・先生 ・落書きを読んだ人みんな 	<p>壁の落書きがどれだけ多くの人に影響を与えるかに気づいている。</p> <p>(ワークシート・発言)</p>
<p>まとめ (10分)</p>	<p>今日の授業で思ったこと・分かったことを書く。</p>		<p>相手の気持ちを考え、うその情報は流してはいけないというきまりを理解している。</p> <p>(発言・ワークシート)</p>



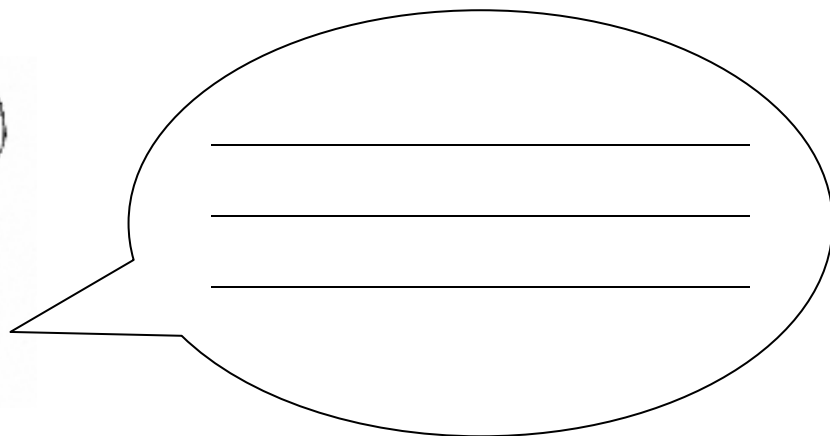
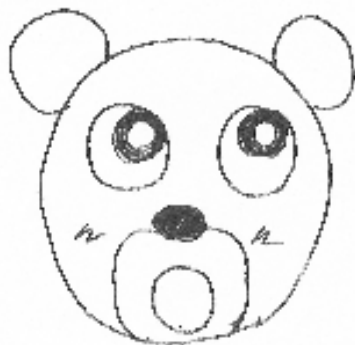
さるおのらくがき

なまえ ()

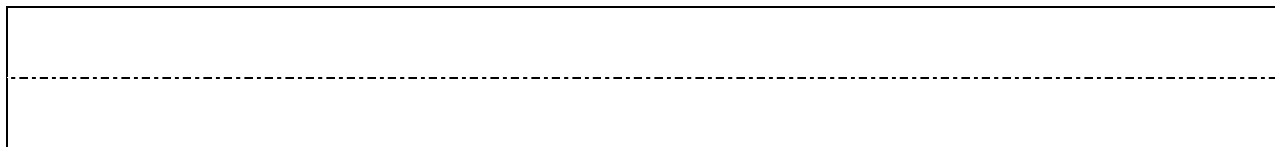
1 らくがきを よんだひとは どうおもうでしょうか。ふきだしのなかを かんがえてみよう。



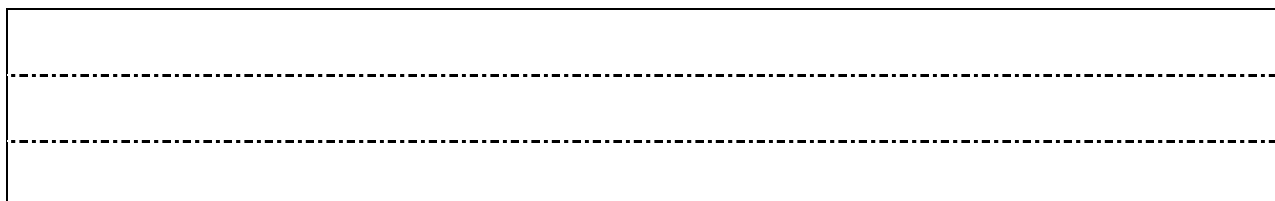
2 もしも くまおくんが このらくがきをよんだら どうおもうでしょうか。



3 さるおくんは だれに あやまれば よいでしょうか。(なんにんかいてもよいです。)



4 きょうの じゅぎょうで わかったことや おもったことを かきましよう。



Ⅱ 実践を振り返って

<成果>

- ・ 発表するときにお面を付けて実際に役割演技をさせたことで、登場人物の気持ちになって考えることができ、発表したいという意欲につながった。
- ・ 大勢が見る場所には落書きはしてはいけない、うそのことを書いてはいけないなど情報モラルの大切さに気づいていた子どももいた。
- ・ この授業のことを学年だよりの中に載せ、情報モラルに関心を持てるように保護者への啓発をすることができてよかった。

<課題>

- ・ 不特定多数の人にでたらめの情報が流され、いろいろな人が迷惑をすること、噂になってしまう危険があることなど、このらくがきが大勢の人に影響を与えるということも分かって欲しかったが、理解には個人差があるので、今後も継続して指導していきたい。
- ・ 安全のために携帯を持っている子どももクラスにいるが、携帯をもっていることで巻き込まれるトラブルや危険性、携帯の上手な使い方などの知識を保護者にももっと知っていてもらうことが大事だと感じた。



情報モラルについて学びました！！

近年の携帯電話・インターネットなどの普及により、どこにいても電話をかけたりメールをしたりすることができるようになりました。また、ブログや掲示板、ツイッターなどを通して個人が自分の考えを大勢の人に伝えることを簡単にできる時代になりました。

しかし、このような手段は、私たちの生活を便利で豊かなものにしてくれる反面、インターネットの匿名性などを悪用する人が後を絶たず、いわれのない誹謗中傷や個人情報の漏えいといった被害ももたらしています。また、ニュースでも、子どもたちの間でメールのトラブルに悩むなどの問題が起き、報道されることもあります。

そこで、学校における情報モラル教育の必要性が注目されるようになってきました。

情報モラルとは、**情報通信ネットワークを利用して人とかかわる上で必要になる知識や態度**のことです。大きく分けると、以下の4つに分類されます。

- 1 ネットモラル…ネット上での道徳的な態度
- 2 ネットマナー…ネット上での道徳的な行動
- 3 ネットルール…ネット上で守らなければならないこと
- 4 ネットセキュリティ…自分の身を守るためのこと

<参考文献：Q&Aで語る情報モラル教育の基礎基本>

小学校1年生から情報モラル教育なんて…と思う方がいらっしゃるかもしれませんが、近い将来のことを思うと、今から情報モラルについて学んでおくことは大事なことです。ただ、小学校1年生が自分でパソコンなどを使ってインターネットを利用することはあまりないかもしれません。情報モラルとは言っても、「相手の気持ちを考えて行動する」「きまりやルールを守って生活する」といったことが基本になっています。

本校では、「さるおのらくがき」という紙芝居をもとに、情報モラルを考えるきっかけとなる授業を行いました。この授業では、壁に悪口を書くという身近な例を用いて、落書きが大勢の人に与える影響や、相手の気持ちを考えることの大切さを子どもたちに学んでほしいと思い、実施しました。壁に書いた情報が想像以上に多くの人に広まってしまい、あとから謝っても取り返しのつかないことであることを授業の中で子どもたちに伝えました。

このことは、インターネットの掲示板に書きこみをするときなどのモラルにつながっていきます。また、情報を受け取った側がそれをどのように扱うかによって、いじめなどの深刻な問題に発展するかどうか変わってきます。このこともこれから子どもたちに考えてほしいことです。

<子どもたちから出た感想>

- ・わるぐちをかくのはいけない。そのことがよくわかりました。くまおのきもちもね。
- ・じぶんがいわれてやなことを人にいわない。
- ・さるおくんがかいたらくがきを、しらないひとがみていやなきもちになる。

紙芝居の登場人物の気持ちになって、真剣に授業に取り組む子どもたちの姿が印象的でした。将来、子どもたちがインターネットを利用するときには、見えない相手のことを考え、情報モラルを理解しながら使ってもらえたらと思います。

学習指導案展開例（小学校低学年）NO. 1

I 学習指導案

1 学 年 小学校低学年

2 題材名 「けいじぶつへのらくがき」

3 題材の目標

① 分 類 1. 情報社会の倫理

② 大 目 標 b 1 : 情報に関する自分や他者の権利を尊重する。

③ 中 目 標 b 1 - 1 : 人の作ったものを大切にすることを学ぶ。

④ 小 目 標 ・みんなが使うものを大切にすること。

⑤ 指導目標 ・作品には作った人の思いが込められていることを理解し、人が作ったものを大切にすることを学ぶ。

4 題材設定の理由

教室に子どもたちの作品を展示することは多いが、その作品が壊されていたり、落書きをされたりするということは時々起こることである。そこで本時では、「けいじぶつへのらくがき」という資料を読み、作品には作った人の思いが込められていることを考えることを通して、人が作ったものに勝手に手を加えたりいたずらをしたりすることは良くないことだという意識を子どもたちに持たせていきたいと考え、この題材を設定した。

5 本時の展開

過程	学習活動	留意事項	評価規準(評価方法)
導入 (10分)	自分の持ち物や自分が作った作品を壊されたりいたずらされたりした経験を話し合う。	そのときどんな気持ちがあったかも、発表させるようにする。	
展開 (25分)	資料「けいじぶつへのらくがき」を聞く。 まちたんけんの地図を作っているときのみんなの気持ちを話し合う。 落書きを見た時の「わたし」の気持ちを考える。 先生に聞かれたとき、落書きをしてしまった人はどう思っていたか考える。	自分たちが何か作品を作るとき の気持ちを思い起こさせるようにする。 落書きをした人はその後どうしたかを問いかける。	作品を作った人の気持ちになって考えている。 (発言・ワークシート)
まとめ (10分)	授業の感想を書き、本時のまとめをする。	人の作品に勝手に手を加えたりまねをしたりすることは、してはいけないことを知らせる。	友だちの作ったものを大切にしようとしている。(ワークシート)

<資料>

「けいじぶつへのらくがき」

わたしは、なかよしのゆうこさんと、きょうみんなで作った町たんけんのちずについてはなしながらいえにかえりました。つぎの日、きょうしつにはってあるさくひんを見ようと、早おきをし、いそいで学校にいきました。きょうしつにいくと、うしろのけいじばんにたくさん人があつまっています。

「どうしたのかな」とおもっていると、さきにきていたゆうこさんが、「たいへん。たいへん。」といいながら、わたしをけいじばんのところにひっぱっていきました。

「あっ。」そこには、いたずらがきされたさくひんがありました。

あさのかいで、先生が「だれがらくがきしたの。」とみんなにききましたが、だれもなにもいいませんでした。

「情報モラル指導教材及びトラブル対応マニュアル 小学校編/長崎県教育委員会」より引用

学習指導案展開例（小学校低学年）NO. 2

1 学年 小学校低・中学年

2 題材名 「テレビやゲームの時間を守ろう」

3 題材の目標

① 分類 3. 安全への知恵

② 大目標 f 1、f 2：安全や健康を害するような行為を抑制できる。

③ 中目標 f 1-1：決められた利用の時間や約束を守る。

f 2-1：健康のために利用時間を決め守る。

④ 小目標 ・基本的な生活習慣を身につける。

・テレビやゲーム機の利用時間を守る。

⑤ 指導目標 ・テレビやゲームをする時間について話し合い、時間を決め、守ろうとする姿勢を身につける。

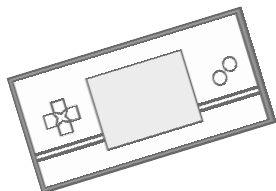
4 題材設定の理由

決められたルールや約束を守ることは、社会生活を送るにあたって最も基本的なことである。本題材では、テレビやゲームをする時間に焦点をあて、家庭で時間や約束を決め、その決められた約束を守り、その中でテレビやゲームを楽しむことが大切であることを理解し、日常生活の中で実践できる姿勢を養う。また、こうした約束作りとその約束を守ろうとする姿勢を育むことが将来的には携帯依存やネット依存の防止につながることを家庭にも啓発し、家庭・学校が一体となって依存症の防止に努めることができるような体制作りにもつながることから本題材を設定した。

5 本時の展開

過程	学習活動	留意事項	評価規準(評価方法)
事前	次の項目についてアンケートを行う。 ・テレビを見ている時間 ・ゲームをしている時間 ・テレビを見ることについて家で決まりはあるか ・ゲームをすることについて家で決まりはあるか		
導入 (10分)	テレビを利用する時間、ゲームをする時間について、話し合う。	アンケート結果を提示し、自分の体験を振り返らせるとともに、発表させるようにする。	
展開 (25分)	テレビを遅くまで見ていて、また、ゲームを長い時間やっていて、体調や気分に変化があった経験を発表させる。ワークシートにま	体調だけでなく、気分など心の状態の変化にも着目させるようにする。	テレビやゲームに長時間向かうことにより、心身に疲労などの変化が現れることを知る。(観察)

決めていますか？



ゲームの時間 テレビの時間

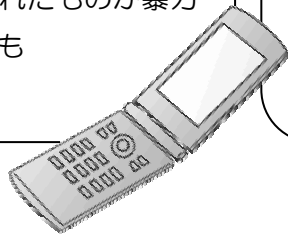
家庭での決まりごと・約束事を決め、それを守ろうとする姿勢を育てることは、今後社会生活を送るにあたってとても重要なことです。この度、学校では、ゲームをする時間やテレビを見る時間を決めて、それを守ることは、自分自身の心身の健康を守ることであり、将来においては、近年問題になっている「携帯依存」「ネット依存」にならないようにすることにもつながることを学習しました。

ご家庭においてもぜひテレビの時間やゲームの時間だけでなく、家庭のルール作りについて考え、約束事を守ることができる姿勢を育むことができるよう、機会を作っていただけたらと思います。

携帯依存（携帯電話依存症）

携帯電話を継続的・断続的に使用しているうちに携帯電話が手放せなくなり、携帯電話がないと、落ち着かない、不安になるなどの症状が現れるもの。症状が進むと日常生活に支障をきたすこともある。

携帯電話の使用を注意されたものが暴力行為を起こすなどの事件も起こっている。



ネット依存（インターネット依存症）

インターネットに長時間ふれているうちにインターネットの使用のために、家族、社会、職業、あるいはレクリエーションの重要な活動の期間や頻度が減少し、睡眠不足などの健康を阻害するにもかかわらず、インターネットの継続使用を中止できない症状。



「まだ早い」とお考えのご家庭もあるとは思いますが、基本的な約束を守るという姿勢を身に付けさせることが重要です。あえて「携帯依存」「ネット依存」にふれる必要はありません。

学習指導案実践例（小学校中学年）

I 学習指導案

1 学年 小学校第4学年

2 題材名 「このボタンをおしたら・・・」

3 題材の目標

① 分類 1. 情報社会の倫理

② 大目標 a2：発信する情報や情報社会での行動に責任を持つ。

③ 中目標 a2-1：相手への情報や他人の情報を大切にする。

④ 小目標 ・インターネット上の掲示板などに悪口を書かない。

⑤ 指導目標 ・インターネット上の掲示板や交換日記、電子メール（携帯電話・パソコン）などに悪口を書かないことを理解し、相手の気持ちを考え、思いやろうとする態度を養う。

4 題材設定の理由

メールやインターネットの掲示板での悪口・嫌がらせ体験については、中学生では体験の割合が急増するが、小学生での体験の割合は低い。しかし、悪口については、直接面と向かって言う悪口、陰でこそこそ言う悪口、交換日記や落書きを通しての悪口など、小学生でも体験の割合は高い。こういった行為が相手を傷つける行為であることを日常生活の中で、小学生の段階で指導しておくことが大切である。

本題材によって、友だちに悪口を言われたり書かれたりした時の気持ちに共感するとともに、電子メールを通して自分の悪口が書かれた時の気持ちを考えることによって、相手の気持ちを考え、思いやろうとする態度を養うことを目指したい。その中で、交換日記や電子メールなどのプラス面やマイナス面も理解させていきたい。

5 本時の展開

過程	学習活動	留意事項	評価規準(評価方法)
事前	次の項目についてアンケートを行う。 ・学校で体験した、されて嬉しかったこと ・学校で体験した、されて嫌だったこと ・言われて嫌な思いをした言葉（悪口）		
導入 (5分)	悪口の体験を想起し、話し合う。	事前にとったアンケートの結果を提示しながら、自分の体験を思い出させ、発表させるようにする。	
展開 (35分)	資料「このボタンをおしたら・・・」について話し合う。		

	<p>あさみさんが最近携帯電話のメールに凝っているのはどうしてか考える。</p> <p>あやさんから、たかこさんが悪口を言っていることを聞いたときのあさみさんの気持ちを考える。</p> <p>自分がもしあさみさんの立場なら、送信ボタンを押すかどうか考える。</p>	<p>実際にメールを使ったことのある児童の話や実際の画像を見せながら、楽しさや便利さに気付かせていきたい。</p> <p>書きこんだメールの文面を見た時のあさみさんの気持ちを考えながら、自分だったらどうするかをワークシートに記入させる。</p> <p>電子メールは、簡単に文章を送ることができる反面、気持ちを伝えることはなかなか難しいものであることに気付かせる。</p>	<p>メールの楽しさや便利さを理解する。 (観察)</p> <p>悪口を言われた時の心情が分かる。 (観察・ワークシート)</p> <p>あさみさんの葛藤する心情に気付く。 (ワークシート)</p>
<p>まとめ (5分)</p> <p>授業の感想を書く。</p>	<p>教師の説話を聞く。</p>	<p>情報ツールの長所と短所を理解し、相手の気持ちを考え、思いやりながら生活することの大切さに気付かせていきたい。</p>	

このボタンを押したら・・・

あさみは、最近、自分だけの携帯電話を親から買ってもらったばかりである。

クラスの友だちの「あや」、「みわ」、「さち」そして大のなかよしである「たかこ」も、携帯電話を持っている。近頃あさみは、友だちとの「メール」のやりとりに凝っている。

今日も家に帰ると、さっそく部屋で携帯電話を手にした。

「あっ！来てる。来てる。」

あやからのメールが来ていた。思わずにっこりしてしまう。メールは、友だちに自分の思いや遊ぶお誘いなどをすぐに送ることができるのだ。それに、相手からすぐに返事が来ることもある。インターネットを使っているからである。それで、つついメールのやり取りをしていると時間が経ってしまい、よくお母さんに怒られる。

ある日のこと。学校に行くと友だちのあやから、たかこが

「あさみて最低。むかつく。」

と言っていたことを教えてくれた。

「それ、ほんとうなの。」

あさみとたかこは、幼稚園から4年生までずっと一緒のクラスで、大の仲良しなのだ。

あさみは、目の前が真っ暗になった。まさか、たかこがそんなことを言うわけではない。

「なにかのまちがいじゃない。」

と言うと、あやは、気の毒そうな顔をしながら

「たかこさんにはっきり聞いてみたら。」

と言ってくれた。

今までも、けんかをしたことはある。でも、次の日にはだいたいどちらからともなくあやまって、もとの仲良しに戻るのである。だから、何度も、たかこにわけを聞こうと思うのだが、こわくてとうとう聞くことができなかった。

家に帰っても、お母さんに相談することはできなかった。

その夜、いつものように携帯電話を手にし、いつものメールを作成する画面を開いた。

だんだん、たかこへの怒りがこみあげてきた。思わず

「たかこって、うざいよね！むかつく！最低！！みんなでたかこと話すのやめようよ！」

と文字を打ち込んでいた。送信先を、「あや」「みわ」「さち」にした。

「これ、たかこにはわからないよね。」

あさみは、送信ボタン（決定キー）を・・・

・・・押そうと思い、はっとした。

送信ボタンを押そうとしたあさみの頭の中に、今までのたかこの思い出が次々と浮かんでくる。

「たかこがもし、このメールのことを知ったら・・・」

やっぱり、やめよう。ちゃんとたかこに聞こう。あさみは、悪口を消して携帯電話を閉じた。

Ⅱ 実践を振り返って

<成果>

「小学校の中学年に情報モラル？」というのが、授業を始める前の職員室の雰囲気であった。しかし、いざ授業を行ってみると、「やっぱりこういった（学習）のも必要だね」という雰囲気に変わっていくのを感じた。

（参考）授業後の児童の感想

- ・ 今日のお話みたいなことがあったらいやだなあと思いました。
- ・ 悪口を言っちゃいけないことが分かりました。
- ・ これからも友だちを大切にしないとだめだな。
- ・ 悪口を言ってしまったことがあった。これからは悪口や悪口のメールを言ったり打ったりしないようにします。
- ・ これから、ケータイを使う機会が増えるから、悪口や、人のいやがる話とかは絶対に送らない方がいいなと思いました。ケータイを使う時は今日の授業を思い出します。
- ・ ケータイはべんりですが、悪口をそうしんしてはいけないことは初めて知りました。
- ・ けいたいでんわのメールであんなおそろしいことになるということがわかって、べんきょうになりました。
- ・ 今日の話聞いて、ケータイを持って、やっていいこととわるいことが分かりました。
- ・ どんなことがあっても、人をきずつけることは言っちゃいけないんだなと思いました。
- ・ 言葉だけでは全然どんな感じに言っているかは分からないから、直接話した方がいいということがよく分かった。これからのためになった。
- ・ 自分がやられていやなことは、人にやらないように気をつけたいと思った。
- ・ 私は友だちからあんなことを言われたらまず本当なのかを確かめます。まだ本当かどうか分からないからです。

<課題>

携帯電話を持っている4年生はほんのわずかであったが、「携帯電話を使ってメールを送信したことがある」児童はクラスの7割ほどであったのには正直驚いた。やはり、こういった実態も踏まえて、小学校の早い段階からこういった授業は必要だということを強く感じた。

また、授業を行っていて、内容は「情報モラル」とはいえ、結局のところ普段行っている「道徳」の学習の延長であるということを感じた。「相手の気持ちを考えて行動する」ことの大切さと、「人と直接会って話をすることが一番」であること、この2点を意識しながら指導していったことで、児童にもこちらの意図が伝わったようである。

児童の授業中の意見で最も多かったのが、「あさみさんはたかこさんに直接会ってきちんと確かめた方がいい」というものであった。情報社会と呼ばれる現代社会、ツールにばかり頼るのではなく、やはり、直接会ってコミュニケーションをとる良さ大切さもしっかりと伝えていかなければならないのではないだろうか。

保護者への啓発という面では、資料として授業の様子や子どもたちの感想などを後日「学年だより」「学級だより」として発行したり、本授業を「授業参観」「学校へ行く週間」等の中に設定し、保護者に参観を呼びかけたりすると良いと考える。その際には、参観者に参観後、アンケートをお願いするとより効果的であろう。

保護者様

相手の気持ちを考えることの大切さ

～「情報モラル教育」の一環で、道徳の学習を行いました～

近年の携帯電話、インターネットなどの普及により、どこにいても電話で話したりメールをしたりすることができるようになりました。また、ブログや掲示板、ツイッターなどを通して個人が自分の考えや思いを世界中の大勢の人に伝えることも簡単にできるようになりました。

しかし、このような手段は、私たちの生活をより便利に、より豊かにしてくれる反面、インターネットの匿名性などを悪用する人が後を絶たず、いわれのない誹謗中傷や個人情報の漏えいといった被害をもたらしています。また、子どもたちにおいても、メールを使ったいじめ（ネットいじめ）が深刻化したり、チェーンメールによる被害が多発したり、個人情報流出による被害が発生したりするなどの問題が起き、ニュースで耳にすることも少なくなってきました。そこで、近年、学校における「情報モラル教育」の必要性が注目されるようになってきました。

情報モラルとは、情報通信ネットワークを利用して人とかかわる上で必要になる知識や態度のことです。

大きく分けると、以下の4つに分類されます。

- 1 ネットモラル・・・ネット上での道徳的な態度
- 2 ネットマナー・・・ネット上での道徳的な行動
- 3 ネットルール・・・ネット上で守らなければならないこと
- 4 ネットセキュリティ・・・自分の身を守るためのこと

<参考文献：Q&Aで語る情報モラルの基礎基本>

小学校中学年で「情報モラル」？と思われる方もいらっしゃると思いますが、子どもたちがこれから小学校高学年、そして中学生へと成長していきます。早いうちに、「情報モラル」の基礎を学んでおくことは非常に大事なことです。

「情報モラル」の基礎とは、実は、「相手の気持ちを考え、思いやる」「きまりやルールを守って生活する」といった、日常生活での基礎基本でもあることなのです。

そこで今回、4年生では「このボタンを押したら・・・」という資料を用いて、交換日記や電子メールなどでの悪口について考え、相手の気持ちを考えて行動することの大切さを改めて考える学習を行いました。

ぜひ、ご家庭でもこの機会に、「相手の気持ちを考え、思いやる」「きまりやルールを守って生活する」といった、情報モラルの基礎になる部分について、話し合っただけだと幸いです。

また、お子さんの普段の生活の中で何かご心配なことなどがありましたら、お気軽に各学級担任までお知らせいただければと思います。今後ともよろしく願いいたします。

I 学習指導案

1 学年 小学校中学年

2 題材名 「文字だけじゃ分からない」

3 題材の目標

① 分類 1. 情報社会の倫理

② 大目標 a2：発信する情報や情報社会での行動に責任を持つ。

③ 中目標 a2-1：相手への情報や他人の情報を大切にする。

④ 小目標 ・受け手の気持ちを考えて情報を発信する。

⑤ 指導目標 ・文字を使ったインターネット上のコミュニケーションでは、正しく情報が伝わらないことや誤解されること、また知らないうちに相手を傷つけることがあることを知る。

4 題材設定の理由

中学年の児童にとって、携帯電話やパソコンでインターネットを使ったメールや掲示板（チャット）の経験は少ないであろう。しかし、手紙を使ったコミュニケーションは多くの児童が経験している。

文字によるコミュニケーションだけでは、ときに正しく情報が伝わらなかったり、誤解を与えてしまったり、知らず知らずのうちに相手を傷つけてしまったりすることが起きてしまう。

感情や態度について矛盾したメッセージが発せられたときの人の受けとめ方について、人の行動が他人にどのように影響を及ぼすかという「メラビアンの法則」というものがある。それによると、「話の内容などの言語（文字）による情報」は7%、「口調や話の早さなどからの情報（聴覚情報）」が38%、「しぐさや表情などからの情報（視覚情報）」が55%の割合であった。

小学校中学年の児童に対しても、顔の表情を見たり、声の調子を聞きながら話したりすると相手がどういう意味で言ったのかが分かるのに、文字だけだとどういう意味で言ったのかわらなくなったり勘違いをしてしまったりすることがよくあることから、相手の気持ちをよく考えながら注意して文章を書くことの大切さや、「会って、顔を見ながら話す」「電話などで声を聞いて話す」ことの大切さなどを指導していきたいと思い、本題材を設定した。

5 本時の展開

過程	学習活動	留意事項	評価規準(評価方法)
導入	手紙のやりとりの体験を想起し、話し合う。	事前にとったアンケートの結果を提示しながら、自分の体験を思い出させ、発表させるようにする。	
展開	資料1を読んで、ピーマンを残したのは誰か考える。 ・お母さん ・私 ・二人とも	どの解釈でもおかしくないことを伝える。 どうして様々な意味になってしまったのか理由を考えさせる中で、主語がはっきり書かれてい	人に正確な話の内容を伝えるためには、「いつ」「だれが」「どこで」などの正しく伝え

	<p>資料2を読んで、ようこさんは許してくれたのかどうか考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・許してくれている ・まだ許してくれていない ・分からない <p>自分がようこさんの立場になって、仲直りする返事の手紙を書く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私も悪かった、ごめんね。これからも仲良くしてね。 	<p>ないからだということに気づかせていきたい。</p> <p>同じ「もういいよ!」という言葉でも、文字だけでは思いがうまく伝わらないことに気づかせたい。</p>	<p>るためのキーワードをきちんと伝える必要があることを理解する。</p> <p>(観察・ワークシート)</p> <p>何気なく書いた文章が気づかないうちに相手を傷つけてしまうこともあることを知り、十分に注意して文章を書くことの大切さを理解する。</p> <p>(ワークシート)</p>
<p>まとめ</p>	<p>教師の説話を聞く。 (資料3)</p> <p>授業の感想を書く。</p>	<p>情報ツールの長所と短所を理解し、相手の気持ちを考え、思いやりながら生活することの大切さに気付かせていきたい。</p>	<p>文字だけのコミュニケーションでは、正しく情報が伝わらないことや誤解されること、また知らないうちに相手を傷つけることがあることを知る。</p> <p>(ワークシート)</p>

学習指導案展開例（小学校中学年）NO. 2

I 学習指導案

1 学年 小学校中学年

2 題材名 「本当に正しい?インターネット」

3 題材の目標

① 分類 3.安全への知恵

② 大目標 e2:情報を正しく安全に利用することに努める。

③ 中目標 e2-1:情報には誤ったものもあることに気付く。

④ 小目標 ・情報の中にはモラルに反するものや誤ったものがあることを知る。

⑤ 指導目標 ・事実と反する情報が掲載されているホームページやチェーンメールについて知り、必ずしも正しい情報ばかりではないことを理解するとともに正しい情報を得る方法を知る。

4 題材設定の理由

インターネット上の情報にはモラルに反するものや誤ったものがあることを知り、正しい情報を得るための方法を理解する。

5 本時の展開

過程	学習活動	留意事項	評価規準(評価方法)
導入	間違った情報が掲載されているホームページ（自作）を見て気づいたことを発表する	学習のために用意された間違った情報であることをしっかりと伝え、適正に扱うようにする 感じたことを素直に発表するように声を掛ける	
展開	チェーンメールについて知り、その特徴を理解する ホームページやメール等インターネット上の情報には悪意を持っているものや間違っているもの、古くなってしまったものなど必ずしも正しい情報ばかりではないことに気づく	実際のチェーンメールの文面を見て、その特徴について気づくことができるよう共通する文面などに着目させる インターネット上の情報には悪意を持っているものや間違っているもの、古くなっているものがあることに気づく	チェーンメールについて知り、適正に対処することができる（発表） メールやホームページなどインターネット上の情報には必ずしも正しいものばかりではないことを知る（発表）
まとめ	ホームページやメールなどインターネット上の情報が正しいものかどうか確認する方法を知る	メールやホームページなどの情報を鵜呑みにせず、他のホームページなどを調べたり、文献などで調べたりして、より信憑性	情報について、鵜呑みにせずさまざまな情報を得る中で総合的に信頼性

		の高い情報を得ることができる 方法を知らせる	の高い情報を判断 することができる (発表)
--	--	---------------------------	------------------------------

間違った情報のホームページ（例）

情報通ホームページ — 知りたい情報がここにある —

コスモ石油工場勤務の方から情報提供がありました。

コスモ石油の爆発により、有害物質が雲などに付着し、雨などと一緒にふるので、外出に注意して、肌を露出しないようにしてください！

外出の際は傘かカッパなどを持ち歩き、身体が雨に接触しないようにして下さい！！

とのことです。

チェーンメール（例）

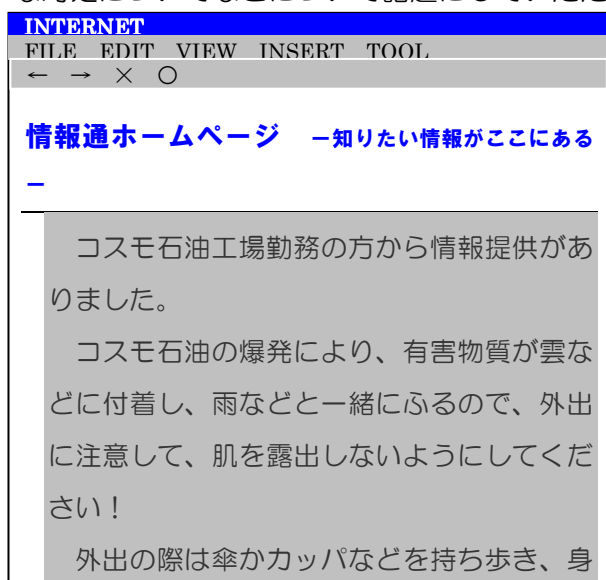
とあるアイドルグループが司会をしているテレビ番組で、「情報がメールでどのくらいの速さで伝わるか」実験するから友達に回して欲しい

〇〇地区では食料と衣料品が足りません。特に衣料品が無いので皆さんどんどん送って下さい。このことを広く伝えたいのでメールを知り合いに回して下さい。

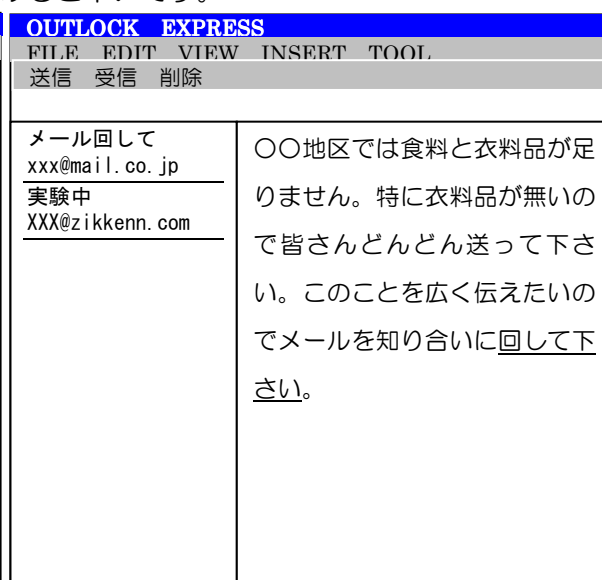
正しいとは限らない! ?インターネットの情報

インターネットやメールなどネットワークの中の情報は、必ずしも正しい情報ばかりではありません。中には悪意を持ったものや間違っているもの、古くなってしまったものなどがあり、受け手のプラスとなるものばかりではありません。子どもたちが、この情報社会の中で生きていく上で重要なのは、これらさまざまな情報の中から、正しい情報を判断することができる力を身につけることです。

この度学校ではホームページの中には間違った情報や古くなった情報を発信しているものがあること、また、メールにはチェーンメールのような間違った情報を意図的に広めようとするものがあることを学習いたしました。つきましては、インターネットなどを使用する際にご家庭で、正しい情報を得るにはどうしたらよいか、悪意のある情報に惑わされないこと、チェーンメールの適正な対処についてなどについて話題にさせていただくと幸いです。



間違った情報のホームページの例



チェーンメールの例

チェーンメールの対処法

チェーンメールは絶対に転送してはいけません。例え止めたからといって不幸なことが起こったり、お金を請求されたりなどということは一切ありません。また、メールアドレスや住所、電話番号などが特定されることも絶対にありません。一番の対処法は無視することです。どうしても転送しないと気持ちが落ち着かないという場合は次の転送先に送りましょう。

○ チェーンメール転送先アドレス (財)日本データ通信協会 2011.4.4 時点)

ケータイアドレス

risu1@ezweb.ne.jp risu2@ezweb.ne.jp risu3@ezweb.ne.jp dakef1@docomo.ne.jp dakef2@docomo.ne.jp
dakef3@docomo.ne.jp dakef4@docomo.ne.jp dakef5@docomo.ne.jp kuris1@t.vodafone.ne.jp kuris2@t.vodafone.ne.jp

パソコンアドレス

sun@dekyo.or.jp mercury@dekyo.or.jp venus@dekyo.or.jp earth@dekyo.or.jp moon@dekyo.or.jp
mars@dekyo.or.jp jupiter@dekyo.or.jp saturn@dekyo.or.jp uranus@dekyo.or.jp neptune@dekyo.or.jp

学習指導案実践例（小学校高学年）

I 学習指導案

1 学年 小学校第6学年

2 題材名 「悟の失敗」

3 題材の目標

① 分類 1. 情報社会の倫理

② 大目標 a3：発信する情報や情報社会での行動に責任を持つ。

③ 中目標 a3-1：他人や社会への影響を考えて行動する。

④ 小目標 ・携帯電話を利用するときのルールとマナーを知る。

⑤ 指導目標 ・顔を合わせてと電子メールでのコミュニケーションでは、伝わり方に違いがあることを知る。
 ・文字情報のみのコミュニケーションでは、どんな文章にすると相手にきちんと気持ちを伝えられるか考える。

4 題材設定の理由

中学進学に向けて携帯電話を持ち始める児童が増えてくる中で、携帯電話の使用目的として通話と同じくらいメールの比率が高いことがアンケート結果からわかった。中学生でメールでの友だち同士のトラブルが起きているという状況も踏まえ、文字情報のみのコミュニケーションでの問題点を考える機会にできるよう本題材を設定した。

5 本時の展開

過程	学習活動	留意事項	評価規準(評価方法)
導入 (5分)	コンピュータや携帯電話のメールの体験をしたことがある場合、やってみてどうだったかを話し合う。	個人差を考えながら、体験したことのある児童を中心に意見を聞く。	
展開 (30分)	<p>「悟の失敗」を読み、次の内容について話し合う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メールをもらった時の健太の気持ちを考える。 ・健太にメールを送っている時の悟の気持ちを考える。 ・どのようにすれば健太に励ましの気持ちが伝わるのか考える。 	<p>試合で失敗してしまった健太の気持ちも考えながら、メールの内容を読み取ってみよう伝える。</p> <p>日頃の悟と健太の関係を踏まえながら考えられるようにする。</p> <p>顔を合わせて会話する時と文字だけで伝える時との伝わり方の違いを考えられるようにする。</p>	<p>健太の気持ちになって考えている。 (発表)</p> <p>メールの特徴を理解しながら違いを考えている。 (発表)</p>

<p>まとめ (10分)</p>	<p>話し合った内容をもとに、メールで相手に気持ちを伝える文章を考え書いてみる。</p>	<p>話し言葉ではなく、相手を読んできちんと意図が伝わるような文章を考えられるようにする。</p> <p>実際にメールを送ることを意識し、送った後に訂正ができないことを考え、読み直しするよう伝える。</p>	<p>メールの問題点を知り相手にきちんと意図が伝わるメールの文章を考えている。 (ワークシート・発表)</p>
----------------------	--	---	---

<資料> 「悟の失敗」

「悟の失敗」

サッカー仲間の大の仲良しの二人（悟と健太）は、いつも「ボールいくぞ」「おお」「何やってんだよ、どじだなあしっかりとれよ。」「何言ってるんだ。悟こそ弱チヨロボール。ちゃんと届くような玉を送れよ」などと、大声で言いながらサッカーを楽しんでいる。「ひどい言い方、けんかになるよ。」とまわりから言われても、心が通じ合っているから平気平気と言って、あいかわらず楽しそうにサッカーをやりながら大声で話している。そんなある日試合があった。悟が送ったパスを健太が取ろうとしたが、ころんで敵に取られてしまう。試合は悟達のチームの負けで終了した。

落ち込んでいる健太を励まそうと悟はメールを送った。ところが返事も来ないし、次の日から健太の態度がどうもおかしい。ろう下の向こうから健太がやって来たので、悟は声をかけようとした。いつもならすぐにあいさつをしてくれるのになぜか悟を見ないようにしてさっさと行ってしまい避けている。悟は遊びに来た友達の真司にメールの画面を見せて相談した。真司はメールを見るなりあきれて「これがはげましのメール？これじゃ健太が悟と会いたくないのも無理ないよ。落ち込んでいる時にこんなメール来たら、ますます落ち込むのは当然だよ。ぼくだってこんなメールいやだよ。」と言った。悟は驚いて「えっ、いつも話しているように打ったんだけどなあ……。失敗したな。」と言い、もう一度メールを読んで考え始めた。

悟から健太への電子メール「ちゃんとやれよ 健太！」

「健太へ 今日の試合は残念だったな。せっかくおれがいいパスを回してやったのに、かんじんなところどころぶなんて、どじだよな。試合にもまけちゃうし。ころんだけど、足、けがしなくてよかったな。次の試合ではちゃんとやれよ。悟より」

♪メール♪

宛先

件名

情報モラル教育を行いました！

小学校最後の1年となる6年生としての生活も残り4か月となりました。中学校を意識し始める頃でもあると思います。そんなこの小学校高学年から中学校入学時期に、携帯電話を持つ子どもたちが多くなっているようです。

しかし、携帯やインターネットのメールでのいじめやチェーンメールなどの問題も深刻化し問題が起きている状況も耳にします。そこで、この時期に学校における情報モラル教育の必要性を感じ、道徳の時間に子どもたちと学ぶ機会を持つことにしました。特に今回は、携帯電話のメールの使い方について、「悟の失敗」という教材を使い、メールの文章の書き方を考えてみました。子どもたちに授業の様子を聞いて頂けたらと思います。

また、既に携帯電話やインターネットを利用している児童、これから利用しようと考えている児童など、ご家庭により状況は異なると思いますが、この機会に保護者の方々にも一緒に考え、子どもたちと話し合っただけければと思います。

携帯電話を購入する前にチェックを・・・

- 本当に持つことが必要か、また何のために持つのか、子どもと一緒に目的を確認しましたか？
- フィルタリングサービスについて子どもと話し合い、納得の上で加入することを約束しましたか？
- 保護者は、通話履歴やアクセス履歴を知る権利があることを子どもが納得しましたか？
- 使用にあたって家庭内のルールを決めましたか？また、決めたルールをきちんと守ることを子どもと約束しましたか？

家庭内のルールの例

- ◇劇場やホール、電車やバスの中など他人に迷惑な場所では使用しない。
- ◇利用料金や上限〇〇円まで
- ◇〇時～〇時までは使わない
- ◇キー操作のロック機能などのパスワードは保護者と共有する
- ◇フィルタリングサービスには必ず加入する
- ◇迷惑メールなど心配なことがあったら、保護者にすぐに相談する
- ◇他人を傷つけるようなメールや書き込みは絶対にしない
- ◇ネット上で知り合った人と実際に会うことは絶対にしない
- ◇通話履歴やアクセス履歴について保護者が定期的に確認する

学習指導案展開例（小学校高学年）NO. 1

I 学習指導案

1 学年 小学校高学年

2 題材名 情報の広がりについて考えよう

3 題材の目標

① 分類 1. 情報社会の倫理

② 大目標 a3：発信する情報や情報社会での行動に責任を持つ。

③ 中目標 a3-1：他人や社会への影響を考えて行動する。

④ 小目標 ・インターネット上でのエチケットや携帯電話の利便性と問題点について考える。

⑤ 指導目標 ・電子メールの安易な発信が、いかに相手を傷つけるかを知る。

・インターネットでは、どのように情報が広がっていくのかを知り、情報が発信されるとき理由や気持ちを考えることで、責任をもって情報を発信しようとする態度を養う。

4 題材設定の理由

高学年になると、多くの児童がインターネットや電子メールのやりとりを始めたりして、ネットが子ども達のコミュニケーションツールとして日常的に利用されている現状がある。手軽に利用できるネットは、多くの人に瞬く間に情報を送ることもでき、とても便利であるが、流した情報が一瞬のうちに広がってしまう怖さもある。インターネットが多く普及している今、情報がどのように広がっていくのか学習する必要があると同時に、ネット上で行われるいじめは、普通のいじめ以上にいけないことであることを指導しなければならないと考え題材に設定した。

5 本時の展開

過程	学習活動	留意事項	評価規準(評価方法)
導入	うわさについて話し合う。 ・うわさ話の経験を話し合う。 ・正しく伝わらなかった理由を考える。	うわさ話が広がっていった経験などを思い出しながら、身近な問題として考えられるようにする。	
展開	情報を発信するときにしてはいけないことについて確認する。 ・個人情報を勝手に教えることはしてはいけない ・うそ、悪口などを発信し、人をだますことはしてはいけない。 「ネット社会の歩き方」の「ネットいじめは人権侵害」のアニメ	広がって困る情報として、個人情報があることをおさえる。 個人情報が流出するとどんなことが困るかを思い出せるようにする。 個人で考えた内容をもとに、班で意見を出し合い、話し合える	個人情報の流出の危険性を理解している。(発表)

	<p>メを見て、個人情報の扱いについて考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・友だちにメールを送った人の気持ちはどうだったか。 ・送られてきた人の気持ちはどうだったか。 ・メールを送られた人の気持ちはどうだったか。 	<p>ようにする。</p>	
<p>まとめ</p>	<p>情報の広がりについてまとめる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一度流れた情報は、知らないうちに広がっていく。 ・ネット上の情報は、広がり方が速く、広がる人数も多い。修正しようとしても、間に合わない。 ・悪意はなくても、相手を傷つけ、いじめにつながることもある。 ・送られてきた情報であっても安易に転送してはならず、情報は慎重に扱わなければいけない。 	<p>うわさ話の広がり方と比べながら考えることで、インターネット上の広がり方の速さや範囲の大きさに気づくことができるようにする。</p>	<p>個人情報などの情報の広がりや怖さと、安易な発信がいかに人を傷つけることになるかを知る。 (発表)</p>

使用教材 「ネット社会の歩き方」 (<http://www.cec.or.jp/net-walk/>)

学習指導案展開例（小学校高学年）NO. 2

I 学習指導案

1 学年 小学校高学年

2 題材名 「インターネットに潜む悪意」

3 題材の目標

① 分類 3. 安全への知恵

② 大目標 d3：情報社会の危険から身を守るとともに、不適切な情報に対応できる。

③ 中目標 d3-1：予測される危険の内容がわかり、避ける。

d3-2：不適切な情報であるものを認識し、対応できる。

④ 小目標 ・迷惑メールや危険なメールに対する知識を身につける。

・迷惑メールや危険なメールへの対処方法を身につける。

⑤ 指導目標 ・インターネット上には悪意を持ったものがあることを知り、その対処法を身につけることができる。

4 題材設定の理由

インターネットが普及し、生活に定着する中、それを逆にとり、WEB を介した犯罪は増加の一途をたどっている。これから情報社会を生きていく子どもたちにとってネット詐欺や危険をはらんだメールや迷惑メールなどについて適正な対処法を知ることは必要なことであることから本題材を設定した。

5 本時の展開

過程	学習活動	留意事項	評価規準(評価方法)
導入	フィッシングメールやフィッシングサイトの例を見て、気づいたことを発表する	本物と区別が付かないよう巧妙に偽装していることや信用させようとしていることを通して、その目的について考えることができるようにする	
展開	出会い系サイトやネット詐欺、迷惑メールや危険性を孕んだメールについて知る インターネット上の悪意を持ったものや危険性を孕んでいるものについてどのような対応をしたらよいか考える	インターネット上の悪意を持ったものについて、フィッシングサイトやフィッシングメールなどの例を通してその危険性に気づくことができるよう声がけをする 犯罪に巻き込まれないために、インターネット上の危険なサイト等についての対応に気づくことができるよう、本物のサイトとフィッシングサイトの比較などを通して考えさせる	インターネット上には悪意を持ったものがあることを理解できる。（発表） 危険なサイトやメールとそうでないものとの違いを考えることができる（観察）

<p>まとめ</p>	<p>迷惑メールや危険なメール、出会い系サイト、ネット詐欺のサイトなどに対する適正な対処方法を身につける</p> <ul style="list-style-type: none"> ・迷惑メールは無視するか、受信設定で受信しないようにする ・危険だと感じるメールについては必ずアドレスを確認したり、むやみに開いたりしないようにする ・出会い系などの危険性を孕んだサイトについては開かないもしくはすぐに閉じるようにする 	<p>本物のサイトと危険なサイトの違いから、適正な対処法について気づくことができるよう、声かけをする</p>	<p>迷惑メールやフィッシングメールなど、また出会い系サイトやフィッシングサイトなどに対する適正な対処法について理解できる（発表）</p>
------------	--	--	---

<資料>

フィッシングサイトの例

アドレスを確認する



契約番号・パスワードを入力すると不正利用される可能性がある

フィッシングメールの例

VISA カード保有者のみなさまへ

VISA カードをお持ちのお客様は自動的に VISA 認証サービス プログラムにご加入いただいております。

VISA 認証サービスでは、お客様の個人パスワードでお持ちの VISA カードのセキュリティを強化します。オンラインストアでのお支払い手続きの際に、ATM で暗証番号を入力するのと同じようにパスワードを入力していただけます。これで、実際にお店でカードを使用するときと同じように、VISA カードをオンラインで安全に使用することができます。

サービスの中断を避けるため、できる限り早急にカード情報を確認させていただく必要があります。

大変お手数ですが、次の認証サービス プログラム登録ページへお進みください。

<http://registration.haisai.me>

※クリックするとフィッシングサイトに誘導される

お手続きは、次の手順に従ってください。

- ・上記のリンクをクリックして、情報の登録をおこなってください。
- ・visa カード情報確認後、パスワードを作成してください。
- ・これでアカウントは更新され、サービスが中断されることなく引き続きカードをご使用いただけます。

*注意 VISA カードの更新に失敗した場合、一時的にカードをご使用できなくなります。

*クレジットカードを2枚以上お持ちの場合は、フォームを再送信してください。

*クレジットカードを2枚以上お持ちの場合は、に別々にパスワードの設定することができます。

インターネットを使うときは。。。。。

近年、ネットワークの普及に伴い、フィッシング詐欺などの被害にあったり、出会い系サイトなどを介して犯罪に巻き込まれたりといった事件が増加の一途をたどっています。インターネットやメールはとても便利なものですが、それを悪用するものも存在することは紛れもない事実です。そして、使い方によっては、小中学生であっても被害にあう可能性があります。この度、学校では迷惑メールや危険なメール、出会い系サイト、ネット詐欺のサイトなどに対する適正な対処方法を学習いたしました。この機会に家庭でも話し合いの機会を持っていただければ幸いです。

学校における学習内容

- インターネット上には悪意を持ったものや危険性を孕んだものがあることを知る。
- 対処法
 - ・ 迷惑メールは無視するか、受信設定で受信しないようにする。
 - ・ 危険だと感じるメールについては必ずアドレスを確認したり、むやみに開いたりしないようにする。
 - ・ 出会い系などの危険性を孕んだサイトについては開かないもしくはすぐに閉じるようにする。

原則は

インターネットやメールを使用する際は、必ず大人の目が届くところで使用させること です。

○ 被害に遭わないために

- ・ 金融機関などは個人情報について E メールを使ってたずねることはしない、ということを理解しておく。
- ・ 個人的・金銭的な情報を E メールで送信しない。
- ・ 取引等のために、企業のウェブサイトを使って個人的・金銭的な情報を提供したい場合は、そのウェブサイトが安全であるという目印（鍵マークなど）を確認する。
- ・ 疑わしい E メール の添付ファイルを不用意に開かない。
- ・ 個人情報を聞き出すような E メールが届いた場合、
 - 1) そのような E メールには応答しない。
 - 2) E メールの中に含まれるリンクをクリックしない。
 - 3) E メールの内容を確認したい時には、E メールの中に含まれるリンクをコピーして貼り付けたりせず、自分で正しいアドレスを入力または検索した上で本物の企業のウェブサイトアクセスして確認するか、本物の企業の電話窓口で電話して確認する。
- ・ 届いた E メールや、E メールに含まれるリンクを開いた先のウェブサイトに個人情報を入力してしまった場合
 - 1) 名前が使われた本物の企業に連絡する。
 - 2) 利用明細などは定期的にチェックする。
 - 3) 消費生活センターに相談する。
- ・ 金銭を騙し取られるなどの被害を受けたら、警察に届け出る。

(出典：国民生活センターホームページより)

学習指導案実践例（中学校）NO. 1

I 学習指導案

1 学年 中学校第1学年

2 題材名 「チェーンメール、架空請求の対策について」

3 題材の目標

① 分類 3. 安全への知恵

② 大目標 d2：情報社会の危険から身を守るとともに、不適切な情報に対応できる。
d4：危険を予測し、被害を予防するとともに、安全に活用する。

③ 中目標 d2-2：不適切な情報に出合った時は、大人に意見を求め、適切に対応する。
d4-1：安全性の面から、情報社会の特性を理解する。

④ 小目標 ・チェーンメールを受け取ったらすぐに保護者や先生に知らせる。不審なホームページやメールをむやみに開かないよう、正しい判断ができるようになる。

⑤ 指導目標 ・ネットワーク上には相手には現実の姿を偽っているものもあり、不当な行為によって利益を得ようとするものもいることを知り、犯罪行為に巻き込まれないようにすることができる。

4 題材設定の理由

小学校を卒業し、中学校に入学する時期は、携帯電話の所持率が上がる時期でもある。その時期に、携帯電話等の、基本的なトラブルや対処法などについての理解を深める必要があると考え、この題材を設定した。

5 本時の展開

過程	学習活動	留意事項	評価規準(評価方法)
導入 (10分)	携帯やPCなど、メールについて危険なものは何かを考える。		自分の考えを発表できる。(観察)
展開 (30分)	サンプルのチェーンメールを提示し、届いたらどうするかを考え、発表する。 チェーンメールの問題点をグループで話し合い、発表する。	どうするのかその理由も考えさせる。	自分の考えを発表できる。(観察)
	チェーンメールの問題点や対応について理解する。 サンプルの架空請求を提示	どうするのか、その理由も発表	チェーンメールの問題点や対応について、理解している。 (ワークシート) 自分の考えを発表

	し、届いたらどうするか、返信や電話をしたら、どうなるのか考え、話し合う。 架空請求の問題点や対応について、理解する。	させる。	できる。(観察) 架空請求の問題点や対応について、理解している。 (ワークシート)
まとめ (10分)	本時で学習したこと、感想などをワークシートに書く。		危険なメールの問題点を知り、対応について理解している。 (ワークシート)

<チェーンメール>

これは、冗談ではなく本当の話です。
 この前、男子高校生がひき逃げされました。
 私は彼のために犯人を探しています。このメールを24時間以内に10人に送って下さい。
 このメールをあなたが止めたら私はあなたが犯人だと疑います。
 私は専門家に頼んでこのメールがどこにあるのか分かっています。
 実際にこのメールを止めた神奈川に住む人を今から迎えに行きます。
 もし、あなたがこのメールをまわさなかったら、24時間ちょうどに窓の外を見てください。
 私があなたの家の前にいるはずです。そしてあなたを・・・。

専門家に頼んでわかっているのだから・・・。

<架空請求>

※重要※

通知(すぐにご確認ください)とても大切な御連絡ですのでご確認お願いいたします。ご退会のご説明です。以前お客様が利用されたサイトが正式な登録手続きを踏まず、放置されたままとなっています。貴方様は当サイトにID:123456で登録未了状態です。お客様の退会手続きが未完了で放置されており、今後料金を請求されるおそれがあります。退会手続きがまだの方はお早めをお願いします。このまま放置されても利用料金は発生する場合がありますので、利用されない場合は退会手続きを行ってください。このままでしたら、実家・学校・職場等にも督促をかけますから、それまでに処理してください。お客様のアドが仮登録のまま現在当サイトに放置されております。下記URLより退会手続きください。

<http://www.OX△OX△.ne.jp>

<ワークシート>

情報モラルワークシート

1年 組 名前 _____

1、このようなチェーンメールが届いたら、あなたはどのようにしますか。

--

2、チェーンメールの問題点は何かと思いますか。

--

3、チェーンメールが届いたら、どうすればよいですか。

--

4、このような架空請求メールが届いたら、あなたはどのようにしますか。

--

5、返信や電話をしたら、どうなると思いますか。

--

6、架空請求メールが届いたら、どうすればよいですか。

--

7、今回の授業で学んだことや感想を書いて下さい。

--

Ⅱ 実践を振り返って

<成果>

今回の授業では、「チェーンメール」と「架空請求」について具体例をあげ、その対処法等を紹介している。生徒は、「チェーンメール」や「架空請求」などの言葉については知っているものが多いが、その問題点や、対処法を理解しているものは少なかった。

実際に、携帯電話を所持しているほとんどの生徒が「チェーンメール」をまわしたことがあると答えていた。また、「架空請求」については、実際に「架空請求」メールが届いたことのある生徒がいなかったため、言葉は知っているが、内容について理解していない生徒がほとんどであった。

今回の実践を通して、「チェーンメール」と「架空請求」については、携帯電話を持っていない生徒の中には、漠然としたままの理解であったが、ほとんどの生徒が、対処法などについて理解することができた。また、他の危険な事例に対してなど、困ったことがあったときには、学校や警察などに「相談する」ことの大切さを伝えることができた。

<課題>

事前のアンケートによると、携帯電話の所持率について、小学校高学年において30.9%に対し、中学生では72.0%と急増している。また、携帯電話でインターネットを利用している中学生は42.5%、携帯電話でメールを利用している中学生は92.9%であった。しかし、中学生が携帯電話の危険性を十分に理解しているとはいえないなか、利用しているケースが大多数である。

今回の授業実践では、「チェーンメール」と「架空請求」について取り扱っているが、他にも多くの危険が存在する。生徒自らが、被害者や加害者にならないためにも、「情報モラル教育」を定期的に行い、かつ、できるだけ早い段階で様々な内容を取り扱っていかねばならないだろう。

しかし、現在のカリキュラムにおいて、「情報モラル」を定期的に扱う時間をとることは難しいといえる。各教科との関連性や、日常的な指導において、日ごろから「情報モラル」にふれていく必要があると感じた。

<参考> ワークシートの生徒の記載より

- ・ 携帯電話の怖さを知ることができ、これからの携帯電話のしっかりとした使い方、対処法などを学ぶことができた。
- ・ チェンメはきたことあるけど、架空のメールは知らなくてこわいと思った。今まではあんまり真剣に考えてなかったけど、今回もっと真剣に考えなくちゃと思った。この2つ以外もいろいろあるから怖いと思う。
- ・ いろんな形のチェーンメールを知って対処法が分かって少し安心した。また、こういう授業をやってほしいと思った。
- ・ 携帯にいっぱい危険があるとは知らなかった。
- ・ 僕自身携帯をまだ持っていないので、今日この話を聞いて携帯の恐さを改めて知りました。出会い系サイトとかは犯罪に巻き込まれる可能性があるからなるべく入会しないようにする。あと、チェーンメールがきたときは、冷静に対応する。知らない人からメールとかきても。ほっとく。
- ・ 中学生になって携帯を持ち始めるとくだらないメールにいちいち盛り上がりすぎ、小学生のときはこんなことなかったしい。

<保護者配付資料>

保護者様へ

平成〇〇年〇月〇日
秦野市立〇〇学校
〇〇 〇〇

チェーンメールの指導についてお願い

チェーンメールは、勇気を持って、まわさないようにしてください。チェーンメールを止めたからといって、個人情報分かるシステムは現在のところありません。内容的に怖くて心配な方も、他には絶対にまわさず、学校や使っている携帯会社に相談してください。

また、架空請求メールについても、返信や電話をしないようにし、こちらから個人情報を与えないようにしてください。架空請求や不当請求に関しても、基本的には無視をすることが大切です。こちらについても、内容的に怖くて心配な方は、学校や使っている携帯会社に相談してください。よろしく申し上げます。

I 学習指導案

1 学年 中学校第2学年

2 題材名 「情報モラルについて考えよう」

3 題材の目標

① 分類 3. 安全への知恵

② 大目標 d4：危険を予測し被害を予防するとともに、安全に活用する。

③ 中目標 d4-1：安全性の面から、情報社会の特性を理解する。

d4-2：トラブルに遭遇したとき、主体的に解決を図る方法を知る。

④ 小目標 ・不審なホームページやメールをむやみに開かないよう、正しい判断ができるようになる。

・ネットワーク上の相手は、必ずしも現実の姿と同一でないことを認識する。

・中学生が遭遇しそうな犯罪の手口を知り、巻き込まれないようにする。

・自分だけで解決しようとせず、保護者や教員に相談するなどの正しい判断ができるようになる。

・トラブルへの具体的な対処方法や相談機関への連絡方法を知る。

⑤ 指導目標 ・パソコンや携帯電話から「かながわモード」にアクセスし、ネットワーク上の危険について体験することにより、犯罪行為に巻き込まれないようにすることができる。

・トラブルに遭遇したときに、自分だけで対処しようとせず、保護者や教員に相談するなど具体的な対処方法について理解するとともに、相談機関への連絡方法を知る。

4 題材設定の理由

全国学力・学習状況調査の質問紙調査や学級での事前アンケートから、本校における携帯電話の所持率は約8割と、全国を大きく上回っている状況である。また、中学2年生における携帯電話の用途は通話・メール・カメラが大多数ではあるが、サイトや掲示板・ブログ・プロフ、音楽や画像のダウンロードなども少数あり、これらによるトラブルも多様化してきている。

例えば、携帯電話でのプロフ等への書き込みでトラブルとなったり、危なそうなサイトにアクセスしてしまったり、「出会い系サイト」へのアクセスによる被害なども見られる。

こうした中、携帯電話の安心・安全な使い方については、折に触れて指導はしているものの、繰り返し情報モラル教育を行う必要があると考え、実際にその危険を体験する「かながわモード」を使用する題材を設定した。

5 本時の展開（保護者参観日、コンピュータ教室にて実施）

過程	学習活動	留意事項	評価規準(評価方法)
導入 (5分)	「かながわモード」について知り、パソコンを使用してアクセスする。	本時の流れをプリントにあらわし生徒や保護者がスムーズにアクセスできるようにする。	
展開 (40分)	パソコンや携帯電話を使用する時に「してはいけ	あわせて、情報モラルに適した行動も考えさせる。	自分の考え、意見を発表することができる

	<p>ないこと・すべきこと（情報モラル）」とは何かを考える。</p> <p>ワンクリック詐欺、架空請求メール、メールアドレス収集、恐喝、フィッシング詐欺について体験する。 （保護者も体験する）</p> <p>トラブルの対応方法を知り、保護者や教員に相談するなど具体的な対処方法について理解するとともに、相談機関への連絡方法を知る。</p>	<p>保護者には、「携帯電話を購入する前のチェック」や「家庭内のルール」、「携帯電話の危険」について再確認してもらう。</p> <p>携帯電話でアクセスした生徒に発問し、携帯電話の情報が表示された時の驚きをとらえるようにする。また、携帯電話の情報から個人が特定されることは無いことを指導する。</p> <p>自分のことに置き換えて考えるよう指導する。</p>	<p>る。 （発表の観察）</p> <p>ワンクリック詐欺などの体験を通して、携帯電話における危険を考えることができる。 （体験の観察）</p>
<p>まとめ (5分)</p>	<p>学習内容の3項目を確認し、今日の授業のまとめをする。</p>		<p>情報モラルを理解し、危険を予測し被害を予防するとともに、安全に活用することができる。（ワークシート）</p>

Ⅱ 実践を振り返って

<家庭との連携の状況>

保護者に対しては、生徒の携帯電話の利用実態やフィルタリング機能の啓発資料を配布して、家庭での情報モラル教育への協力を呼びかけている。

今回の授業実践では、保護者参観日に授業を設定し、「学級通信」で授業参観を呼びかけた。

また、保護者にも携帯電話から「かながわモード」にアクセスしてもらい、ネットワーク上の危険について体験することにより、子どもが犯罪行為に巻き込まれないような適切な利用の方法について啓発した。さらに、ネット上のトラブルについての適切な対処方法について身につけることや相談機関への連絡方法などを啓発した。

授業参観後には、保護者へのアンケートを実施し、授業への意見や感想をいただき、その感想や授業の様子を「学級通信」に掲載して、各家庭へ配布した。

<成果>

1 生徒の事後アンケートより

質問：授業の内容は、今後の携帯電話の使い方について、参考になりましたか？

- ①とても参考になった（68.4%） ②やや参考になった（31.6%）
③あまり参考になっていない（0%） ④全く参考にならない（0%）

2 情報関連キーワードの理解度の変容

質問：次の言葉の意味を知っていますか？

- ①ワンクリック詐欺（実施前59.5%→実施後100.0%）
②架空請求メール（実施前59.5%→実施後100.0%）
③メールアドレス収集（実施前40.5%→実施後100.0%）
④フィッシング詐欺（実施前24.3%→実施後97.4%）

3 生徒の感想より

① 「かながわモード」について

- ・ 今までに「登録しますか」とかゆーのみたことあるから、クリックしたらこーなんだって初めて知って良かった。
- ・ 弟がいるので、弟にもみせてあげたいと思いました。親とも相談しながら気をつけていきたいと思いました。
- ・ ケータイでの体験はリアルで驚いた。ちょっと怖かった。
- ・ 「18歳以上ですか」にクリックしたら、「お金を送れ」みたいな画面が出てきて、すごいびびった。ケータイの怖さを改めて知ることができた。このようなサイトがあることも、今日の授業で初めて学ぶことができた。

② 家庭内でのルールについて

- ・ ケータイのルールを家で作ってもらおうかと思いました。
- ・ 変なサイトとか興味本位でみない方がいいと思った。親と話してルールとか決めた方がいいと思った。

③ 対処方法について

- ・ これから自分のケータイを買ってもらったら、今日の授業のことを参考にして気をつけてケータイを使っていきたい。

- ・ 以前から知っていた言葉が多かったけど、あらためて意味を知った。
- ・ ウソみたいなのに実は本当に来そうで危ないと感じた。ケータイでサイトをみるのは控えたい。
- ・ 相談機関がこんなにたくさんあるとは知らなかった。

4 保護者の感想より

- ・ 話をしただけでは、どうしてもピンとこないが、実際にサイトにアクセスすることで、子どもたちは真剣に受け取ることができたと思います。もっともっと、危険と隣り合わせだということを理解し、安全に楽しく使ってくれたらいいと思いました。
- ・ 先生のお話から、「子どもがトラブルにあった時に誰に相談するか」という回答で一番多かったのが「保護者」であることに驚いたと同時に責任を感じた。親もしっかり携帯の危険性や安全性を理解して、子どもと話し合うことが必要だと感じた。

<課題>

今回の授業実践では、事前アンケートを行っている。その中で、「子どもがトラブルにあった時に誰に相談するか？」という回答で一番多かったのが「保護者」であったにも関わらず、「携帯電話の利用について、あなたの家ではルールがありますか？」の質問に、「特にルールは無い」と回答した生徒が 40.5%もいる現状に驚いた。

情報モラル教育は家庭との連携が必要だということを改めて痛感すると同時に、携帯電話の安心・安全な使い方について、計画的・継続的に進めていく必要性を感じた。



子どもとともに考えよう！

携帯電話の安全・安心な 利用について

携帯電話は手軽で便利な一方、児童・生徒の利用が急速に拡大する中で、犯罪に巻き込まれたり、悪口などの不適切な書き込みがトラブルに発展したりするなど、さまざまな問題が発生しています。

県では、子どもたちが携帯電話を安全、かつ安心して使用できるように、携帯電話の危険性を疑似体験でき、困ったときの対処法などを紹介する携帯電話サイト「かながわモード」を開設しています。

かながわモードとは

保護者、小学生、中学・高校生、教職員を対象とし、携帯電話の正しい使い方、一般的なトラブルへの対処法や困ったときの相談先などを掲載しています。

ここでは、主なページを紹介します。

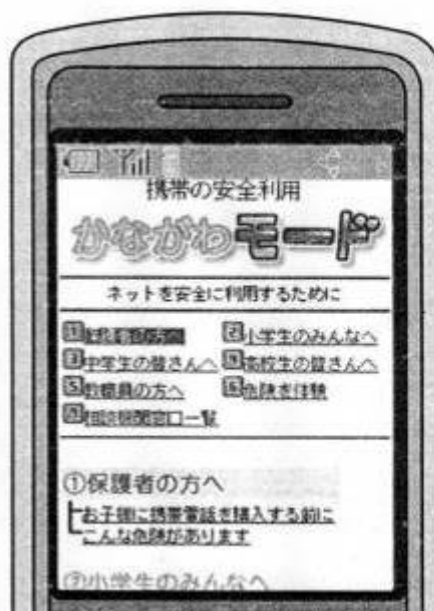
■中学・高校生向けのページ

メニューには「してはいけないこと(モラル)」、「危険を体験」「困ったときに見るページ」「相談機関」があります。「危険を体験」では、ワンクリック詐欺や架空請求メールといった、実際に起こりうるトラブルを疑似体験することができます。

■保護者向けのページ

「お子様に携帯電話を購入する前に」というメニューでは、購入前に確認すべきことや家庭で決めておくルールなどを掲載しています。携帯電話は、こうした確認事項やルールなどを子どもに納得させてから購入することが大切です。

※他にも、小学生向けや教職員向けのページなどがあります。



この機会に、「かながわモード」を見ながら、携帯電話の安全・安心な
利用法について、家族などで話し合ってみてください。



かながわモードは左の2次元コードから読み取るか、
<http://www.pref.kanagawa.jp/mbl/f100021/>
を直接入力して、ご利用ください。

保護者の方へ

1 お子さまに携帯電話を購入する前にチェックしてください。

- 本当に持つことが必要か、また何のために持つのか、子どもと一緒に目的を再度確認しましたか？
- フィルタリングサービスについて子どもと話し合い、納得のうえ加入することを約束しましたか？
- 子どもの居場所を確認できるGPS機能があるからといって、携帯電話が子どもの安全を守れるとは言い切れないことをご存じですか？
- 携帯電話を紛失すると、番号やアドレスを登録してある人たちに迷惑をかけることになることを、子どもに確認しましたか？
- 保護者は通話履歴やアクセス履歴を知る権利があることを、子どもが納得しましたか？
- 使用にあたっての家庭内のルールを決めましょう。そして決めたルールをきちんと守ることを子どもと約束しましたか？
- 購入したら、その場で発信者番号非通知通話の拒否機能とキー操作のロック機能の設定をしましたか？

2 家庭内のルールの例

- ☆ 劇場やホール、電車やバスの中など他人に迷惑な場所では使用しない。
- ☆ 利用料金の上限額は〇〇円まで。
- ☆ 〇〇時～〇〇時までには使わない。
- ☆ キー操作のロック機能などのパスワードは保護者と共有する。
- ☆ フィルタリングサービスには必ず加入する。
- ☆ 迷惑メールなど心配なことがあったら、保護者にすぐに相談する。
- ☆ 他人を傷つけるようなメールや書き込みは絶対にしない。
- ☆ ネット上で知り合った人と実際に会うことは絶対にしない。
- ☆ 通話履歴やアクセス履歴について保護者が定期的に確認する。

3 お子さんと話し合い、「我が家のルール」をつくりましょう！

- ☆
- ☆
- ☆
- ☆
- ☆
- ☆
- ☆
- ☆

I 学習指導案

1 学年 中学校第3学年

2 題材名 情報モラル「著作権って？」

3 題材の目標

- ① 分類 1. 情報社会の倫理
2. 法の理解と遵守

② 大目標 b4：情報に関する自分や他者の権利を理解し、尊重する
c4：社会は互いにルール・法律を守ることによって成り立っていることを知る。

③ 中目標 b4-2：著作権などの知的財産を尊重する。
c4-2：情報の保護や取り扱いに関する基本的なルール法律の内容を知る。

④ 小目標 ・知的財産権（著作権・特許等）の基本的な考え方を知る。
・著作権について正しく理解し、著作物を利用する場合のルールを知る。

⑤ 指導目標 ・知的財産権（著作権・特許等）について理解をするとともに、人権やプライバシーを尊重した情報発信を行うことができる。

4 題材設定の理由

現在、Webページ以外にもブログ（個人の日記などを、簡便な方法で作成し、公開することができるウェブサイトの総称）やプロフ（インターネット上で自己紹介のページを作成することのできるサービス）などネットワーク上で情報発信・交換などを行う機会が増えてきている。これは、今後もますます増えていくことが予想される。

それにともない「著作権」に関わる問題も増え、「著作権」について正しく理解することが必要である。ほとんどの中学生にとって「著作権」は、空気のような存在であるように感じられる。しかしながら、「著作権」に触れる行為は、生活の中で頻繁に見ることが多い。今回の題材は、このような生徒たちにとって「著作権」に対する動機付けに有効であり、大変理解しやすいと考えられる。ここでは、「著作権」に関係する問題を未然に防ぐ判断力を身に付けさせたい。

そして、著作物に対しては「利用してはいけない」ということではなく、他人のものを自分のものとして、無断で使うことがいけないのであって、きちんと許可を得て使用することが大切であり、それによって「他に対する配慮」や「思いやりの気持ち」を芽生えさせたい。

5 本時の展開

過程	学習活動	留意事項	評価規準(評価方法)
導入 (5分)	本時の学習内容を知る。 Cマークについて考える。 ・見たことがあるか。 ・意味を知っているか。	付いている場所、その意味を発表させる。	
展開 (35分)	自分の買った音楽CDをダビングして友だちにあげることに	この行為を行うと誰に迷惑をかけるかを考えさせる。	

	<p>いて考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・違法か、違法でないか。 ・この行為を行うと誰に迷惑がかかるか。 <p>ビデオを視聴する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・著作権について知る。 <p>ビデオをもとに著作権についてまとめる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・著作権 ・著作者人格権 ・著作隣接権 <p>今までにあった著作権侵害の事件を聞き、その感想を発表する。</p>	<p>プリントを配布し、それを併用しながら視聴させる。</p> <p>ビデオの内容を振り返りながら、プリントを記入させる。</p> <p>中学生がかかわる事件を中心に紹介する。</p>	<p>「著作権」について、興味を持つことができたか。(プリント)</p> <p>自分の考え、意見を発表することができる。(発表の観察)</p>
<p>まとめ (10分)</p>	<p>○×クイズを行う。</p> <p>本時のまとめを行う。</p>	<p>1つずつ確認しながら、答え合わせを行う。</p> <p>「著作権」にかかわる行為は、「他に対する配慮」や「思いやりの気持ち」が重要であることを知らせる。</p>	<p>「著作権」について、正しく理解することができたか。(プリント)</p>

<参考資料>

「悟空の著作権入門」 企画・監修／文化庁・(社)著作権情報センター

<資料>

◆著作権〇×クイズ

- [] Q1： 俳句、日記、まんが、日本地図はすべて、著作権法で保護される「著作物」にあたる。
- [] Q2： 演奏の録音、ソフトウェアのインストール、音楽CDのダビング、これらの行為はすべてコピー（複製）にあたる。
- [] Q3： インターネット上のWebページの情報は、公開されているものだから、自由に利用できる。
- [] Q4： 新聞社のWebページにあった記事を、自分のレポートに掲載するには、引用の範囲内ならかまわない。
- [] Q5： 芥川龍之介（1892～1927）の小説は、無断で自分のWebページに掲載することができる。
- [] Q6： 人気まんがのキャラクターにヒゲを描き加えて、Webページに掲載するのは問題ない。
- [] Q7： 公演や演奏会の模様を無断で撮影し、Webページに掲載するのは問題ない。
- [] Q8： 学習の発表の中で、現代画家の絵画をプロジェクターで上映するのは認められている。

<参考資料>

「インターネット時代のまんが著作権教室」 監修／文化庁

Ⅱ 実践を振り返って

<成果>

生徒たちに授業の感想を書いてもらった。その感想を読んで、この授業を通して、「著作権」に対する意識が高まったと感じた。特に中学生が動画投稿サイトにマンガを違法にアップロードし逮捕された記事を紹介した時は、とても興味を示した。自分が購入した音楽CDを友だちに貸したり、もしくはダビングして渡したりすることが日常何気なく行われ、それが著作権の侵害にあたることを知って、次からは注意したいという生徒もいた。

授業の中で、生徒たちが真剣にビデオを視聴していたことが特に印象的だった。今回視聴したビデオは 1997 年のものだが大変わかりやすく、生徒も「著作権」について十分理解できたという生徒が多かった。

【授業の感想】

- CDをダビングして、友だちに渡していたことがあるから、今後はしない。
- どこまでが違法で、どこまでが違法でないのかがまだよくわからない。
- よく知らないこともあったけど、ビデオを見てとても勉強できた。
- もし自分が著作者で、それをまねされて同じようなものをつくられることによって、そのまねした人がもうかったらとても悔しいと思う。
- 著作権は、知らずのうちに侵害してしまっている場合もあるので、気をつけたいと思った。
- 勝手にダウンロードしてはいけないと知った。ダウンロードするときは、相手に確認してから行うようにする。
- 著作権の問題は怖いものだと思つて改めた。「少しだけ…」と甘い気持ちでやっているうちに違法な行為が進んでいくと思つた。

<課題>

著作権については、わたしたち教師側の勉強がまだまだ不足していると感じる。なぜならば、この授業でも生徒の質問に対して即答できないものもあったからである。授業を行う際、わたしたち教師が著作権について正しい知識を持つことが大事だと感じた。

今回の授業では、生徒に著作権について正しく理解させるというよりも、著作物を扱う際の怖さを植え付けてしまったと感じた。題材の設定理由にあるように、著作物に対しては「利用してはいけない」ということではなく、他人のものを自分のものとして、無断で使うことがいけないのであって、きちんと許可を得て使用することが大切であることを理解させるような授業を展開していかなければならない。

著作権を守る意味とは…

著作権とは、「作品を作った人がその作品の使い方を決めることができる権利」です。つまり、作品を公表することも、コピーすることも、演奏や上映することも、作品を作った人が自由に決めることができます。裏を返せば、作品を作った人以外は勝手にその作品を使ってはならないのです。



こんな事件が…

- 中学生が動画投稿サイトにマンガなどを違法にアップロードし逮捕
- 中学生・高校生が違法音楽ファイルの配信に関わり、著作権法違反で逮捕
- 海賊版の販売で高校生が逮捕
- ファイル共有ソフトを利用した違法行為（自分のパソコン内に保存していた画像を閲覧可能な状態にしていた）で高校生を送致



- ◆違反した場合には、10年以下の懲役と1000万円以下の罰金が科せられることもある→刑事責任
被害や損失を与えた場合は損害賠償を求められることもある→民事責任

著作権とは、著作者の努力と創造意欲を守るために存在している権利

著作物を勝手に使用することは、
つまり、子どもの頃に学んだ…

人のものを無断で盗ってはいけない

ということと同じ。

しかし、許可されれば許可の範囲内で自由に使える
約束「他の人の著作物を利用する時には、
その人の許可をもらうことが必要」

※知らなかったでは済まされない→平成22年1月より、インターネット上から著作権を侵害している違法なデータと知りつつダウンロードを行った場合も著作権法違反となるよう法改正が行われた。

著作権への意識は、その国の文化レベルの高さを示しています。

学習指導案展開例（中学校）NO. 1

I 学習指導案

1 学年 中学校

2 題材名「個人情報の取り扱いについて」

3 題材の目標

① 分類 2. 法の理解と遵守

② 大目標 c4：社会は互いにルール・法律を守ることによって成り立っていることを知る。

③ 中目標 c4-2：情報保護や取扱いに関する基本的なルールや法律の内容を知る。

④ 小目標 ・個人情報の保護の重要性を知り、一度流出した個人情報を取り返すことができないことを理解する。

⑤ 指導目標 ・個人情報が流出すると取り返すことができないこと、悪用される可能性があることから個人情報の保護の重要性に気づき、守ろうとする態度を身につける。

4 題材設定の理由

中学生では、「個人情報」という概念はあまりなく、生年月日や住所・電話番号・メールアドレスなどを気軽に第三者に伝える場面がみられ、そういったなかから、トラブルに発展することも容易に想像できる。そこで、中学生のうちから、「個人情報」について理解し、取り扱い方を学ぶことが必要と考え、この題材を設定した。

5 本時の展開

過程	学習活動	留意事項	評価規準(評価方法)
導入	電話での名簿照会の事例についての話を聞く。	名簿照会の事例について話す。	
展開	電話で、「同じクラスの子の電話番号を教えてほしい」と言われたら、どのように対応するかを考える。	実際にどのように対応するか、数人に発表させる。	自分の考えを発表できる。(観察)
	路上で「〇〇さんの家はどこですか」と言われたら、どのように対応するかを考える。	実際にどのように対応するか、数人に発表させる。	自分の考えを発表できる。(観察)
	他人に電話番号やメールアドレス・住所を知られるとどんな危険性があるかを考える。	個人で考えた後、班で話し合い全体に発表する。	
	「個人情報」・「個人情報保護法」について理解する。	「個人情報」・「個人情報保護法」について説明する。	「個人情報」「個人情報保護法」について理解してい

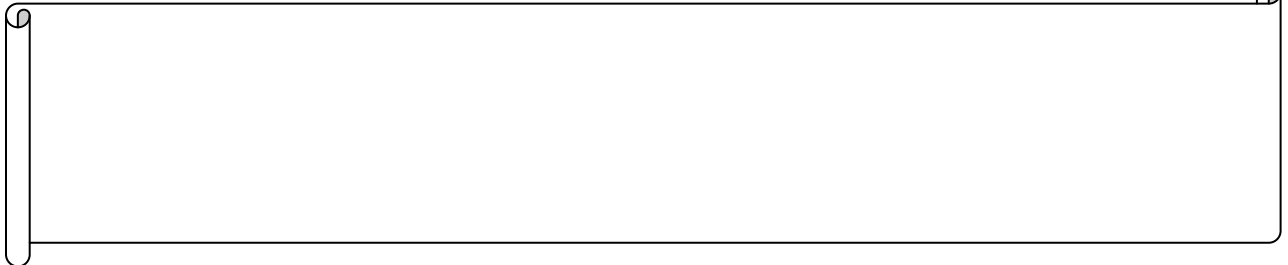
			る。 (ワークシート)
まとめ	本時で学習したこと、感想などを ワークシートに書く。		

<ワークシート>

情報モラルワークシート

年 組 名前

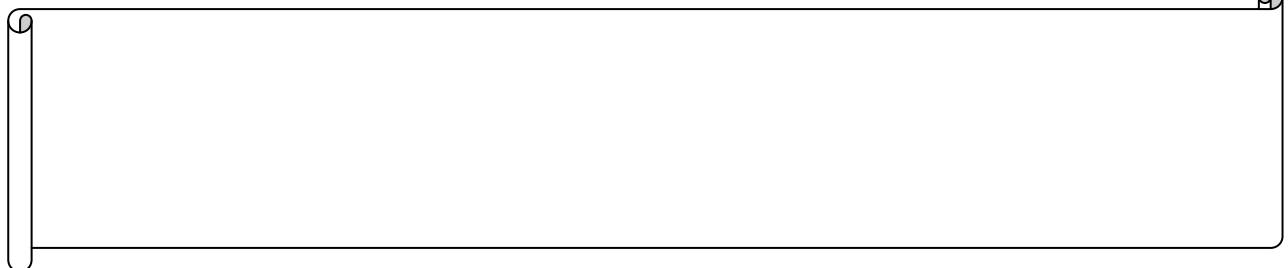
1、「同じクラスの子の電話番号を教えてほしい。」と言われたらどうしますか。




2、路上で「〇〇さんの家はどこですか。」と言われたらどうしますか。




3、他人に電話番号やメールアドレス・住所を知られるとどんな危険性がありますか。



4、「個人情報」・「個人情報保護法」とはなんですか。



5、今回の授業で学んだことや感想を書いてください。



I 学習指導案

1 学年 中学校

2 題材名 「携帯電話の車内マナー」

3 題材の目標

① 分類 1. 情報社会の倫理

② 大目標 a4：情報社会への参画において、責任ある態度で臨み、義務を果たす。

③ 中目標 a4-1：情報社会における自分の責任や義務について考え行動する。

④ 小目標 ・携帯電話のマナーやルールを理解する。

⑤ 指導目標 ・携帯電話における特性を理解し、責任を持った情報発信やコミュニケーションツールの活用について理解し、その際のマナーやエチケット、ルールについて考え、実践しようとする心を育てる。

4 題材設定の理由

携帯電話はもちろん、携帯電話以外でも電波を発信する機器はたくさんあり、ゲーム機や音楽再生機器などもこれに含まれている。一方で、電波を発信する機器の使用を制限されている場所も多くあり、飛行機や病院、電車やバス内の一部がこれにあたる。

しかし、携帯電話はいつでもどこでも気軽に通話・通信ができるため、電車内で利用する人も多く、制限されていることは知っていてもマナー違反やルール違反をしている人も多くいる。

中学生は、携帯電話を使い始めると没頭しやすく、周囲のことが全く気にならないと言う。また、知識として、なぜ制限されているかということまで知らない場合があり、携帯電話の特性をよく理解せず、便利さだけを追い求める傾向も見られる。

そこで、「車内での携帯電話利用マナーに関する投書」を素材にして、携帯電話を持っている生徒については自分の使い方を振り返り考えさせ、これから持つであろう生徒には場面に応じた使い方を考えさせる必要があり、本題材を設定した。

5 本時の展開

過程	学習活動	留意事項	評価規準(評価方法)
導入	携帯電話のマナーについて、発表する。「携帯電話の電源を切ったり、マナーモードにしたりしなければならない場所はどこですか」を考える。	予想される生徒の意見（飛行機内、病院、電車やバス等）から、「優先席の近く」を取り上げ、生徒が持つイメージ・経験・感情を引き出すようにする。	自分の考え、意見を発表することができる。 (発表の観察)
展開	資料を読んで、話し合う。 ・女性はなぜ無視をしたのかを考える。 ・男性はなぜ注意したのか	利用者の立場から話し合い、「通話と比べメールは必ずしもマナー違反とは言えないのでは？」との疑問を抱かせるようにする。 利用者以外の立場から話し合い、優先席ではなぜ電源を切る事になっているかに発展させていく。	

	<p>を考える。</p> <p>（生徒の反応の様子から、関東鉄道事業者作成「車内における携帯電話マナーポスター」を提示）</p> <p>・なぜ、携帯電話ではこのような問題が起きるのかを考える。</p>	<p>携帯電話の特性に気づかせ、携帯電話に対するとらえ方が様々であることに気づかせる。</p>	<p>自分の考え、意見を発表することができる。</p> <p>（発表の観察）</p>
まとめ	<p>よりよいマナーのあり方を考える。「車内での携帯電話の使い方について、どうしたいと思ったか」を考える。</p>	<p>携帯電話の特性を踏まえたよりよいマナーのあり方を自分なりに考えさせる。</p>	<p>情報モラルにおけるルールやマナーを理解している。</p> <p>（ワークシート）</p>

<資料（2006年4月15日神奈川新聞投書）>

電車利用のモラルが低下しているのは昔も今も変わらない。うるさい音漏れの発生源がハードディスク搭載の携帯端末であったり、優先席にどっかり腰を落とし、夢中でメールを打ち続ける行為だったりする。道具としての機器が悪いのではなく、利用者の一部がマナーを守らなかったり、使い方がまずかったりする。それらが原因で多くの人たちが迷惑を被る。

ある日乗った地下鉄の優先席で珍しい光景を目にした。年配の男性が向かい側に座ってメールを打ち続けるOL風の女性に「電源を切りなさいよ」と注意した。女性は無視したままメールを打ち続けた。中止の要請は拒絶された。携帯を使う機械と化した人物に男性の声は届かない。言えば制止できると期待した男性の気持ちが報われず、哀れでならない。木や石と同じ存在に人間の言葉で語りかけても無駄である。

提案したい。優先席エリアに限り、携帯の送受信ができないように処置してもらいたい。電子レンジ用の防電磁波の特殊紙を貼れば寸断できる。

（参考文献） 「日常の授業で学ぶ情報モラル」 中村祐治編集代表 （教育出版）

I 学習指導案

1 学年 中学校

2 題材名 出会い系サイト

3 題材の目標

① 分類 3. 安全への知恵

② 大目標 d4：危険を予測し、被害を予防するとともに、安全に活用する。

③ 中目標 e4-1：情報の信頼性を吟味できる。

d4-1：安全性の面から、情報社会の特性を理解する。

d4-2：トラブルに遭遇したとき、主体的に解決を図る方法を知る。

④ 小目標 ・ネットワーク上の相手は、必ずしも現実の姿と同一でないことを認識する。
・中学生が遭遇しそうな犯罪の手口を知り、巻き込まれないようにする。

⑤ 指導目標 ・ネットワーク上の相手には現実の姿を偽っているものもあり、不当な行為によって利益を得ようとするものもいることを知り、犯罪行為に巻き込まれないようにすることができる。

4 題材設定の理由

以前、出会い系サイトが社会問題化し、規制法が制定された。しかし、SNS（ソーシャルネットワーキングサイト）や無料ゲームサイトなどで同じようなサービスが行われ、引き続き警戒が必要である。また、数年前からプロフと呼ばれるプロフィール公開サイトが出現し、これも結局のところ“大人の出会い”のために用意された類似のサービスであり、年少者の利用により多くのトラブルが発生している。

コンピュータが現在のような普及をする以前、コンピュータを使用する人の絶対数が少なかったということもあって、凶悪な犯罪はほとんど発生しなかった。しかし、携帯電話に代表される携帯情報端末が爆発的に普及したことにより状況が大きく変化し、2000年に入ると、出会い系サイトが社会問題として大きく注目された。殺人事件をはじめ、誘拐、婦女暴行、青少年保護条例違反などが急増した。被害者は大半が未成年であり、特に女子高生が多い。かさむ通信料が親子のトラブルを生み、家出、盗み、恐喝などにつながる例もあった。

現在、コンピュータや携帯電話を介しての電子コミュニケーションを否定するといった論調が一部にあるが、それは正しくない。なぜならば、携帯電話やインターネットに代表される電子通信システムは重要な社会基盤であり、これなしに現代の社会活動は成立し得ない。若い世代にとっては、ケータイやメールが、友人関係や社会生活を維持するために不可欠なコミュニケーション手段ともなっている。新しい通信手段を正しく安全に使いこなす知識と能力が必要とされているのである。

5 本時の展開

過程	学習活動	留意事項	評価規準(評価方法)
導入	資料1を読む。 ・(資料1-1)を聞いて、出会い系サイトについて、知っていることを	授業前に「出会い系サイトに関する実態調査」を実施しておく。	

	発表する。		
導入	・（資料 1 - 2）を聞いて、感想を発表する。	A さんは、どのようなことを注意しなければならなかったかを考えさせる。	
展開	<p>出会い系サイトの種類の説明を聞く。</p> <p>資料 2 を読む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（資料 2 - 1）を聞き、後半の展開を考える。 ・（資料 2 - 2）を聞く。 ・ B さんのふさわしい行動を考え、発表する。 ・（資料 2 - 3）を聞く。 <p>実際に起こった出会い系サイトでのトラブル（事件）を聞く。</p> <p>無料ゲームサイトやプロフィールについての説明を聞き、その感想を発表する。</p>	<p>実際の出会い系サイトを見せる。</p> <p>タイムリーな新聞記事をいくつか読み上げる。</p> <p>出会い系サイトと同じようなサービスであることを説明する。</p>	<p>出会い系サイトには、いろいろなものがあることが理解できたか。（観察）</p> <p>自分の考え、意見を発表することができる。（発表の観察）</p> <p>自分の考え、意見を発表することができる。（発表の観察）</p>
まとめ	出会い系の注意点を話し合う。		<p>出会い系サイトの特徴を知り、正しく理解できたか。</p> <p>（プリント）</p>

<資料>

◆資料1

(資料1-1)

Aさんはネットサーフィンをしているうちに、今まで見たことのないページに行き着きました。『このページを通じて“友だち”を作ろう!「業界初認定」』と書いてあります。Aさんは好奇心で、自分の紹介を書き込みました。

その後、何通かの電子メールがAさんのもとに届きました。その中でYさんという女の子と意気投合し、短期間のうちにとっても仲良くなりました。学級の友だちにも言えない、いろいろなことも相談にのってくれました。Aさんにとってかけがえのない友だちになりました。

(資料1-2)

ところが、ある日のメールに「俺」という言葉が出てきたのです。「男っぽい私の真似かな?」と思って、「Yさんに俺という言葉は似合わないから、真似しないほうがいいよ～」とメールを送ったところ、「うるせえんだよ!」に始まる、今までのメールからは考えられないひどいメールが届きました。Yさんは実は男で、Aさんはずっとだまされていたのです。

◆資料2

(資料2-1)

Bさんは、ある日、出会い系サイト内のチャットで見知らぬ男性と知り合いになり、毎日のようにチャットで会話を楽しむようになりました。話が進むうちに、相手の男性が近くに住んでいる人だということがわかりました。

(資料2-2)

ある日、男性から「明日の夜11時に近くの公園で会わないか?」と誘ってきました。

(資料2-3)

返事に困ったBさんは、友だちのCさんに相談しました。Cさんは「なぜ夜の11時に会いたいのだろう?」と不審に思い、Cさんは、Bさんに「会うのをやめたほうがいいのでは?」とアドバイスしました。怖くなったBさんは、結局会いに行くのをやめ、その後その男性とチャットをすることはありませんでした。

◆出会い系サイトにおける注意点

- ・ ネット上で知り合った相手とは直接会わない。
- ・ ネット上で知り合った相手とどうしても会わなくてはならなくなった時には、必ず家族(大人)と相談のうえ、同伴してもらう。
- ・ こちらの個人情報(本名、住所、電話番号、学校名など、自分を特定できる情報)をむやみに相手に知らせない。
- ・ 相手からの情報をむやみに信じない。
- ・ ネット上で知り合った相手の素性を確かめる方法はない。実社会と同じような人間関係を作ることは難しいと割り切る。

学習指導案展開例（中学校）NO. 4

I 学習指導案

1 学年 中学校

2 題材名 「携帯電話との正しい付き合い方」

3 題材の目標

① 分類 1. 情報社会の倫理

② 大目標 a4：情報社会への参画において、責任ある態度で臨み、義務を果たす。

③ 中目標 a4-1：情報社会における自分の責任や義務について考え行動する。

④ 小目標 ・メールの特性を理解した上で、メールやプロフを使う際のルールやマナーを知り、責任を持った情報発信ができるようになる。

⑤ 指導目標 ・携帯電話の安全な使い方を知るとともに携帯電話におけるメールやプロフなどの特性を理解し、責任を持った情報発信やコミュニケーションツールの活用について理解し、その際のマナーやエチケット、ルールについて理解する。

4 題材設定の理由

携帯電話の所持率は、中学生になるとともに急激に高くなり、それにつれて携帯電話に関係したトラブルも増加する。そこで携帯電話の使い方について正しく理解するとともに、コミュニケーションツールとしての携帯電話におけるブログやメール、プロフィールサイト・掲示板などの正しい利用の仕方や利用する上でのマナーやエチケットを身につけさせるために本題材を設定した。

5 本時の展開

過程	学習活動	留意事項	評価規準(評価方法)
導入	携帯電話を使う上でどんなことに注意したらよいか発表する。	携帯電話の所持、非所持に関わらず、使用する際に注意することについて、知っていることを発表するよう声かけをする。	
展開	コミュニケーションツールとしての携帯電話の使い方として、メールやブログ、プロフィールサイト、掲示板などの特性を知る。	コミュニケーションツールとしての携帯電話の使い方として、メールやブログ、プロフィールサイト、掲示板などについて、実際の例をあげ、特性を理解することができるようにする。	メールやブログ、プロフィールサイト、掲示板などについてその特性を理解できる。（発表）
	コミュニケーションツールとしての携帯電話の使い方として、メール・ブログ・プロフィールサイト・掲示板などの正しい利用の仕方を知る。	メールやブログ、プロフィールサイト、掲示板などについて、ネットワークの向こう側には必ず相手があり、その特性を理解することを通して、正しく利用できるようにする。	メールやブログ、プロフィールサイト、掲示板などの特性を理解し、正しく利用しようとする態度を持つ。（観察）

まとめ	携帯電話のマナーやエチケットについて理解する。	理解するだけでなく、実践しようとする姿勢を身に付けることができるよう声かけをする。	携帯電話を使用する際のマナーやエチケットについて理解し、実践できる態度を持つ。 (発表)
-----	-------------------------	---	---

<資料>

○ メールについて

メールにおいてお互いにわかっている同士が送りあう場合は問題ないが、それ以外の迷惑メールと呼ばれるものが問題となっているため、適切な対処を行う必要がある。

1 宣伝目的の迷惑メール（スパム）

ダイレクトメールの電子メール版。特に被害を及ぼすものではないが、気軽に店などのアンケートなどで登録してしまうと大量のメールが送られてくることとなる。また、携帯電話に多い出会い系の宣伝メールについては、これをきっかけに青少年が事件などに巻き込まれることが多発しているため、注意が必要である。

2 ウイルスメール

コンピュータウイルスやワームの動作で無差別的に発信される電子メール。このメールに添付されるファイルは、ウイルスそのものである場合が多く、嚴重な警戒が必要。添付ファイルは絶対に開かない、すぐ削除するなどの対処が必要。

3 架空請求メール

実際には利用していない有料情報サービス（有料アダルト番組、有料出会い系サイトなど）の利用料や債権などを請求する。個人が特定されているような文面や、法的処置を取るなどの脅し文句があるなどが特徴。メールだけで個人が特定されることはありえないので、対策として無視することが大切である。

4 ワンクリック詐欺メール

メール内に特定のリンクがあり、リンクをクリックすると入会した旨の表示がされ、料金を請求されるものである。基本的にはクリックしないで削除することが基本であるがもしクリックしてしまっても契約の成立とならないので、何度メールが送られても、基本的には無視を続けることが重要である。

○ ブログについて

インターネット上の日記のようなもの。WEB 上で投稿、修正が容易であり、専門的な知識を必要としない。Twitter もミニブログと呼ばれるブログの一種である。ミニブログは、投稿内容が短いテキストで行われ、更新が容易で、ほぼリアルタイムなコミュニケーションが行われることが多い。

○ プロフィールサイトについて

紙製のプロフィール帳・サイン帳をオンライン上で再現したものがプロフである。アドレスを携帯電話の赤外線通信機能で交換するなど、名刺代わりとして使われる。利用料金は大抵が無料である。（スポンサーからの広告収入で運営されている。）利用方法は、空メールを送信して登録し、用意された質問に答えると自動で自己紹介が生成される仕組みになっている。

・ プロフィールサイト内のコンテンツについて

1 トップ画

ページの一番上の部分に設置する画像。多くの場合は自分の顔写真を掲載する。顔写真を公開しているのはプロフ利用者全体の中では少数派（MMD 研究所調べでは 15.3%）である。

2 アルバム

画像・動画をアップロードして表示できる。パスワードをかけることもできる。

3 リアルタイムブログ（通称リアル）

日記のように出来事を綴るブログと比べて、より単発的・即時的なつぶやきを書き込む。

4 ゲストブック（掲示板）（通称ゲスブ）

訪問者からコメントを受け付けることができる（ゲストブックで交流することを「絡む」という）。やりとりは第三者に公開された状態となる。

5 メールボックス（私書箱）（通称メルボ）

ゲストブックとは違って第三者に非公開の状態でも互いに連絡を取り合うことができる。

6 リンク

他のサイトへのリンクを設置できる。

・ 問題点

1 個人情報漏洩を招く

必要以上に詳細な情報を書き込んだり家族や友人も写った画像を不特定多数にアルバムで公開したりするなどして個人情報が漏洩する危険性がある。また、リアルタイムブログでつぶやいた現在位置やアルバイト先といった些細な情報から間接的に住所がある程度特定される場合があり、これらが悪意のある大人に見つかればストーキングの被害につながる危険性がある。

2 いじめの誘発

学校裏サイトと同様、ネットいじめを誘発する危険性がある。また、悪意を持ってプロフ上で他人になりすまして当人の評判・信用を損なうような書き込みを繰り返すというケースもある。

3 性的逸脱行動の引き金となる

メールボックス機能を使って男性から若い女性に援助交際やブルセラ（使用済み下着などの売買）の勧誘が行われ、それら違法行為の温床となっている。女子中高生が援助交際の相手を確認するために扇情的な画像をアップロードする場合もある。

4 有害情報との接触

アダルトサイトや出会い系サイトのような青少年に有害なコンテンツへのアクセスを容易にしてしまう、プロフ自体が出会い系サイトのように使われる危険性があるとの指摘がある。利用者にその気がなくても、メールアドレスなどの個人情報をプロフで公開してしまいそれが悪意のある第三者によって（場合によっては復讐心を持った元恋人によって）出会い系サイトに転載されてしまうと、交際を迫るメールや卑猥なメールが殺到することがある。

5 生活習慣への悪影響

通常のメールの着信だけでなく、プロフのゲストブックやメールボックスのチェックを必要以上に頻繁に繰り返したり、他人（友人・元恋人など）のプロフのリンクをたどりながら巡回して近況を把握することをやめられなくなったりといったように携帯電話を片時も手放せない状態（携帯電話依存症）に陥る危険性がある。

6 心の発達面での弊害

教育評論家の尾木直樹によれば、本来であれば青少年にとって思春期は悩んだり深く考えたりすることによって自我を客観視するための「第二の自分」と向き合う時期であるにもかかわらず、プロフやリアルタイムブログでは些細な情動の変化などをそのまま即座に暴露しており、自分の心の中でじっくりと考えるという重要な過程を短絡してしまっているという。

○ 電子掲示板について

コンピュータネットワークを使用した環境で、記事を書き込んだり、閲覧したり、コメント（レス）を付けられるようにした仕組みのこと。利用すると、情報交換や会話・議論などを行うことができる。誰でも参加できるインターネット上の電子掲示板では、互いに面識のない利用者同士がネット上だけで会話していることが多い。その中では、現実社会とは異なるネット社会のマナー（ネチケット）が必要とされることがある。また、主に電子掲示板の上のみで見られる社会現象（荒らしなど）や用語がある。

・ 使われる用語

- 1 ハンドルネーム、ハンドル・・・掲示板に書き込む場合に使用する名前のこと。多くの場合、本名とは別なものを使う。掲示板上でニックネームとも言える。
- 2 書き込み（カキコ）・・・掲示板にスレッドや意見・情報などを投稿すること、また、その投稿内容のこと。
- 3 スレッド、トピック（スレ）・・・ある特定の話題・テーマに関する書き込みの集まりのこと。スレッドを作成することを「スレッドを立てる」といい、スレッド内の投稿に関わる返信が続いていくことでスレッドが形成される。なお、スレッドに返信することはレスという。レスとはレスポンス（英語で応答、返答の意）の略である。
- 4 引用・・・他人の書き込みをコピーすること、またそのコピーした内容のこと。人によっては、それを用いて相手に返信することがある。多くの場合は引用であることを示すために、引用部分の行頭に「>」などの記号を付加する。
- 5 ROM（Read Only Member）・・・ロムと読む。掲示板を閲覧するだけで、書き込みを行わない者のこと。反対用語はRAM（ラム、英語: Radical Access Member の略）、あるいはアクティブ（活発に書き込みを行う人）という。
- 6 キャンセル・・・投稿を削除すること。
- 7 マルチポスト・・・あちこちの掲示板・スレッドに同じことを書き込む行為。マナー違反とされる。
- 8 フレーム・・・掲示板上で起こる論争や喧嘩のこと。英語の flame（炎という意味）に由来し、そこから炎上とも呼ばれる。掲示板では、対面しての論争とは違い、相手の話を遮ることができない。そのため一方的な内容になりやすい。また懸命に書いたところで、言葉の意味合いを上手く伝えられるほど文章を上手に書ける人はそう居るわけではなく、細かい揚げ足取りに終始して互いが感情的になり、結局は収拾がつかなくなることが多い。
- 9 荒らし・・・面白半分で、あるいは自分や自分の属する組織などに都合の悪いことが書かれた報復のため、悪戯書きを繰り返すことである。また、ネチケットでは論争が昂じて感情的にこじれ、または挑発に乗り、意図的に雰囲気壊すような書き込みを続けるのも、荒らし行為に含まれると理解されている。荒らしに巻き込まれないようにするためには、各発言の内容を冷静になって注意深く読むこと、論戦に参加している人間の各人が同意側か対立側か、を再度考えることが大事である。
- 10 電子自警団・・・荒らし行為を排除するため、掲示板を利用するユーザーによって構成されたネット版の自警団。
- 11 煽り・・・故意にフレームを誘発するような書き込みを煽りという。釣りとも言う。
- 12 叩き・・・煽りや荒らしに反応し、相手を非難・糾弾・指弾する行為。

- 13 個人情報晒し・・・地域密着型掲示板において、レスをしている者が近所に居住していることが推定できるような場合、その特定がしやすい中でトラブルが起きると発生する。
- 14 自作自演・・・自作自演は同一のサイト（掲示板含む）で 1 人の人間が複数のハンドルネームを使い分け、同時に複数の人物が活動しているかのように見せかける行為。
- 15 ID 削除・・・悪質な荒らし行為に対する最終手段であり、書き込み権限を剥奪すること。
- 16 ログ・・・通信記録の意味。掲示板でやりとりされた内容の記録を指すほか、ホスト局と送受信したデータの記録も意味する。
- 17 オフライン、オフ会・・・ふだんネット上（オンライン）でやり取りしているメンバーがネットの外（オフライン）で実際に会って飲み会や旅行などをすること。

参考：ウィキペディア

考えよう 携帯電話の使い方

学校では今回の学級活動で、携帯電話の正しい使い方について学習をいたしました。携帯電話に関わるトラブルは年々増加の一途をたどっています。そういったトラブルに巻き込まれないために、携帯電話の使用については、コミュニケーションツールとしてブログやメール、プロフィールサイト・掲示板などの正しい利用の仕方や利用する上でのマナーやエチケットを身につけることが重要であるとともにご家庭でのルールづくりが重要です。ぜひこの機会にお子さんと話し合う場を設けていただくと幸いです。

携帯電話に関わるトラブル

- ・ チェーンメール・なりすましメール
→ メールをきっかけにいじめやけんか、暴行に・・・
- ・ ブログ、プロフィールサイト
→ 個人情報の流出によるストーカー被害や犯罪に巻き込まれることも・・・
- ・ 電子掲示板、学校裏サイト
→ 書き込みをきっかけにいじめやけんか、暴行に・・・

トラブルを防ぐには

- ・ チェーンメールは絶対にまわさない。（チェーンメールの墓場という送信先もあります。）
- ・ なりすましメールは、必ず本人が送ったものか確認する。（特に内容に心当たりのない場合。）
- ・ ブログやプロフィールサイト、掲示板、学校裏サイトには、個人が特定されるような書き込みをしない。顔写真なども掲載しない。
- ・ ブログやプロフィールサイト、掲示板、学校裏サイトには、書き込んではいけないことをよく考える。

一番大切なことは、家庭でのルールづくり ～ わが家のルールをつくろう ～

- （例）
- ・ よる 10 時以降、ケータイやネットは使わない。
 - ・ ケータイやネットの利用は 1 日 1 時間までとする。
 - ・ ケータイのパスワードは親に教える。
 - ・ パソコン、ケータイは居間で使う。
 - ・ ネットショッピングをするときは親といっしょに利用する。
 - ・ 不安なことや困ったことが起きたら、すぐに親や先生に相談する。

携帯電話をもたせる理由として「安全のため」「帰宅時間を連絡させるため」ということがあげられていますが、携帯電話は危険に巻き込まれたときに役に立つかどうかは疑問です。塾などで帰りが遅くなる時は、時間を決めて迎えに行くようにすれば携帯電話は必要ありません。もう一度、携帯電話の所持について考えてみるとよいかもかもしれません。

学習指導案展開例（中学校）NO. 5

I 学習指導案

1 学年 中学校

2 題材名 「インターネット上の危険な情報について」

3 題材の目標

① 分類 3. 安全への知恵

② 大目標 d4：危険を予測し被害を予防するとともに、安全に活用する。

③ 中目標 d4-1：安全性の面から、情報社会の特性を理解する。

④ 小目標 ・中学生が遭遇しそうな犯罪の手口を知り、巻き込まれないようにする。

⑤ 指導目標 ・ネットワーク上の相手には現実の姿を偽っているものもあり、不当な行為によって利益を得ようとするものもいることを知り、犯罪行為に巻き込まれないようにすることができる。

4 題材設定の理由

ネットワーク上の犯罪行為の実態について、正しい情報を知り、そういったものに巻き込まれないような適切な姿勢態度を育み、適切な対処をすることができ、インターネットの正しい利用の方法について理解する。

5 本時の展開

過程	学習活動	留意事項	評価規準(評価方法)
導入	インターネットを使って「危険だな」、「怖いな」など思ったホームページについて、発表する。	これまでの経験を発表させる。経験があまりなさそうな場合は教師よりいくつかの例を提示する。	
展開	インターネットにおける犯罪の実態について知る。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 違法情報 ・ 脱法ドラッグ販売 ・ 知的財産権侵害 インターネットを利用した犯罪行為に巻き込まれないためにはどうしたらよいか考える。	インターネットの匿名性を利用して、違法な行為を行うものがあることを、資料をもとに知らせる。 インターネットを利用した犯罪行為に巻き込まれないためには怪しいと思ったことに近づかないことが最善であることを考えさせる。	インターネットを利用した犯罪行為について知り、巻き込まれないようにする方法を考えたことができる。 (発言・態度)
まとめ	インターネットを利用した犯罪行為に対する正しい対処方法を知る。	掲示板やコミュニティサイト、インターネットオークションなどの危険と思われるものについては極力利用しないようにする	インターネットを利用した犯罪行為に巻き込まれないように正しい対処

		ことを理解させる。	方法が理解できたか。（発表）
--	--	-----------	----------------

<資料>

警察庁ホームページより

○ 薬物販売の事例 NO.1

無職の男（35）らは、電子掲示板に「◆信頼と実績100%納得！◆各種揃えています◆S=0.15g¥10,000-◆直接取引又は郵送にて取引」等と書き込みをして覚醒剤の密売を行っていたことから、22年4月、6名を覚せい剤取締法違反（共同所持等）で逮捕した。また、この掲示板の管理者の男（36）は、同掲示板に覚醒剤の密売に関する書き込みが行われていることを知りながら、これらの書き込みの削除や掲示板の閉鎖をしていなかったことから、覚醒剤密売を手助けしたとして、同年9月、覚せい剤取締法違反（営利目的譲渡ほう助）で逮捕した（兵庫）。

○ 薬物犯罪の事例 NO.2

自営業の男（30）らは、インターネットの会員制コミュニティサイトを悪用して、大麻密売に関する書き込みをし、インターネットにより客から注文を受け付けて全国的に乾燥大麻を密売していた。22年5月、2人を大麻取締法違反（営利目的共同所持）で逮捕するとともに、乾燥大麻約26.4キログラムを押収した（大阪）。

○ 知的財産権侵害の事例

無職の女（26）は、正規のプログラムを改変したものを内蔵し商標を付した改造ゲーム機を作成し、これをインターネット・オークションを利用して販売していたことから、平成22年5月、商標法違反（商標権の直接侵害）で逮捕した。また、無職の男（35）が、ゲームソフトデータを、ファイル共有ソフトを使用して不特定多数の者がダウンロードし得る状態にしたことから、同年6月、著作権法違反（公衆送信権侵害）で逮捕した（いずれも愛知）。

○ 違法販売情報の事例

婦人服雑貨店経営者（48）らは、22年5月、同人らが経営する婦人服雑貨店において、偽ブランド品65点を販売する目的で所持していた。同年5月、2人を商標法違反（譲渡目的所持）で逮捕した。また、同人は、偽ブランド品を中国のウェブサイトを利用して購入していたことから、同年6月から9月にかけて、ICPOを通じて中国警察に情報提供するとともに、当該偽ブランド品の流通販売業者の取締り及び当該ウェブサイトの削除を要請した（兵庫）。

インターネットに潜む危険

～ 犯罪に巻き込まれないようにするために ～

近年、インターネットの急速な普及により、情報を瞬時に得ることができる非常に便利な世の中になりました。しかしながら、その匿名性を利用し、犯罪にインターネットが使われる事件も後を絶ちません。今回学校では、インターネットを悪用した犯罪行為にはどんなものがあり、それに巻き込まれないようにするにはどうしたらよいかを考え、その適正な対処方法を学習しました。

ぜひ、この機会にご家庭でもインターネットの利用について話し合う機会を持っていただき、犯罪に巻き込まれないようにするとともに、そういった犯罪行為は絶対に許さないという強い態度をはぐくむことができるよう考えていただければと思います。

◎ 薬物販売

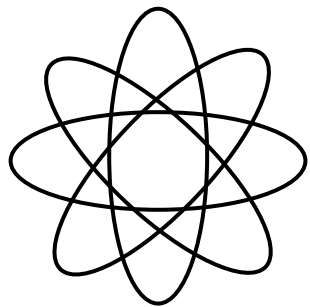
インターネット上では、違法薬物（大麻、覚せい剤、LSD、MDMAなど）が表現を変えて売られていることがあります。身に覚えのないメールは無視する、怪しいホームページを開いたらすぐに閉じるなど、危険が予想されるものには一切近づかないようにすることが大切です。ホームページを閲覧したり、メールを開いたりするだけでは個人の情報がもれることはありません。そういったメールに返信したり、ホームページに連絡先や氏名などの個人情報を書き込んだりすることのないようにしましょう。

◎ 知的財産権の侵害

インターネット上には、ゲームソフトのデータや音楽データ、動画データなどがアップロードされています。これらのデータの中には知的財産権を侵害しているものがあります。この度、著作権法が改正され著作権を侵害した配信だと知りながら、権利者に無断で音楽や映像をダウンロードすることは、個人的に楽しむ目的であっても、違法（権利侵害）であるとされました。違法なデータを配布することはもとより、ダウンロードする際も権利者に認められていないものをダウンロードしないよう気をつけることが重要です。

◎ 違法販売情報

ブランド品やキャラクターものなどの偽物などを販売すること、販売目的で所持することは当然のことながら違法です。しかしながらこういったものの販売に使われる手段としてもインターネットは利用されているのが現状です。ブランド品などに格安な値段がつけられているような通信販売サイトは違法販売の可能性がありますので、利用しないようにしましょう。利用することで別の犯罪に巻き込まれたり、名前などを犯罪に利用されたりする可能性があります。



情報モラルQ&A

<Q&A項目>

- Q1 コンピュータを使うときの約束としてどんなものがありますか？
- Q2 インターネット利用上のルールとマナーにはどんなものがありますか？
- Q3 インターネット上へ情報を発信するときに気をつけることは何ですか？
- Q4 インターネット上の迷惑行為とは何ですか？
- Q5 携帯電話を利用するときのルールとマナーとは何ですか？
- Q6 携帯電話を安全に使うにはどうしたらよいですか？
- Q7 情報に関する自分や他者の権利とは何ですか？
- Q8 情報を発信するときに気をつけなければならないことは何ですか？
- Q9 情報を発信するときのルールやマナーとは何ですか？
- Q10 インターネット上での契約行為、オンラインショッピングで気を付けることは何ですか？
- Q11 不正アクセスとは何ですか？
- Q12 個人情報の取扱いで気をつけることは何ですか？
- Q13 知的財産権とは何ですか？
- Q14 チェーンメールとは何ですか？また受け取ったらどうしたらよいですか？
- Q15 出会い系サイトなどの危険性にはどんなものがありますか？
- Q16 危険なホームページやメールにはどんなものがありますか？またその対応は？
- Q17 住所や電話番号を問い合わせる連絡がきたらどうしたらよいですか？
- Q18 インターネットなどで正しい情報を得るにはどうしたらよいですか？
- Q19 掲示板、ブログ、チャットの安全な利用方法とは何ですか？
- Q20 携帯依存、ネット依存とは何ですか？
- Q21 情報メディアとの正しいかかわり方とは何ですか？
- Q22 ID、パスワードの管理で気をつけなければいけないことは何ですか？
- Q23 情報セキュリティに関する基礎的・基本的知識とは何ですか？
- Q24 コンピュータウイルスとはどんなものですか？また気をつけることは何ですか？
- Q25 ネットワーク上のコミュニティにはどんなものがありますか？

Q1 コンピュータを使うときの約束としてどんなものがありますか？

○ 情報モラル指導計画とのかかわり

- ・ 大目標：1.情報社会の倫理
- ・ 中目標：a1～3 発信する情報や情報社会での行動に責任を持つ
- ・ 小目標：a1-1 約束や決まりを守る
- ・ 指導目標
 - ・ 人との約束を守る
 - ・ コンピュータを使うときの約束を守る

コンピュータを使うときの約束としては、学校での使用上の約束とインターネットなどを利用する際のマナーやエチケットに分けることができます。学校での使用上の約束は「時間を守る。」「勝手にインターネットを使わない。」など、それぞれの使用形態にあわせて決めるとよいでしょう。一方インターネットやメールなどに関する約束としては、個人情報の保護や一旦発信した情報は戻すことができないこと、匿名性を利用して悪用するものがあることなどに留意して作成するとよいでしょう。指導する先生方がその特性を十分に理解してから子どもたちに指導することが大切です。

インターネットを使うときのやくそく（小学校1～3年）

- インターネットで知り合った友だちに、名前や住んでいる所を聞かれても、教えない。
- インターネットで知り合った友だちから、「会おうよ!」とか、「あそぼうよ!」と言われても、ひとりではぜったいにいかない。
- 知らない人からのメールや、あやしいメールが来たら、ぜったいに開けないで、おうちの人や先生に相談する。
- 面白いからといって、どんどんホームページをみていったり、なにが書いてあるかわからないのに「はい」のボタンをクリックしない。
- メールを書いたり、チャットやけいじ板に書き込みをするときには、うそやいいかげんなことを書いたり、他の人が見て、いやな感じがすることを書かない。
- おうちや学校でインターネットを使うときの決まりを、おうちの人や先生と決めておこう!!
- 何かあったら、おうちの人や先生に相談しよう!!

インターネットを使うときの注意点（小学校4～6年）

- ユーザIDやパスワードをきちんとしよう!
- インターネットで知り合った相手と直接会うのはやめよう!
- 知らない人からのメールは開かないようにしよう!
- 自分の情報（氏名、住所、電話番号など）は、自分でしっかり守ろう!
- チャットやけいじ板を使うときは、ことばづかいに気をつけよう!
- チェーンメールは、無視してまよわず捨てよう!
- 他の人の絵や写真、文章を使いたいときは、必ず作った人に相談しよう!
- ゲームソフトなどは、勝手にコピーをするのはやめよう!
- インターネットを使うときは、やくそくを守ろう!!

Q2 インターネット利用上のルールとマナーにはどんなものがありますか？

○ 情報モラル指導計画とのかかわり

- ・ 大目標：1.情報社会の倫理
- ・ 中目標：a1～3 発信する情報や情報社会での行動に責任を持つ
- ・ 小目標：a1-1 約束や決まりを守る
- ・ 指導目標
- ・ インターネット利用上のルールとマナーを知り、身につける

インターネット利用上のルールやマナーとは、インターネットに係るトラブルや犯罪などに巻き込まれないようにするために、また、自分が被害者、加害者にならないようにするために身につけるべきことです。下のような例があります。

1 身につけること、覚えておくこと

- (1) 自分の身は自分で守り、相手のことを思いやる。声や表情は伝わらない。
- (2) パスワードやID、個人情報には教えない。
- (3) 先生や親などの説明をよく聞き、使用する。

2 法律で決められていること

- (1) 著作権を守り、肖像権やプライバシーを侵害しないようにする。
- (2) 出会い系サイトは利用しない、許可されていないアクセスはしない。

3 電子メールにかかわること

- (1) 受け取る相手の気持ちを考える。
- (2) 送るときには内容がわかる件名をつけ、あて先を十分確認する。
- (3) 添付ファイルを開くときには注意して開く。
- (4) テキスト形式で送り、送る時刻などに注意し、返事がおそくてもおこらない。
- (5) メールは公開しない。
- (6) チェーンメールやデマメール、広告メールや勧誘メールなどに注意する。
- (7) ウィルスメールに注意する。

4 インターネット上のコミュニケーション（掲示板やチャット）

- (1) 参加するときにはうそや悪口を書かない。発言するときには礼儀を守ってする。
- (2) 個人情報を掲載しない。さそわれても会わない、会おうとさそわない。
- (3) オンラインゲームを利用するときにはルールを守り、時間を決めて課金方法に注意する。

5 WEBページによる情報発信

- (1) WEBページを作成・公開するときには責任をもち、個人情報を掲載しない。

6 WEBページによるサービスの利用

- (1) 内容は必ず自分で確かめ、危ない・危険だと思ったページは相手にしない。
- (2) ネットオークションに参加しない。

参考：財団法人インターネット協会HP

※ Q1のインターネットを使うときの約束と重なる部分がありますので併せて確認して下さい。

Q3 インターネット上へ情報を発信するときに気をつけることは何ですか？

○ 情報モラル指導計画とのかかわり

- ・ 大目標：1.情報社会の倫理
- ・ 中目標：a1～3 発信する情報や情報社会での行動に責任を持つ
- ・ 小目標：a2-1 相手への情報や他人の情報を大切にする
- ・ 指導目標
 - ・ インターネット上の掲示板などに悪口を書かない
 - ・ 受け手の気持ちを考えて情報を発信する

インターネットに情報を発信するケースは、自分のホームページを公開するとき、ブログなどに記事を掲載するとき、掲示板やチャットなどで発言するときなどがあります。どのケースにおいても大切なのはそれぞれの特性を踏まえた情報発信をし、読み手や情報の受けての気持ちを考えて発信すること、一旦発信した情報は二度と白紙には戻らないことを忘れてはいけません。

1 ホームページの公開

ホームページの情報はある程度の期間、掲載され続けるものなので、そこに掲載する文面や写真などのデータはそのことを踏まえる必要があります。写真などで、顔など個人が判別できるものが映っているものなどについては必ず本人の許可を得ることが大切です。個人が特定される情報については掲載しないようにしましょう。また、掲載する文章なども掲載している間に引用されたり、参考とされたりすることが予想されるため、責任の取れる正しい情報を掲載する必要があります。また、閲覧する相手のことを考え、表示されるのに時間がかかるような大きなデータは掲載しないようにします。

2 ブログなどへの記事の掲載

ブログなどもホームページと基本的には同様で、個人情報に掲載しないようにします。また、プロフィールサイトのように個人の情報をある程度掲載するものでも、住所や電話番号などは掲載しないようにします。顔写真と住所やメールアドレス、電話番号などを掲載すると個人が特定され、ストーカー被害にあったり、迷惑メールなどが多量に送られてきたり、電話番号などが犯罪に使われたりする可能性があります。また当然のことですが他人を誹謗中傷するような内容はトラブルのもととなりますので、絶対に掲載してはいけません。

3 掲示板やチャットなどへの発言

掲示板やチャットなどはその掲載されている内容がどういった流れやテーマで書かれているかをよく確かめてから発言するようにします。他人が見て不愉快に思うような内容は絶対に発言してはいけません。また、ホームページやブログと同様に個人が特定される内容や他人の誹謗中傷や個人情報は発言しないようにします。

どの場合についても、次のようなことを踏まえておくことが重要です。

- ・ インターネット上の情報は一瞬にして世界中に広がり、回収できないこと。
- ・ 掲載したり、書き込んだりした情報で社会を騒がせたりすることで犯罪になること。
- ・ ホームページやブログ、掲示板などの書き込みなどは全て記録が残り、警察の調査で発信元が判明すること。
- ・ 殺人予告など人命に危険を及ぼすようなものは警察に摘発されること。

Q4 インターネット上の迷惑行為とは何ですか？

○ 情報モラル指導計画とのかかわり

- ・ 大目標：1.情報社会の倫理
- ・ 中目標：a1～3 発信する情報や情報社会での行動に責任を持つ
- ・ 小目標：a3-1 他人や社会への影響を考えて行動する
- ・ インターネット上の迷惑行為を知る

インターネット上の迷惑行為には、次のようなものが上げられます。

1 迷惑メール

受信者本人の同意を得ずに、広告や宣伝、勧誘等を一方的に送りつけてくるいわゆるスパムメールを含むメール発信全て。チェーンメールなども含まれます。

2 法令に違反するコンテンツ（※コンテンツ＝ホームページ等の内容のこと、情報内容）

アダルトコンテンツの掲載されているホームページや違法な品物を扱った商品取引のホームページ、著作権や所有権を侵害しているコンテンツを有するホームページなど。違法薬物を扱ったコンテンツなども含みます。

3 プライバシーの侵害

掲示板やチャット、ブログなどにおいて本人が望まない形で個人の情報が掲載されているものや悪意を持った書き込み、個人の社会的評価を低下させる誹謗中傷など。学校裏サイトと呼ばれる掲示板やプロフィールサイトなどに他人の悪口などを書き込むことも含まれます。

4 不正アクセス

ウイルスに感染したデータ等を大量に送信したり、無差別に送信したりする行為や他人のID、パスワードなどを利用して本人の了解なしに取引をしたりする行為。

これらの行為に対してはどの通信業者も明確に強い対応をとることになっています。例としては、次のようなことが通信業者のホームページなどに掲載され、対応するものとされています。

- 1 迷惑メールについては、警告、利用停止、契約解除などが行われます。
- 2 法令に違反するコンテンツについては、アクセス停止、利用停止、契約解除などが行われます。
- 3 プライバシーの侵害については、情報の削除、警告、利用停止、契約解除などが行われます。
- 4 不正アクセスについては、警察への連絡、捜査依頼などが行われます。

1～3の行為についても明確に違法な場合は警察への連絡、捜査依頼が行われるものとなっています。また、最近では著作権法の改正により、音楽や動画などについて配布しているものだけでなく、不正と知っていてダウンロードする行為についても違法行為とされるようになりました。また、ダウンロードだけでなく海賊版とわかっていてネットオークションなどに出品することも違法とされています。

YouTube に人気漫画を違法投稿 中学生逮捕【2010年6月15日】読売新聞によると、動画サイト YouTube に発売前の漫画を著作権者に無断で公開したとして、京都府警は6月14日、愛知県名古屋市内の中学3年生の14歳の少年を著作権法違反（公衆送信権侵害）の疑いで逮捕した。中学生は容疑を認めている。YouTube の投稿で著作権侵害が摘発されたのは日本初のこと。

Wikinews より抜粋

Q5 携帯電話を利用するときのルールとマナーとは何ですか？

○ 情報モラル指導計画とのかかわり

- ・ 大目標：1.情報社会の倫理
- ・ 中目標：a1～3 発信する情報や情報社会での行動に責任を持つ
- ・ 小目標：a3-1 他人や社会への影響を考えて行動する
 - ・ 携帯電話を利用するときのルールとマナーを知る
 - ・ インターネット上でのエチケット(ネチケット)や、携帯電話の利便性と問題点について考える

携帯電話を利用するときのルールとマナーについてですが、ここで言うルールはそれぞれの家庭などで決めていくとよい決まりごとです。一方、マナーは公共で携帯電話を使用する際に気をつけなければならないことであり、法律で禁止されている行為もあります。

家庭でのルールづくりとしては次のようなものがあります。

1 使う時を決める。

- 例) ・ 食事中は使わない。 ・ 夜〇時を過ぎたら利用しない。
・ 1日〇分までにする。 ・ 家ではリビングで使う。充電もリビングでする。

2 使う目的を決める。

- 例) ・ 個人情報やメールや掲示板などに書かない。 ・ 悪口を書かない。
・ 迷惑メールに返信しない。 ・ チェーンメールを転送しない。
・ 知らない人からメールがきたら保護者に報告する。

3 使うための約束

- 例) ・ 料金が〇円をこえた分はおこづかいで払う。
・ 料金が〇円をこえた次月はケータイを利用しない。
・ 着メロ、音楽、ゲーム等のサイトに勝手に会員登録したり、ダウンロードしたりしない。

一方、マナーとしては次のようなものがあります。

- 1 レストランやホテルのロビーなどの静かな場所では、周りに迷惑にならないようにする。
- 2 新幹線や電車内ではマナーモードに切り替え、通話はしない。
- 3 街の中などでは、通行の妨げにならない場所で使う。
- 4 歩行中や自転車利用中に携帯電話を使用しない。

神奈川県道路交通法施行細則第11条（運転者の遵守事項）に追加

第3号 携帯電話用装置を手で保持して通話し、若しくは操作し、又は画像表示用装置に表示された画像を注視しながら自転車を運転しないこと。

第5号 大音量で、又はイヤホン若しくはヘッドホンを使用して音楽等を聴く等安全な運転に必要な音又は声が聞こえない状態で自動車、原動機付自転車又は自転車を運転しないこと。

- 5 映画館や美術館、飛行機や病院内などの使用を禁じられている所では、使用しない。
- 6 自動車などを運転中の携帯電話は使用しない。運転中の携帯電話を手で保持しての使用は罰則の対象となる。
- 7 撮影したものは、個人で楽しむなどのほかは、著作権法上、権利者に無断で使用できない。
- 8 撮影・画像送信を行う際は、著作権等の知的財産権、肖像権、プライバシー権等の他人の権利を侵害しないようにする。

Q6 携帯電話を安全に使うにはどうしたらよいですか？

○ 情報モラル指導計画とのかかわり

- ・ 大目標：1.情報社会の倫理
- ・ 中目標：a4～5 情報社会への参画において、責任ある態度で臨み、義務を果たす
- ・ 小目標：a4-1 情報社会における自分の責任や義務について考え行動する
- ・ 指導目標
 - ・ 携帯電話の安全な使い方を知る
 - ・ メールの特性を理解した上で、メールやプロフを使う際のルールやマナーを知り、責任を持った情報発信ができるようになる
 - ・ 発信された情報の影響を考え、責任を持ってコミュニケーションツールを活用できる
 - ・ 携帯電話のマナーやルールを理解する

携帯電話を安全に使うには、まず単なる電話ではなく新しい情報機器であるということ、ネットワークの匿名性、一度発信した情報は二度と戻らないということを理解し、使用時に注意することとして情報発信時と情報受信時に分けて気をつけることを整理するとよいと思います。

1 情報発信時（メール送信、ブログへの書き込み、プロフの作成、掲示板への書き込み、SNSへの発信、画像・音楽・動画のアップロード）

- ・ 誤った情報や人の権利を阻害する情報を発信しない。
- ・ 発信した情報は二度と戻らないことを十分理解する。
- ・ 発信した情報は世界中の人々に利用される可能性があることを知る。
- ・ 情報発信者は特定されることを知る。

2 情報受信時（メール受信、ブログやプロフなどの他人からの書き込み、ブログや掲示板の閲覧、SNS内の情報受信、画像・音楽・動画のダウンロード）

- ・ 信頼できる相手からの情報かを確認する。
- ・ ネット上の情報は正しいものばかりではないことを常に念頭におく。
- ・ ネットを悪用するものがあることを知る。
- ・ 画像や音楽、動画などは著作権で守られていることを理解する。

また、上記であげたこと以外に「ケータイ依存」にならないために使う時間を決めて使うことや食事中や就寝時には使用しないことなど、家庭内のルールづくりをすることが大切です。

そして、特に重要なのは、携帯電話をどのようなことに使っているか（登録しているサイトなど）をできるだけオープンにすること、そして、家族や教師などと気軽に相談できるような関係作りが最も大切になります。情報機器としての携帯電話には便利なことが数多くある反面、その特性を利用して悪用するものも多くいることを忘れないようにし、トラブルになりそうなことにはできるだけ近づかないようにすること、万が一巻き込まれてしまったときは、誰かに相談すること、また、相談できるような環境づくりが大切です。

Q7 情報に関する自分や他者の権利とは何ですか？

○ 情報モラル指導計画とのかかわり

- ・ 大目標：1. 情報社会の倫理
- ・ 中目標：b1～b3 情報に関する自分や他者の権利を尊重する
- ・ 小目標：b3-1 情報にも、自他の権利があることを知り、尊重する
- ・ 指導目標
 - ・ 著作物には著作権があることを知り、適切な対応をとれるようになる
 - ・ 著作権について基本的な知識を身につけ、尊重できるようになる

情報に関する権利としては著作権や肖像権、個人情報などがあります。著作権とは、音楽や絵画、映画、写真、コンピュータプログラムなど、作者が自分の思いや感情などを創作したものを守るためにあり、著作者が著作物に対して持つ権利を著作権と言います。著作権は特許権や商標権にならぶ知的財産権の一つとして位置づけられており、著作権法にて保護されています。

肖像権とは、人の姿や形及びその画像などが持ちうる人権のことで、自己の肖像を他人が権限なくして絵画、彫刻、写真その他の方法により作成・公表することを禁止する権利と捉えられています。日本では肖像権に関する明文の規定はありませんが、これまでの判例の蓄積により、利益あるいは権利として認められるようになってきています。

個人情報とは、生存する個人に関する情報であり、情報に含まれる名前や生年月日、その他等により特定の個人を識別することができるものをいいます。

インターネットは発信した時点であらゆる第三者からその情報が閲覧できる状態になることから、これらの権利の保護について十分に留意する必要があります。具体的には次のようなことに気をつける必要があります。

1 著作権とのかかわり

音楽、絵画、画像、動画、プログラムなどについては作成者の許可なく、ホームページでダウンロードできるようにしたり、ブログに掲載したりすることはできません。これはどのような入手手段で得たものでも同様です。また、違法に掲載されているとわかっていてダウンロードする行為も罰則の対象となります。

2 肖像権とのかかわり

他人の写真や似顔絵などは本人の許可なく、ネットワーク上で公開することはできません。

3 個人情報とのかかわり

個人の特定される情報を掲載したり、発信したりすることはできません。個人の特定される情報とは、氏名、性別、生年月日、住所、住民票コード、携帯電話の番号、勤務場所、職業、年収、家族構成、写真、指紋などの生体情報、コンピュータの IP アドレス・リモートホストなどの情報がそれにあたり、それにより個人を特定できる場合が個人情報にあたります。逆にいずれかに該当しても、個人を特定することができなければ、個人情報にはあたりません。つまり、これらの情報を複合して個人が特定されるものについてはネットワーク上に公開することはできません。

いずれにしても、基本的に気をつけなければならないのは、ある情報を公開したときに不利益をこうむるもの（人、団体、会社など）がないかどうかを確認することです。不利益をこうむる可能性がある場合はその情報を公開することはひかえるようにしましょう。

Q8 情報を発信するときに気をつけなければならないことは何ですか？

○ 情報モラル指導計画とのかかわり

- ・ 大目標：1. 情報社会の倫理
- ・ 中目標：b4～5 情報に関する自分や他者の権利を理解し、尊重する
- ・ 小目標：b4-1 個人の権利（人格権、肖像権など）を尊重する
b4-2 著作権などの知的財産権を尊重する
- ・ 指導目標
 - ・ 肖像権について正しく理解し、写真などを利用する場合のルールを知る
 - ・ 人権やプライバシーを尊重した情報発信について理解する
 - ・ 著作権について正しく理解し、著作物を利用する場合のルールを知る

情報を発信する際に気をつけることは、Q7であげた著作権、肖像権、個人情報など自分の権利、他者の権利を尊重することが重要です。その中で様々な発信形態について、それぞれの対応を考えておく必要があります。

1 ホームページでの情報発信

- (1) 発信した時点で不特定多数の受信者に閲覧されることを念頭におく。
- (2) 発信する情報は信頼できるものを発信する。
- (3) 個人情報（氏名、住所、電話番号、メールアドレスなど）は発信しない。
- (4) 著作権に注意して発信する。書籍やホームページなどの画像は発信しない。
- (5) 肖像権に十分留意する。自分以外の人が写っている写真などは許可なく掲載しない。

2 ブログや掲示板、チャットへの書き込み

- (1) 掲示板やチャットなどに書き込むときは話題の流れに注意して発言する。
- (2) 自分と考えの違う発言がされてもきつく反論したり、非難したりしない。
- (3) 自分の氏名なども含めて個人情報を書き込まない。
- (4) 著作権や肖像権もホームページによる情報発信と同様。
- (5) 他の人の誹謗中傷は絶対に書き込まない。
- (6) 書き込みをする前に必ず再度確認をする。

3 メールの送信

- (1) 読み言葉と話し言葉の違いに気をつける。
- (2) 送信する前に相手のメールアドレスを確認する。
- (3) 複数に送信するときは、TO、CC、BCCを使い分ける。
- (4) チェーンメールは絶対に送らない。

※ TO、CC、BCC

「TO」・・・メールを送る相手のアドレスを入力する。送信者があなたに送っているという意思表示になる。

「CC」・・・宛先の下欄にあるもの。Carbon Copy の略。TO で送った内容について他の人にも知っておいてもらう必要のあるとき使用する。

「BCC」・・・BCC に入力されたメールアドレスは受信者には表示されないため、受信者へ他の受信者がいることや、他の受信者のメールアドレスがわからないようにする場合に使用する。

Q9 情報を発信するときのルールやマナーとは何ですか？

○ 情報モラル指導計画とのかかわり

- ・ 大目標：2.法の理解と遵守
- ・ 中目標：c2～3 情報社会でのルール・マナーを遵守できる
- ・ 小目標：c2-1 情報の発信や情報をやりとりする場合のルール・マナーを知り、守る
c3-1 何がルール・マナーに反する行為かを知り、絶対に行わない
c3-2 「ルールや決まりを守る」ということの社会的意味を知り、尊重する
- ・ 指導目標
 - ・ ルールやエチケットを知り、守れるようになる
 - ・ 話し合いのルールやマナーを知る
 - ・ ルールやエチケットを守らないとどうなるのかを考える
 - ・ ルールやエチケットを守らない事例を知り、何がよくないのか考える
 - ・ 社会生活を送る上で守らなければならない「ルールや決まり」があることを理解する

情報を発信するときのルールやマナーとしては、Q8であげた気をつけなければならないこと以外にも、その特性をよく理解して発信することが大切です。インターネットは、世界中のコンピュータ同士が結ばれた巨大なネットワークです。必要な情報を瞬時に集めることができるなど、その利便性から世界中の大勢の人が利用しています。また、メールやブログ、SNS、ツイッターなどのツールを利用して多くの人々の間でコミュニケーションが行われています。つまり、インターネットを介して一つの社会が構成されているとも言うことができるわけです。しかしながら、インターネットでは、情報の発信者・受信者の本当の姿がわからないこと、ボイスチャットなどを除けば書き言葉でやり取りされること、ホームページや掲示板、ブログなどは不特定多数の人から見るができることなど、一般社会とは大きく異なる点があります。インターネット上の情報を発信する際は、そのことをいつも頭において情報を発信する必要があります。

<情報を発信する際に気をつけなければならないルールとマナー>

- ・ 一般社会と同じルールやマナーを守る。
 - インターネット上でも守るべきルールやマナーは一緒です。
- ・ 他人の誹謗中傷やプライバシー、住所・名前などの個人情報は発信しない。
 - トラブルを招いたり、犯罪に巻き込まれたりする可能性があります。基本的には、情報の発信によって、他の人（団体なども含む）が損害を被るような行為は禁止されています。
- ・ 他人のミスや間違い、または自分の考えと異なる考えなどを大げさに指摘しない。
 - 社会には自分の考えと異なる考えを持っている人も大勢います。また間違いなどを大げさに指摘されることはどんな人も嫌なものです。こういった行為はトラブルに巻き込まれる恐れが高いです。
- ・ メールを送信する前に、内容をよく確認する。
 - 悪意を持った人に内容が知られ、トラブルに巻き込まれる可能性があります。
- ・ 面と向かって言えないことは発信しない。
 - 面と向かって言えないことは、どんな手段を使っても言ってはいけないことです。
- ・ 自分の発信した情報には責任を持つ。

Q10 インターネット上での契約行為、オンラインショッピングで気を付けることは何ですか？

○ 情報モラル指導計画とのかかわり

- ・ 大目標：2.法の理解と遵守
- ・ 中目標：c2～3 情報社会でのルール・マナーを遵守できる
 - c4 社会は互いにルール・法律を守ることによって成り立っていることを知る
- ・ 小目標：c3-3 契約行為の意味を知り、勝手な判断で行わない
 - c4-3 契約の基本的な考え方を知り、それに伴う責任を理解する
- ・ 指導目標
 - ・ インターネット上の「はい」や「同意する」のボタンはむやみに押さない
 - ・ オンラインショッピングの危険性を知る
 - ・ ネットショッピングやネットオークションにおける危険性を理解する
 - ・ ネットショッピングの安全な利用方法について理解する

インターネットを利用したオンラインショッピングやネットオークションなどは、基本的には小中学生は利用することができません。しかし、インターネット上では相手の姿がみえないため、いくつかの手続きをただで契約を交わしたことになる、不当に金銭を請求されたりすることがあることから、その仕組みや方法などを理解しておく必要があります。

<オンラインショッピングの手順例>

- 1 注文 注文フォームに、住所氏名電話番号などの必要事項を記入し、送信する。
支払い方法を選択し送信する。(代金引換、クレジットカード払い、銀行振込など)
- 2 確認メールの受信 販売者から、確認のメールが送信される。
- 3 商品の配送 配送業者より商品が配送される。
- 4 選択した支払い方法により決済 選択した支払い方法によって、支払いをする。

<注意すること>

- 1 注文時 購入相手が信頼できる相手かどうか確認する。
(サイトによって販売者の過去の評価が掲載されていますので、参考にしましょう。)
注文フォームが暗号化されているか確認する。
(アドレスが「http://」ではなく、「https://」から始まるものは暗号化されています。)
- 2 確認メール等受信時 メールに個人情報を掲載されていないか確認する。
(個人情報をメールなどに掲載するような販売者はセキュリティ意識が低いと考えられます。)
- 3 商品配送時 梱包の丁寧さや商品がきれいな状態で届けられているかを確認する。
- 4 支払い時 カード払いの場合は支払い明細などをチェックする。

このような正規の手続きのときに注意すること以外にも、オンラインショッピングを装い、金品を騙し取ろうとしたり、カード番号などの情報を盗み取ろうとするものもいるので、サイト上のリンクやボタンを簡単にクリックしたり、身に覚えのない注文確認メールなどに返信したりしないようにしましょう。

Q11 不正アクセスとは何ですか？

○ 情報モラル指導計画とのかかわり

- ・ 大目標：2.法の理解と遵守
- ・ 中目標：c4 社会は互いにルール・法律を守ることによって成り立っていることを知る
- ・ 小目標：c4-1 違法な行為とは何かを知り、違法だとわかった行動は絶対に行わない
- ・ 指導目標
 - ・ 不正アクセスは違法行為であり、厳しく禁止されていることを知る
 - ・ 詐欺、誹謗中傷、不正アクセスなどの違法行為について理解する

不正アクセスには、次のようなことがあげられます。

- 1 あるコンピュータに対して正規のアクセス権を持たない人が、ソフトウェアの不具合（セキュリティホール）などを悪用してアクセス権を取得して不正にそのコンピュータを利用することもしくは利用しようとする事。
- 2 オンラインゲーム等で他人のユーザーIDやパスワードでなりすましてログインし、他人のキャラクターの装備品やアイテムを自分のキャラクターに移し替えたりすること。
- 3 他人になりすましてネットオークションに出品したり入札したりすること。

これらの行為は全て不正アクセス禁止法によって全て処罰されますので、被害者にも加害者にもならないようにすることが大切です。具体的な防止策としては、次のようなことに気をつけるとよいでしょう。

- 1 コンピュータのソフトウェアのアップデートをこまめに行う。
- 2 ウイルス対策ソフトなどのアップデートを確実に行う。
- 3 被害にあったことが確認できたときはネットワークから切り離す。(LAN ケーブルを抜く等)
- 4 IDやパスワードを適正に管理する。
- 5 自分や家族以外の人を使用するコンピュータではIDやパスワードが必要なことはしない。
- 6 被害にあったときのことを考え、重要なファイルはバックアップを取っておく。

特に小中学生においては、オンラインゲームなどのIDやパスワードを気軽に友だちに教えてしまうなどの行為があり、そういったことで摘発される事例も起きています。日頃よりIDやパスワードの重要性、仲のよい友だちだとしても気軽に教えたりしてはいけないことを指導しておく必要があります。

アバター乗っ取り！不正アクセス容疑で小中学生8人摘発 2011年10月19日スポーツニッポン

愛知県警生活経済課は19日までに、他人のIDとパスワードを使ってインターネットのコミュニティサイト「アメイバピグ」にログインしたとして、不正アクセス禁止法違反の疑いで、大分市の中学2年の女子生徒（14）を書類送検し、埼玉、兵庫、福岡など5県の小中学生の男女7人を補導した。女子生徒の書類送検容疑は2月、愛知県岩倉市の女性会社員（35）から誕生日を聞き出してパスワードを推測し、不正にログインした疑い。他の7人も昨年から今年にかけ、愛知県内の小中学生5人からパスワードを入手し、不正にログインした疑い。県警によると、このサイトで利用者は「アバター」と呼ばれる分身を操り、仮想通貨を使ってアバター用の洋服や家具などを購入できる。女子生徒らは他人のIDでログイン後、パスワードを変更してアバターを乗っ取り、遊んでいた。

Q12 個人情報の取扱いで気をつけることは何ですか？

○ 情報モラル指導計画とのかかわり

- ・ 大目標：2.法の理解と遵守
- ・ 中目標：c4 社会は互いにルール・法律を守ることによって成り立っていることを知る
- ・ 小目標：c4-2 情報の保護や取扱いに関する基本的なルールや法律の内容を知る
- ・ 指導目標
 - ・ 個人情報の保護の重要性を知り、一度流出した個人情報は取り返すことができないことを理解する

個人情報の取扱いを指導する際に、気をつけることとしては、指導対象となる学年や子どもの発達段階に合わせて内容を考えながら指導していく必要があります。まず、個人情報についてですが、「個人情報の保護に関する法律」の第2条に「「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。」とされています。つまり、その情報を第3者が得たときにその情報をもとに個人が特定されるような情報を「個人情報」というわけです。

インターネットなどでは、一旦流出した情報は取り戻すことは不可能です。また、個人情報が悪意のあるものの手に渡ると、迷惑メールなどが大量に送られてきたり、勧誘などの電話などが頻繁にかかってきたりということが考えられます。また、クレジットカードの番号やオンラインゲームなどのIDやパスワードなどが流出してしまうと多額の金銭の要求をされたり、Q11のような不正アクセスの被害にあつたりすることも考えられます。こうした被害にあわないためには、その学年にあわせ、適切な内容を指導することが大切です。

おおよその目安として、小学校低学年では、人の電話番号や住所を知らない人に教えないということ、小学校中学年では、他人の名前や住所などの個人情報をメールやブログなどに掲載しないこととIDやパスワードなどを他人に絶対に教えてはいけないことやメールの送信時には相手のメールアドレスをよく確認すること、小学校高学年では、学級名簿や連絡網、卒業アルバムなど個人情報が掲載されたものの取り扱いや個人情報を盗もうとする悪意を持ったものもいることなど、中学校では、一旦流出した個人情報は二度と取り返せないこと、また流出した個人情報を悪用するものもいることなどを指導するとよいと思います。但し、何か個人情報に関係する事件などが発生した場合や携帯電話やインターネットなどの利用率、所持率などが他に比べて特に高いなどの様子が見られる場合など必要性に応じて、指導内容を考える必要があります。

また、指導対象となる学年に合わせて法律的な内容、例えば個人情報保護法や著作権法、不正アクセス禁止法などにも触れていく必要があります。個人情報保護法（個人情報の保護に関する法律）は、個人情報の適正な取扱いについて定めた法律です。著作権法は、著作物について著作権者の権利などについて触れられた法律です。不正アクセス禁止法（不正アクセス行為の禁止等に関する法律）は、不正アクセス行為の禁止について定められた法律です。（不正アクセスについてはQ11を参照）法律の詳細についてはここでは述べませんが、大切なのは他人のあらゆる情報について、その情報を有するものが不利益を被る可能性のある行為は決してしてはいけないということが基本になります。

Q13 知的財産権とは何ですか？

○ 情報モラル指導計画とのかかわり

- ・ 大目標：2.法の理解と遵守
- ・ 中目標：c4 社会は互いにルール・法律を守ることによって成り立っていることを知る
- ・ 小目標：c4-2 情報の保護や取扱いに関する基本的なルールや法律の内容を知る
- ・ 指導目標
 - ・ 知的財産権（著作権・特許等）の基本的な考え方を知る

知的財産権とは、実際に存在する物体等に与えられる財産権とは違い、知的創造活動において生み出されたものを創作した人の財産として保護するために与えられる権利です。知的財産には、特許権や商標権、著作権、肖像権などがあります。知的財産の内、一定の明確な法律的権利が認められているものが知的財産権です。これらは、特許法、著作権法、不正競争防止法など様々な法律や判例などで保護されています。つまりインターネットなどで情報を発信する際には、これらのことに気をつけて情報を発信しなければなりません。また、知的財産権については、インターネットなどで情報を発信する際に指導するのではなく、発達段階に併せて尊重する態度や姿勢を指導していく必要があります。具体的な内容については次のようなことを指導するとよいでしょう。

小学校低学年では、自分や友だちの作品などを大切に作る気持ちを育むことを指導する必要があります。図画工作の学習や生活科などで作品を作り上げたときになどにその作品を完成するのにかけた時間やアイデアを考えるのに必要とした労力などを取り上げ、人の作品を尊重する気持ちを養うことが大切です。

小学校中学年では、自分や友だちだけでなく、キャラクターや商品など他の人の作品、更に音楽などの目にみえないものについても尊重する姿勢を持つというところまで範囲を広げながら指導することが大切です。知的財産権を保護することについて、身の回りだけでなく、社会一般にまで目を向けることができるようにすることが大切です。

小学校高学年では、自分から情報を発信することもあると考えられることから、人の作品といった特許権、著作権的などところから更に、肖像権の内容にも触れていくとよいでしょう。そして、Q12の個人情報とあわせ、インターネットなどで情報を発信する際にはこうした知的財産権や個人情報には十分留意して発信しなければならないこと、一旦発信した情報は取り返せないことなども併せて指導していく必要があります。

中学校では、携帯電話の所持率も急増することから、その機能を考えると、他の人の作品や肖像、音楽などに加えて、コンピュータソフトウェアなどについて触れるとともに、違法コピーや偽ブランド商品などの犯罪行為などについてのもより一層の具体的な指導が必要になります。携帯電話はカメラ機能や録音機能などがあることから、簡単に写真に撮ったり録音したりすることができるため、自分でも気が付かないうちに、違法行為に及んでいたということも考えられます。また、ファイル共有ソフト（※）の危険性や違法性についても十分に指導する必要があると考えられます。

知的財産権を指導するに当たっては、それだけを指導するのではなく、個人情報の取扱いや不正アクセスなどと併せて、総合的に指導することが重要です。

※ ファイル共有ソフト：インターネットを通じて不特定多数でファイルを共有することを目的としたソフト。著作権の保持された音楽や映画、市販のソフトウェアなどを違法に交換する者が絶えない。

○ 情報モラル指導計画とのかかわり

- ・ 大目標：3.安全への知恵
- ・ 中目標：d1～3 情報社会の危険から身を守るとともに、不適切な情報に対応できる
- ・ 小目標：d1-1：大人と一緒に使い、危険に近づかない
d1-2：不適切な情報に出合わない環境で利用する
d2-1：危険に出合ったときは、大人に意見を求め、適切に対応する
d2-2：不適切な情報に出合ったときは、大人に意見を求め、適切に対応する
- ・ 指導目標
 - ・ 子どもだけで携帯電話やパソコンを利用しない
 - ・ 危険に出会ったときは、すぐに保護者や先生に知らせる
 - ・ 変なメッセージを受け取ったら、すぐに保護者や先生に知らせる
 - ・ 知らない人からのメールやチェーンメールを受け取ったら、すぐに保護者や先生に知らせる

1 チェーンメールとは

チェーンメールとは、メールの内容を何人かの人に転送するよう求めるメールのことを言います。その内容は基本的には真実でなく、いたずらであることが多いですが、中には内容自体は真実のものもあります。しかし、内容の真偽に関わらずチェーンメールという手段自体が問題なのです。その被害としては、同じ内容のメールが繰り返し届くなどの個人に影響があるものやメールが繰り返し送信し続けられることにより、ネットワーク自体が影響を受けるということも考えられます。またこれまでには、チェーンメールをきっかけに周囲が大きく振り回される事件なども起きています。

2 チェーンメールの見分け方

チェーンメールの見分け方ですが、まず、不特定多数の人間にメールを回すことが目的ですから、文面のどこかに必ず「何人に回してください。」「10人に転送をお願いします。」「仲のよい方に送ってあげてください。」などの転送を求める文章が入っています。また、その中にあげられている人物名や会社名などをインターネットで検索すると大抵の場合、チェーンメールに対する注意喚起などが正規のホームページで発表されています。

3 チェーンメールがきたら・・・

チェーンメールが届いた場合、まず転送しないことを指導します。その際、転送を止めても被害にあうことはないこと、メールアドレスや住所、電話番号などが特定されることもないことを伝えて安心させましょう。大切なのは一切無視することです。どうしても転送しないと気持ちが落ち着かないという場合は下のような転送先が用意されているので、ここに送るよう伝えましょう。

○ チェーンメール転送先アドレス（(財)日本データ通信協会 2011.4.4 時点）

- ・ 携帯電話 risu1@ezweb.ne.jp risu2@ezweb.ne.jp risu3@ezweb.ne.jp dakef1@docomo.ne.jp
dakef2@docomo.ne.jp dakef3@docomo.ne.jp dakef4@docomo.ne.jp dakef5@docomo.ne.jp
kuris1@t.vodafone.ne.jp kuris2@t.vodafone.ne.jp
- ・ パソコン sun@dekyo.or.jp mercury@dekyo.or.jp venus@dekyo.or.jp earth@dekyo.or.jp
moon@dekyo.or.jp mars@dekyo.or.jp jupiter@dekyo.or.jp saturn@dekyo.or.jp
uranus@dekyo.or.jp neptune@dekyo.or.jp

Q15 出会い系サイトなどの危険性にはどんなものがありますか？

○ 情報モラル指導計画とのかかわり

- ・ 大目標：3.安全への知恵
- ・ 中目標：d1～3 情報社会の危険から身を守るとともに、不適切な情報に対応できる
- ・ 小目標：d3-1：予測される危険の内容がわかり、避ける
d3-2：不適切な情報であるものを認識し、対応できる
- ・ 指導目標
 - ・ 出会い系のサイトやネット詐欺などの危険性を知り、巻き込まれないようにする
 - ・ 迷惑メールや危険なメールに対する知識を身につける
 - ・ 迷惑メールや危険なメールへの対処方法を身につける

出会い系サイトとは、携帯電話やパソコンを利用して、知らない人同士が知り合う場を提供する電子掲示板やチャットなどのホームページです。しかし、インターネットの特性として、お互いに顔も性格もわからないことや相手も自分も違う人間を演じられることから、出会い系サイトをもとに、小中学生が児童買春や児童ポルノなどの性的な犯罪の被害にあっています。神奈川県警察本部で発表している「出会い系サイトに関係した事件の検挙状況等」では、平成23年度は検挙件数が217件、被害に合った人数が63人ということになっています。出会い系サイトの危険から身を守るには、まずアクセスしないこと、また、怪しいメールに絶対に返信しないことやメール内のリンクをクリックしないことが大切です。出会い系サイトは、平成15年に「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（出会い系サイト規制法）」の施行により、18歳未満の出会い系サイトの利用は禁止されていますので、子どもたちには絶対に利用してはいけないことを伝える必要があります。また誤ってアクセスしてしまい連絡が来たとしても、ネット上で知り合った人に絶対にあってはいけないことを十分に指導しておく必要があります。

また、出会い系サイト規正法施行後はこういった犯罪は出会い系サイトからSNSやプロフィールサイトなどのコミュニティサイトに移ってきています。神奈川県警察本部の発表でも、平成23年度の検挙件数が245件、被害に合った人数が147人ということになっています。こうしたコミュニティサイトでは、「ミニメール」という登録者同士しかやりとりできないサイト内メールを使って、共通の話題のやりとりをしたり、相談に乗ったりするうちに、携帯のアドレスなどをやり取りしたり、実際に会ったりして被害に会うケースがあります。これらの被害にあわないようにすることは、SNSやプロフィールサイトを利用しないことですが、これらのサイトは直接犯罪に結びつくものではなく、無料ゲーム（ゲーム内のアイテムなどで課金される）ができることやアバターといわれる自分の分身となるサイト内のキャラクターを作成できることなど、児童生徒の興味をひく内容を豊富にそろえています。SNSやプロフィールサイトはフィルタリングをかければ利用できなくなりますが、子どもの要求でフィルタリングを外してしまうことも往々にしてあるようです。ですから、大切なのは利用してもその中で知り合った人に実際に会ったりしないことや対処できなくなったらすぐに相談することといった使用する際の基本的なルールを家庭で決めておくことです。また、保護者や教師など子どものまわりの大人も実際に登録してその実態を理解しておくことも必要かもしれません。出会い系サイトも含めて、一番大切なのは子どもを取り巻く大人が、子どもの関心をひいているものについて、無関心でないようにすることなのです。

○ 情報モラル指導計画とのかかわり

- ・ 大目標：3.安全への知恵
- ・ 中目標：d4～5：危険を予測し被害を予防するとともに、安全に活用する
- ・ 小目標：d4-1：安全性の面から、情報社会の特性を理解する
d4-2：トラブルに遭遇したとき、主体的に解決を図る方法を知る
- ・ 指導目標
 - ・ 不審なホームページやメールをむやみに開かないよう正しい判断ができるようになる
 - ・ 中学生が遭遇しそうな犯罪の手口を知り、巻き込まれないようにする
 - ・ ネットワーク上の相手は、必ずしも現実の姿と同一でないことを認識する
 - ・ 自分だけで解決しようとせず、保護者や教員に相談するなどの正しい判断ができるようになる
 - ・ トラブルへの具体的な対処方法や相談機関への連絡方法を知る

インターネットの普及に伴い、ホームページやメールは時に犯罪行為などに利用されることも少なくありません。こういったホームページやメールは相手が子どもかどうかといったことは関係なく、逆に知識の少ないものをターゲットとして仕掛けてくることもあるので、危険そうなものには絶対に近づかないこと、トラブルに遭遇してしまったら、正しい判断のできる人に相談することなどを指導しておく必要があります。

1 架空請求

架空請求とは手紙や電子メールなどで架空の支払いを請求するものです。具体的には、購入や利用したことのないものの料金を請求するものや懸賞などの当選を理由に諸費用や送料を請求するものなどやメールなどのリンクをクリックすると契約成立のメッセージ等が表示され、契約金などの料金を請求するもの（ワンクリック詐欺）があります。架空請求に対してはとにかく心当たりがないものは無視し、支払わないことはもちろん、返信したり問い合わせなどのリンクをクリックしたりしないようにすることが大切です。そして証拠となるメールなどは保管しておくことも重要です。

2 フィッシング

フィッシングとは、悪意を持った第三者が有名企業や金融機関、会員制サイトなどを装い、クレジットカードの情報や銀行の預金口座のIDやパスワードなどを搾取しようとするものです。小中学生に関しては、クレジットカードや銀行の口座などを利用することはないので、メールやサイトのリンクなどでこういったページに遭遇した場合は必ず情報を入力しないでページを閉じることを指導します。

3 コンピュータウイルス

コンピュータウイルスは、意味のないメッセージを表示して目立つという愉快犯的な目的のものやコンピュータにダメージを与えるもの、コンピュータに侵入してパスワードやデータを盗み出したりするものなどがあります。防止策としてはコンピュータのOSやソフトウェアを常に最新に保ち、対策ソフトを必ず入れて最新の状態に保つことです。またコンピュータが変な動きをしたり、怪しいと感じたりしたら、LAN ケーブルを抜くなどしてネットワークから遮断することも大切です。

Q17 住所や電話番号を問い合わせる連絡がきたらどうしたらよいですか？

○ 情報モラル指導計画とのかかわり

- ・ 大目標：3.安全への知恵
- ・ 中目標：e1～3：情報を正しく安全に利用することに努める
- ・ 小目標：e1-2：知らない人に、連絡先を教えない
- ・ 指導目標
 - ・ 知らない人に、自宅や友だちの家の住所や電話番号などを教えない

Q12の個人情報の箇所でも触れたとおり、他人の住所や電話番号など個人が特定される情報は絶対に教えるはいけません。人の住所や電話番号、メールアドレスなどは第三者の手に渡ることによって多量の迷惑メールが送られてきたり、様々なダイレクトメールが送られてきたりなどその情報が知られてしまったものは様々な迷惑を被ることになります。

また、小学校低学年の内から、そういった情報は簡単に教えるはいけないという感覚を身につけておくことで、将来自分から情報を発信したり、ネットワークの中の情報を利用したりする際に情報の取扱いについて敏感な感覚を持つことができると思われます。ただし、低学年の内は大人からもっともらしく巧みに聞かれてしまうといつ答えてしまうことも考えられます。ですから、個人情報の大切さや1回教えてしまった情報は二度と取り戻せないことを指導することとあわせて、具体的な事例をあげて、「〇〇さんの電話番号を教えてください。」と聞かれたら「今、家の人を手を離せないで折り返し連絡するそうです。電話番号を教えてください。」と答えるなど、約束を決めておくことが重要です。この時大切なのは、今家の人がいらないなど状況を教えないことです。悪意を持った人間に子どもが一人であるという情報を与えることは他の犯罪を誘発させる原因ともなりかねないためです。

更にこうした個人情報に対する配慮は、保護者に対しても啓発する必要があるとともに、教職員も個人情報を扱うものとして意識しておく必要があります。個人情報を求めているものは子どもばかりをターゲットにしているわけではありません。大人が聞いてもいかにも信憑性があるかのように言葉巧みに聞きだそうとしてきます。ですから、学校では必ず身元を確認することや管理職などに確認してからかけなおすなどの具体的な手順を決めておくこと、また保護者に対しても、連絡網や学級名簿などの取扱いを含めて、具体的な対応法を啓発しておくことが重要です。

<具体例>

- ・ まず親がいるかどうかを確認し不在だと「クラスの他の児童の電番を1つずつ教えてほしい」
- ・ 「卒業アルバムの件で、住所を確認したいから、連絡網を教えてください。」
- ・ 「学級名簿をコピーさせてほしい。」
- ・ 〇〇さんのお宅ですね。学校のものですが、〇〇ちゃんがまだ学校へ来ていないのですが。
- ・ 〇〇警察署です。〇〇さんがいなくなり同級生の安否を確認したいので、同級生の住所や電話番号を教えてください。
- ・ 「NTTの〇〇という者ですが、防犯登録して迷惑電話をなくしています。君のクラスの人が迷惑電話をしているかもしれないので、クラスの人を電話番号を教えてください。」
- ・ 〇〇駅の遺失物係です。財布を落とされた人を捜しているのですが、連絡先がはっきりとわからないので名簿の名前と電話番号を教えてください。

Q18 インターネットなどで正しい情報を得るにはどうしたらよいですか？

○ 情報モラル指導計画とのかかわり

- ・ 大目標：3.安全への知恵
- ・ 中目標：e1～3：情報を正しく安全に利用することに努める
e4～5：情報を正しく安全に活用するための知識や技術を身につける
- ・ 小目標：e2-1：情報には誤ったものもあることに気付く
e3-1：情報の正確さを判断する方法を知る
e4-1：情報の信頼性を吟味できる
e4-2：自他の情報の安全な取扱いに関して正しい知識を持って行動できる
- ・ 指導目標
 - ・ 情報の中にはモラルに反するものや誤ったものがあることを知る
 - ・ 受け取った情報を鵜呑みにせずに、別の方法で確かめる
 - ・ インターネット上の情報を鵜呑みにせず、その正確さを判断する方法を知る
 - ・ 発信されている情報が全て信頼できるものとは限らないことを知り、他の情報と比較して信頼できるものかどうかを判断できるようになる
 - ・ 情報の確かさや有用性を判断でき、有害なものを無視できる

インターネットは様々な情報が日々アップロードされています。必要な情報をほぼリアルタイムで知ることができ大変便利ですが、そこにある情報は必ずしも正しいものばかりではありません。またいつまでも古い情報などが掲載されていることもあります。時には、インターネットを悪用し、Q16のような犯罪に使用されることもあります。インターネット上の情報が正しいかどうかを確認する手段としては、次のような方法があります。

1 ホームページの発信者をチェックする。

情報が正しいかを確認するためには、ホームページの発信者がどういった者なのかを確認します。公的機関や官公庁などの発信する情報は責任を持って発信されていますので信頼性が高いと思われます。反対に個人のホームページやブログなどは誰が作成したかはわからないものがほとんどです。あくまでも参考として考えた方がよいでしょう。

2 更新した日付をチェックする。

更新した日付が新しいもののほうが当然新しい情報になりますので、更新の日付をチェックします。日付がないものは、いつの情報か確認できないので信頼性も低くなります。またアクセスカウンターなどもチェックして、多くのアクセスがある情報はそれだけ多くの人に見られているので信頼性も高くなると考えられます。

3 運営しているものや団体の連絡先などが書かれているかチェックする。

そのホームページを運営しているものの連絡先（メールアドレスや電話番号など）が記載されているものや質問などを受け付けるフォームが用意されているホームページは、発信した情報に対して、他の人の考えを聞こうとする姿勢や発信した情報に対する責任を持っていると考えられますので、信頼性も高くなると考えられます。

4 そのホームページの目的を把握する。

ホームページは、発信者の考えが反映されているものも多くあります。つまり、同じ情報でも肯定的な立場の人が発信した場合と否定的な立場の人が発信した場合では大きくその表現な

どが異なると思われます。情報を得るときにその情報を発信しているものがどういう考えを持っているか、知っておく必要があります。具体的な方法としては、その発信しているものの他のページなどもみて、確認するとよいでしょう。

5 他のサイトと比較する。

「3」で触れたように、インターネットの情報は情報発信者の考え方によって左右されることがあります。ですから、1つのサイトだけでなく同じ情報でもいくつかのサイトをし

6 新聞や書籍などの他のメディアと比較する。

情報が新聞や書籍などでも確認できる場合は、インターネットで得た情報と合わせて確認することも、情報の信頼性を高める上では必要です。

7 その他

Q16のようなフィッシング詐欺などに遭わないようにするためには、そのページが確実に正規のページかどうかを確認すること、またそのページに行く際には、メールのリンクなどをクリックしないで自分で検索するかアドレスを打ち込んでそのサイトにアクセスすることが大切です。特にアドレスはフィッシングサイトも本物に似たアドレスを使用していることが多いのでよく確認するようにします。サイトにたどり着いたら、そのサイトの安全性を確認します。確認するのは、そのサイトが個人情報を守る暗号化を行っているかというところになります。確認する具体的な方法としては、次の2つの方法があります。

- (1) ブラウザのアドレスバーでそのサイトのアドレスを見て一般の「http://～」ではなく、「https://～」という表示になっているかどうかを確認します。
- (2) ブラウザの表示に鍵のマークが付いているかどうかを確認します。

※ どちらもそのサイトが暗号化されていることを示すものです。



Q19 掲示板、ブログ、チャットの安全な利用方法とは何ですか？

○ 情報モラル指導計画とのかかわり

- ・ 大目標：3.安全への知恵
- ・ 中目標：e1～3 情報を正しく安全に利用することに努める
- ・ 小目標：e2-2 個人の情報は、他人にもらさない
- ・ 指導目標
 - ・ 掲示板、ブログ、チャットなどの安全な利用方法を知る
 - ・ 掲示板やブログに自分や他人の情報を書き込まない

掲示板、ブログ、チャットは、不特定多数の人間がインターネットを通じ参加できるものという共通点があります。詳細な特徴として次のようなことがあります。

1 電子掲示板（BBS）

電子掲示板は、コンピュータのネットワークを使用した環境の中で、記事を書き込んだり、コメント（レス）をつけられるようにしたりした仕組みのことです。電子掲示板は一種のネットコミュニティで、2ちゃんねるや mixi のようにそれ自体が1つのサイトになっているものから、ホームページの中に開設された小さなものまで様々なものがあります。

2 ブログ

ブログはインターネット上に個人の覚書や考えなどを記録しているサイトのことです。Web（ウェブ）を log（記録）することから Weblog（ウェブログ）と呼ばれそれが略されてブログとなりました。短い文章を投稿するものや写真を投稿するもの、動画を投稿するものなど多様なブログがあります。

3 チャット

ネット上に一種のテーマを持った部屋（ルーム）と呼ばれるものを設けその中で、参加者がリアルタイムで文字の入力や声、映像、絵などを用いて交流するものです。チャット単独で設置されるものやオンラインゲームなどに合わせて設置されているものなど、様々な形があります。

掲示板、ブログ、チャットは、ほとんどが匿名で利用できる、不特定多数の人が見ることができるといった特性があるため、その特性を利用し、個人情報勝手に書き込んだり、悪意を持った書き込みがされたりするトラブルもあります。一時期問題となった学校裏サイトなども掲示板の一種です。これらを利用する際に気をつけることとしては、Q8であげた情報発信の際に気をつけることと同様に次のようなことに気をつけます。

- 1 書き込みはテーマや話題の流れに注意して行う。
- 2 自分と考えの違う発言がされてもきつく反論したり、非難したりしない。
- 3 自分の氏名なども含めて個人情報は絶対に書き込まない。
- 4 著作権や肖像権もホームページによる情報発信と同様に注意する。
- 5 他の人の誹謗中傷は絶対に書き込まない。
- 6 書き込みをする前に内容を必ず再度確認をする。

掲示板、ブログ、チャットもインターネットでの情報発信であることは変わりありません。その匿名性と不特定多数の人から見られること、一度発信した情報は元には戻らないことに十分留意して利用する必要があります。

○ 情報モラル指導計画とのかかわり

- ・ 大目標：3.安全への知恵
- ・ 中目標：f1～3：安全や健康を害するような行動を抑制できる
f4～5：自他の安全や健康を害するような行動を抑制できる
- ・ 小目標：f1-1：決められた利用の時間や約束を守る
f2-1：健康のために利用時間を決め守る
f3-1：健康を害するような行動を自制する
f4-1：健康の面に配慮した情報メディアとのかかわり方を意識し、行動できる
- ・ 指導目標
 - ・ 基本的な生活習慣を身につける
 - ・ テレビやゲーム機の利用時間を守る
 - ・ 健康のために、ゲーム機の使い方やテレビの見方について考える
 - ・ テレビやゲーム機の利用時間を決め、それを守る
 - ・ コンピュータやインターネットの長時間の利用は、体や心に影響を及ぼすことを知る
 - ・ ゲーム機やインターネットの長時間利用は、心身に影響を及ぼすことを知る
 - ・ 携帯電話やインターネットを長時間利用した場合の生活や心身に起こる影響を考え、正しい使い方ができるようになる
 - ・ 情報機器の利用の仕方を誤ると心身の健康に問題が起きうることを知る

依存症とは、特定の刺激などを受け、ある種の快感や精神の高揚感などを味わう行為を繰り返して行ったときに、その刺激を求める欲求が生まれ、その刺激が他の行動よりも最優先されるようになり、その刺激がないと精神的や身体的に苦痛や不安などを生じる症状のことを言います。

「携帯依存」「ネット依存」などは医学的に定義されたものではありませんが、「携帯依存」は携帯電話を頻繁に使用し、その提供するサービス（通話、メールや SNS など）に没頭し、「携帯電話が気になって寝ることができない。」「携帯電話が無いと落ち着かない。」など生活に支障をきたすような状態になっていることを言います。「ネット依存」も同様にインターネット上の各種サービス（SNS、チャット、オンラインゲームなど）を頻繁に行うことで、生活に支障をきたし、常にそのサービスが気になって不安になる、他の事が手に付かなくなる、食事や睡眠、仕事よりもそのことを優先させてしまうといった症状のことを言います。

こうした状況にならないようにするためには、小学校低学年の内から、ゲームやテレビなど好きなことを行う際には時間を決めたり、食事の時間には必ず止めるなどの約束事を守るようにしたりすることが大切であると思われます。こうした約束を決める際に注意しなければならないのは、一方的に決めずに話し合いの上で守れそうな約束にすることです。一方的な約束は、守れない可能性が高いばかりでなく、保護者などの管理下から外れたときに我慢しすぎた経験から反動的な行動に出てそれが依存症の原因となる可能性があります。また、約束を決めることが本人のためになるということを理解させた上で約束を決めることも重要です。依存症にならないために、一緒に約束を考えていこうとする姿勢を持って指導することが大切です。

Q21 情報メディアとの正しいかかわり方とは何ですか？

○ 情報モラル指導計画とのかかわり

- ・ 大目標：3.安全への知恵
- ・ 中目標：f1～3 安全や健康を害するような行動を抑制できる
f4～5 自他の安全や健康を害するような行動を抑制できる
- ・ 小目標：f3-2 人の安全を脅かす行為を行わない
f4-2 自他の安全面に配慮した、情報メディアとのかかわり方を意識し、行動できる
- ・ 指導目標
 - ・ ネットワーク上の他人のデータを勝手に利用しない
 - ・ 携帯電話などの情報機器を使用してはいけない場所があることを理解する

情報メディアとは、ここではテレビやゲーム機、携帯電話（含スマートフォン）、コンピュータなどインターネットを介して情報を得ることができるものを指しています。これ以外にもインターネットに接続できる音楽プレイヤーや電子書籍リーダーなども該当します。

これらと正しくかかわっていくには、まずこれらの特性をよく理解しておくことが大切です。これらは全てインターネットを介し、リアルタイムの情報を得ることができることがその特性にあげられます。そのため、場合によっては使用者にとって常に気を配っておかなければならないものということもできると思います。しかしながら、常にインターネットにつながるということは、常に電波を発信もしくは受信しているわけですから、使用する場所などに気を配る必要があります。使用できない場所やマナーモードにすべき場所は次のとおりです。

1 劇場、映画館、美術館など

音を発することで他の人の迷惑になる場所では電源を切りましょう。

2 飛行機や病院内など

飛行機や病院内は機器類に影響を及ぼすことがあるため使用は禁止されています。

3 電車やバスなど

公共交通機関などはマナーモードにするなどして他の人の迷惑にならないようにしましょう。優先席付近ではペースメーカーなどに影響を及ぼす可能性があるため電源を切りましょう。基本的には、その交通機関で定められた指示に従いましょう。

その他、Q7 の著作権、肖像権や Q12 にある個人情報の取扱い、Q20 の依存症など自分や他の人の安全や健康を害する恐れのある行為についてよく理解し、そういった行為は絶対にしないようにすることが大切です。そういった行為をしないようにするためには、その機器の特性をよく知るとともにその機器をこう使用するとどういったことになるかということをよく考え、理解し、安全に他の人に迷惑をかけるようなことのないように使用することが情報メディアとの正しいかかわり方ということになるでしょう。

Q22 ID、パスワードの管理で気をつけなければいけないことは何ですか？

○ 情報モラル指導計画とのかかわり

- ・ 大目標：4.情報セキュリティ
- ・ 中目標：g2～3 生活の中で必要となる情報セキュリティの基本を知る
- ・ 小目標：g2-1 認証の重要性を理解し、正しく利用できる
- ・ 指導目標
 - ・ IDやパスワードは他人に教えない
 - ・ IDやパスワードの重要性を理解し、他人に教えない

ID、パスワードは、情報化社会の中で非常に重要な役割を果たしています。具体的な場面としては、コンピュータや携帯電話などを使用する際やメール、ネットショッピング、オンラインゲーム、SNSなどを利用する際など至る場面で、その入力が求められます。

ID、パスワードは当然のことながら個人情報です。Q12 の個人情報の取扱いで触れたとおり、個人情報は、自分のものであっても簡単にネット上に出すと色々と危険な可能性があります。例えば、クレジットカードの情報などが登録されたものが他人に知られたりすると、勝手に買い物を買われたりして、金銭的な被害を受けることがあります。また、Q11 の不正アクセスのところで触れたとおり、「オンラインゲーム等で他人のユーザーIDやパスワードでなりすましてログインし、他人のキャラクターの装備品やアイテムを自分のキャラクターに移し替えたりすること。」は不正アクセス禁止法により処罰の対象になります。つまり、IDやパスワードはそれ自体、クレジットカードやキャッシュカード、現金と同じくらい大切に重要なものなのです。IDやパスワードは、コンピュータや携帯電話のキーを押すだけなので、つい軽く考えがちですがそれを他の人に知られてしまうことは、財布を他人に預けることと同じことなのです。

このようにID、パスワードは非常に重要なものですから、その管理にも気を配らなければなりません。簡単に人に教えないことはもちろんですが、人に簡単に見られてしまうような場所に書いておいたり、さっと見ただけで覚えられるような簡単なものにしたりということではその意味を成さなくなってしまうのです。12345やABCDEFなど簡単な文字の並びは避け、基本的にはメモなどもせずに覚えてしまうのがよいといえます。ただ複雑なID、パスワードは覚えるのも大変なので、ID、パスワード管理ソフトなどを使用するとよいでしょう。また、普段IDやパスワードを使用するメール、ネットショッピング、オンラインゲーム、SNSなどを使っているコンピュータや携帯電話などの機器を人に貸したりすることは当然避けなければなりません。貸すこと以外にも公共の場に設置してあるコンピュータやネットカフェなどのコンピュータでIDやパスワードを入力するような行為も避けなければなりません。

こうしたID、パスワードの重要性については、学校のコンピュータなどにログインするときなど機会を見つけて、日常的に小学校低学年の内から指導しておく必要があります。学校のコンピュータなどは簡単なIDだったり、パスワードの設定が無かったりすることもあります。そういった環境に慣れてしまうとID、パスワードに対する意識が軽くなりがちです。日常の使用には多少不便なところがあるかもしれませんが、ID、パスワードの重要性を理解することは、子どもを被害者にも加害者にもしないためには必要なことなのです。

Q23 情報セキュリティに関する基礎的・基本的知識とは何ですか？

○ 情報モラル指導計画とのかかわり

- ・ 大目標：4.情報セキュリティ
- ・ 中目標：g4～5：情報セキュリティに関する基礎的・基本的な知識を身につける
- ・ 小目標：g4-1：情報セキュリティの基礎的な知識を身につける
- ・ 指導目標
 - ・ 漏れた情報がどのように悪用される可能性があるのかを知る

情報セキュリティに関する基礎的・基本的知識とは、情報というものの意味を理解し、情報の発信者・受信者として気を配らなければならないこととすることができます。様々な情報を扱う際には、その情報が漏洩したときに負うリスクについて常に気を払わなければなりません。小中学生が扱う情報は、主に自分も含めた個人情報（氏名、電話番号、住所、メールアドレス、ID・パスワード等）や個人が作成した作品、肖像が写っている写真・動画などの映像などが中心であると思われます。

いずれにしても情報の発信者（情報を所持しているもの）は、それらの情報が、悪意を持った第三者の手に渡ったときにどのように悪用されるかを考え、第三者の手に渡らないような手立てを考えておくことが、情報セキュリティの基礎であるということができます。これらの情報は発達段階によって異なるため、発達段階に応じた指導が必要となります。

学年	保持していると思われる情報	発信（伝達）手段
小学校 低学年	氏名、電話番号 住所 個人が作成した作品	口頭
小学校 中学年		記述
小学校 高学年	メールアドレス IDパスワード 携帯電話で撮影した画像・動画	インターネット、メール
中学校		

また、更に情報を発信する方法についても発達段階によって異なるため、その点も考慮に入れて指導する必要があります。例えば小学校低学年では発信手段は基本的に口頭であると考えられますが、小学校中学年になると口頭に加え、記述（手紙など）が入ってきます。高学年・中学校になると、コンピュータや携帯電話による通信手段を得ることが考えられるため、メールやインターネット上の仕組み（SNSや掲示板、ブログなど）が加わり、飛躍的に情報発信の手段が増加します。情報セキュリティの指導については、様々な情報発信手段を得る際に指導することも大切ですが、小学校低学年の内から、情報というものの大切さやそれが漏洩したときの怖さというものを理解させていくことが重要です。具体的な対処法などを指導することも重要ですが、情報は簡単に漏らしたり、得ようとしたりしてはいけないという情報セキュリティに関する基礎的・基本的な知識を定期的に身につけさせる場を設定して指導することが大切です。

○ 情報モラル指導計画とのかかわり

- ・ 大目標：4.情報セキュリティ
- ・ 中目標：h3：情報セキュリティの確保のために、対策・対応がとれる
h4～5：情報セキュリティの確保のために、対策・対応がとれる
- ・ 小目標：h3-1：情報の破壊や流出を防ぐ方法を知る
h4-1：基礎的なセキュリティ対策が立てられる
- ・ 指導目標
 - ・ コンピュータウイルスの危険性を知る
 - ・ ウイルスの危険性を知り、基本的な対策を身につける
 - ・ コンピュータウイルスがコンピュータやネットワークに及ぼす危険性を理解し、適切な予防対策ができるようにする
 - ・ 不正アクセスによって、情報の漏洩が起こる可能性があることを知り、基本的な対策をとることができる

コンピュータウイルスとは、コンピュータ内のファイルに寄生して一部書き換えたり、自分自身を複製したりして、多くの場合そのコンピュータに不利益をもたらすプログラムのことを言います。通商産業省（現：経済産業省）のコンピュータウイルス対策基準によると「第三者のプログラムやデータベースに対して意図的に何らかの被害を及ぼすように作られたプログラムであり、次の機能を一つ以上有するもの。」とされています。次の機能とは「①自己伝染機能 自らの機能によって他のプログラムに自らをコピーし又はシステム機能を利用して自らを他のシステムにコピーすることにより、他のシステムに伝染する機能、②潜伏機能 発病するための特定時刻、一定時間、処理回数等の条件を記憶させて、発病するまで症状を出さない機能、③発病機能 プログラム、データ等のファイルの破壊を行ったり、設計者の意図しない動作をする等の機能」とされています。

コンピュータウイルスに感染すると、画面上に意味のない絵や言葉などを表示したり、ファイルの破壊や消去をしたり、パスワードなどを他に送信したりすることがあります。コンピュータウイルスの感染ルートは、最近ではインターネットの閲覧やメール・メールの添付ファイルなどがほとんどです。予防策としては、ウイルス対策ソフトをインストールしておくことはもちろん、ウイルス対策ソフトのパターンファイルと呼ばれるウイルス情報を常に最新のものにしておくこと、また、コンピュータにインストールされているOSを含めた全てのソフトを最新の状態にしておくことが大切です。また、フロッピーディスクやUSBメモリなどは必ずウイルスチェックをしてから使用すること、インターネット使用の際は、信頼できるサイト以外の閲覧は極力しないようにすること、心当たりのないメールは見る前に削除することが重要です。

またコンピュータウイルスとは違うスパイウェアというものもあります。これはウイルスが他に感染するのに対し、感染はしません。しかし、コンピュータ内の情報を他に送信したり、プログラムを勝手にインストールしたり、強制的に宣伝を表示し続けたりします。スパイウェアはウイルス対策ソフトで駆除できないものもあるので、スパイウェア用のプログラムを導入する必要があります。スパイウェアはインターネット上からソフトなどをダウンロードした際などに、入り込むことが多いのでインターネットからのダウンロード時は特に気を払い、対策ソフトなどでのチェックすることが必要となります。

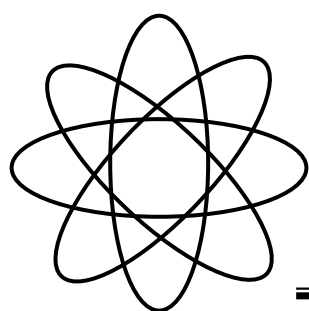
○ 情報モラル指導計画とのかかわり

- ・ 大目標：5.公共的なネットワーク社会の構築
- ・ 中目標：i2～3：情報社会の一員として、公共的な意識をもつ
i4～5：情報社会の一員として公共的な意識をもち、適切な判断や行動ができる
- ・ 小目標：i2-1：協力し合ってネットワークを使う
i3-1：ネットワークは共用のものであるという意識を持って使う
i4-1：ネットワークの公共性を意識して行動する
- ・ 指導目標
 - ・ ネットワークは色々な人が使用していることを知り、協力して使うことができる
 - ・ インターネット上では、同じ興味や関心を持った人が掲示板を使って情報交換しあっていることを知る
 - ・ インターネット上での適切な情報交換によって、みんなの生活を豊かにすることができることを知る
 - ・ ネットワーク上のコミュニティに適切な方法で参加することができる
 - ・ 望ましい情報社会のあり方を考える

ネットワーク上のコミュニティとは、SNS（Social Networking Service）や電子掲示板・チャット・プロフィールサイト等のインターネットコミュニティのことを言います。これらのコミュニティは基本的には共通の趣味や話題などに対して、情報交換する場です。しかしながら、インターネットの特性として、匿名性、書き言葉でのコミュニケーションといったものがあり、その特性を十分踏まえた上で利用しないと犯罪に巻き込まれたり、不快な目にあったりする可能性があります。基本的には、チャット、ブログや掲示板を利用する際の注意と同様で、テーマや話題の流れに注意して書き込むこと、空気を読むこと、考えの違う発言に対してもきつく反論したり、非難したりしないようにすること、自分の氏名なども含めて個人情報に絶対に書き込まないようにすること、著作権や肖像権もホームページによる情報発信と同様に注意すること、他の人の誹謗中傷は絶対に書き込まないこと、書き込みをする前に内容を必ず再度確認をすることなどに気をつけて利用する必要があります。

ネットワーク上のコミュニティについては、どうしても匿名性という特性上、通常社会に比べ、悪用される危険性が高くなります。しかしながら、それらに対する適正な知識をもって利用すれば、タイムリーな情報を手に入れることができたり、共通の話題について様々な情報交換ができたり、共通の趣味を持った相手とめぐりあえたりすることができます。

大切なのは、適正な知識を身につけ、何かあったときの対処法を十分に理解してから利用することなのです。



事前アンケート 集計結果

携帯電話・パソコン・インターネットに関するアンケート集計

本研究紀要を作成するに当たり、児童生徒の実態を知る必要があることから、秦野市内の児童生徒に対してのアンケート調査を行った。

I アンケート実施数

- 1 小学生（対象学年：3年～6年、対象校：3校、各学年抽出の1クラスで実施）
 - ① 中学年（3・4年） 204名
 - ② 高学年（5・6年） 187名
- 2 中学生（対象学年：1～3年、対象校：3校、内2校は各学年抽出の1クラス、1校は全クラスで実施）
 - ① 中学生（1・2・3年） 619名

II アンケート項目

A 携帯電話について

- 1 あなたは、携帯電話を持っていますか。
 - ① 自分専用のもを持っている ② 家族のものを借りて使っている ③ 持っていない
- 2 あなたは、携帯電話でインターネットを利用していますか。
 - ① している ② していない ③ わからない
- 3 あなたが使っている携帯電話はフィルタリングされていますか。
 - ① している ② していない ③ わからない
- 4 あなたは、携帯電話をどんなことに利用していますか。（複数回答可）
 - ① 電話（通話） ② メール ③ カメラ ④ ゲーム ⑤ インターネット
 - ⑥ その他

I パソコンについて

- 1 あなたは、パソコンを持っていますか。
 - ① 自分専用のもを持っている ② 家族のものを借りて使っている ③ 持っていない
- 2 あなたは、パソコンでインターネットを利用していますか。
 - ① している ② していない ③ わからない
- 3 あなたが使っているパソコンはフィルタリングされていますか。
 - ① している ② していない ③ わからない
- 4 あなたは、パソコンをどんなことに利用していますか。（複数回答可）
 - ① メール ② ゲーム ③ インターネット ④ その他

ウ インターネットについて

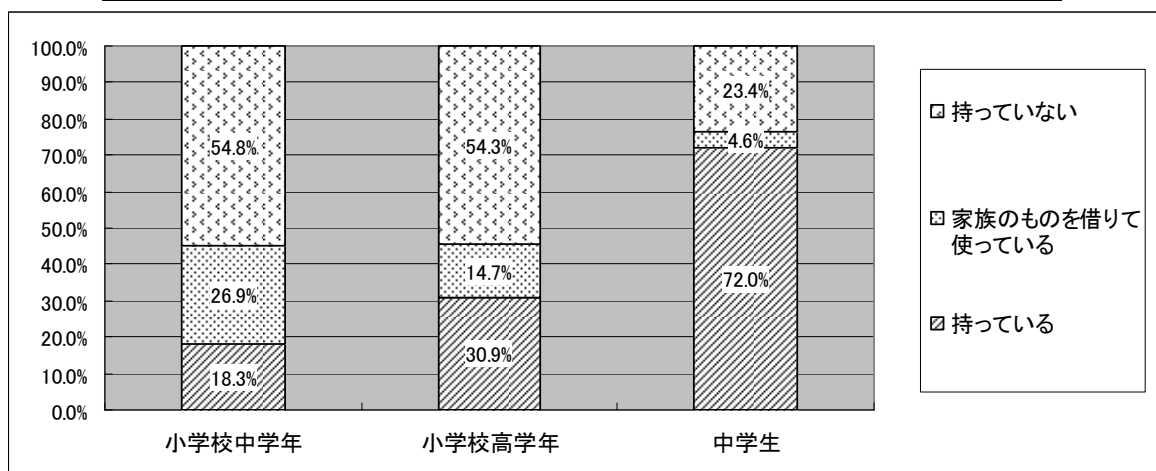
- 1 あなたはインターネットを使っていますか。（学校以外）
 - ① はい ② いいえ
- 2 あなたは何を利用してインターネットを使っていますか。（複数回答可）
 - ① 携帯電話 ② パソコン ③ ゲーム機（DS、PSP等） ④ その他
- 3 あなたはインターネットを何に使っていますか。（複数回答可）
 - ① 情報を知る ② ゲーム ③ ブログ、プロフ、掲示板 ④ 買い物
 - ⑤ 音楽、動画等ダウンロード ⑥ その他

Ⅲ アンケート結果

ア 携帯電話について

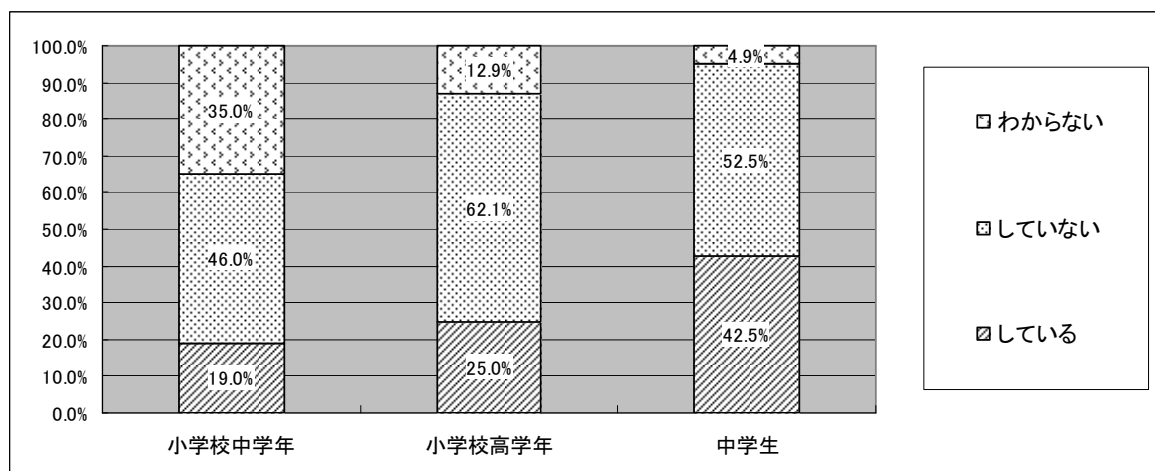
1 あなたは、携帯電話を持っていますか。

学年	持っている	家族のものを借りて使っている	持っていない
小学校中学年	18.3%	26.9%	54.8%
小学校高学年	30.9%	14.7%	54.3%
中学生	72.0%	4.6%	23.4%



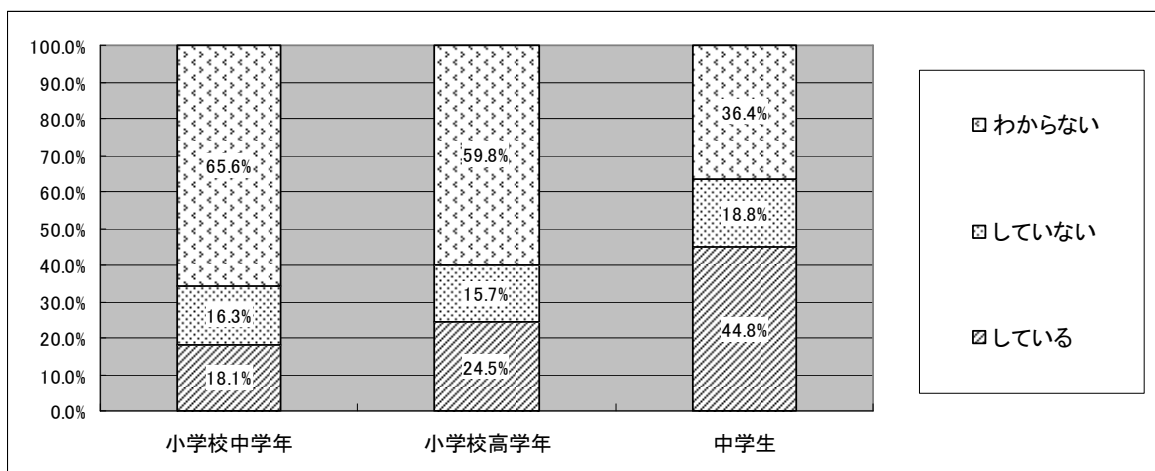
2 あなたは、携帯電話でインターネットを利用していますか。

学年	している	していない	わからない
小学校中学年	19.0%	46.0%	35.0%
小学校高学年	25.0%	62.1%	12.9%
中学生	42.5%	52.5%	4.9%



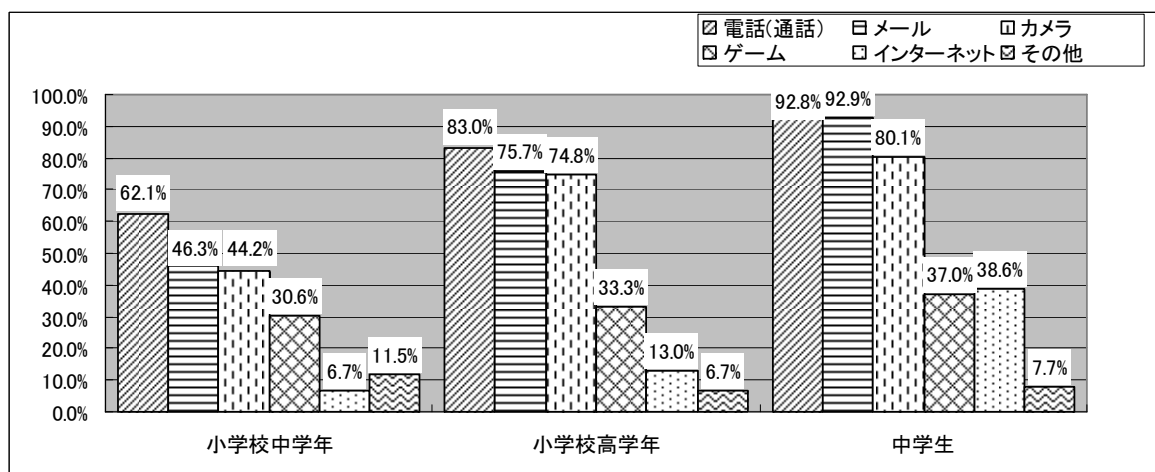
3 あなたが使っている携帯電話はフィルタリングされていますか。

学年	している	していない	わからない
小学校中学年	18.1%	16.3%	65.6%
小学校高学年	24.5%	15.7%	59.8%
中学生	44.8%	18.8%	36.4%



4 あなたは、携帯電話をどんなことに利用していますか。（複数回答可）

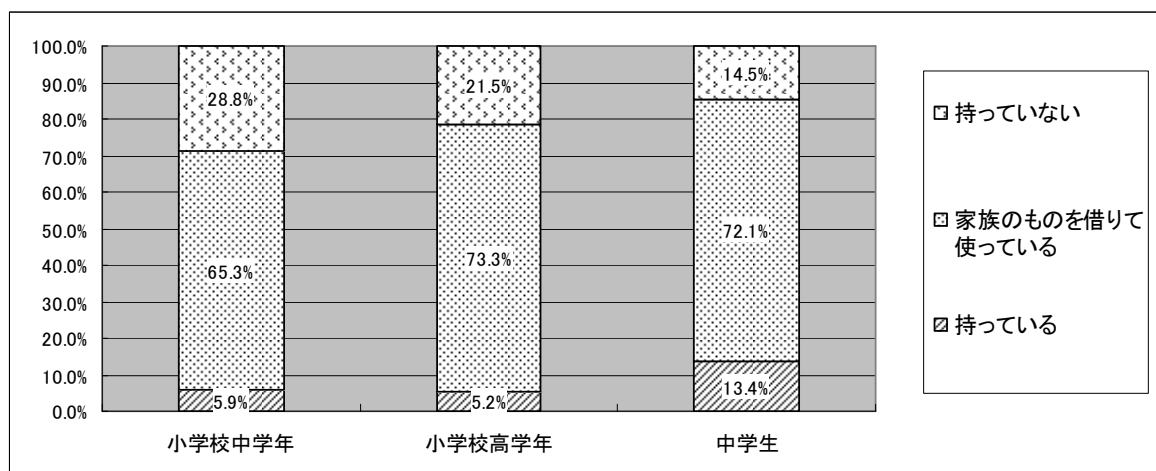
学年	電話(通話)	メール	カメラ	ゲーム	インターネット	その他
小学校中学年	62.1%	46.3%	44.2%	30.6%	6.7%	11.5%
小学校高学年	83.0%	75.7%	74.8%	33.3%	13.0%	6.7%
中学生	92.8%	92.9%	80.1%	37.0%	38.6%	7.7%



イ パソコンについて

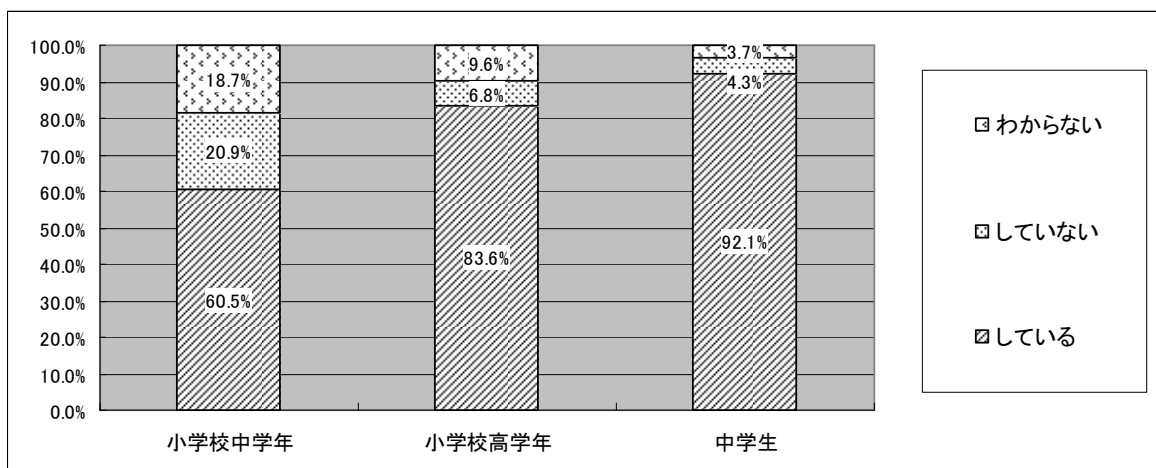
1 あなたは、パソコンを持っていますか。

学年	持っている	家族のものを借りて使っている	持っていない
小学校中学年	5.9%	65.3%	28.8%
小学校高学年	5.2%	73.3%	21.5%
中学生	13.4%	72.1%	14.5%



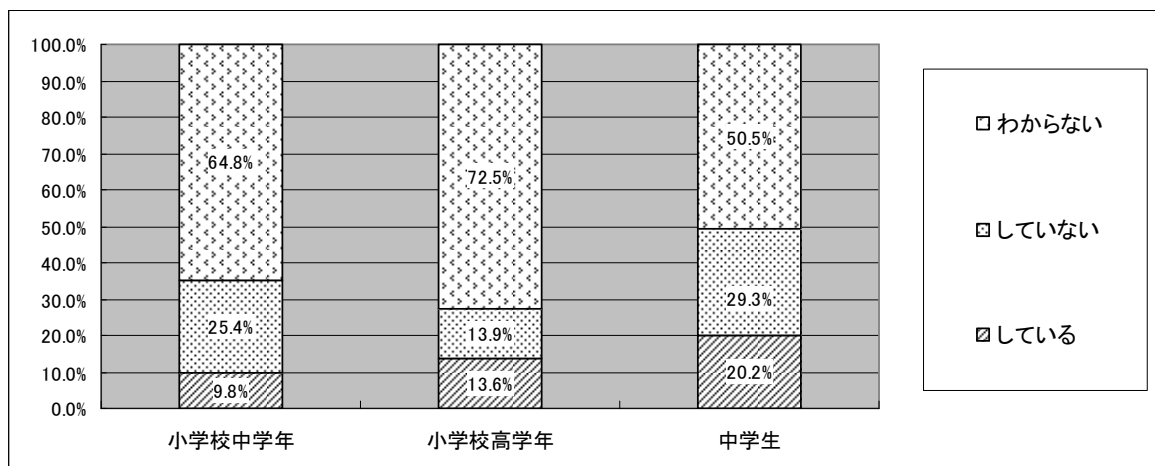
2 あなたは、パソコンでインターネットを利用していますか。

学年	している	していない	わからない
小学校中学年	60.5%	20.9%	18.7%
小学校高学年	83.6%	6.8%	9.6%
中学生	92.1%	4.3%	3.7%



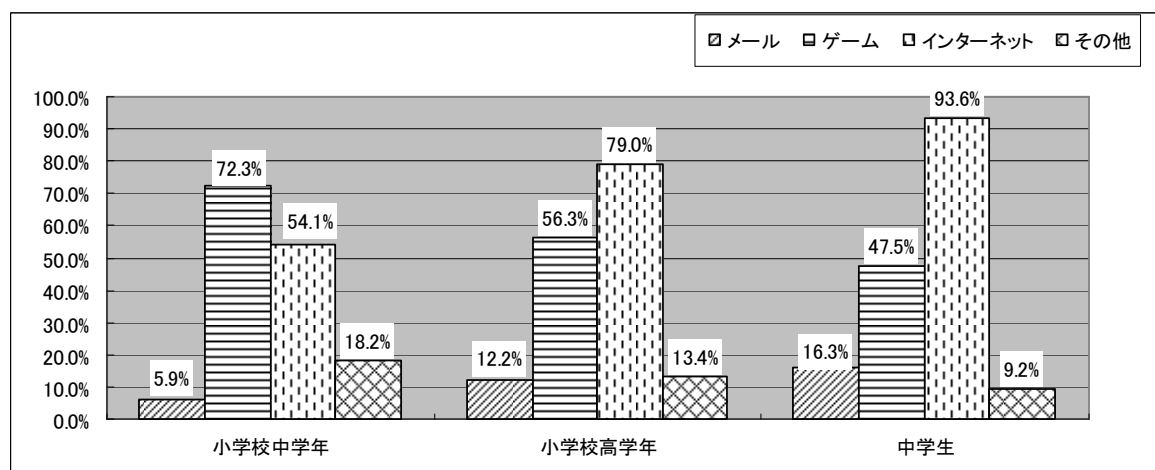
3 あなたが使っているパソコンはフィルタリングされていますか。

学年	している	していない	わからない
小学校中学年	9.8%	25.4%	64.8%
小学校高学年	13.6%	13.9%	72.5%
中学生	20.2%	29.3%	50.5%



4 あなたは、パソコンをどんなことに利用していますか。（複数回答可）

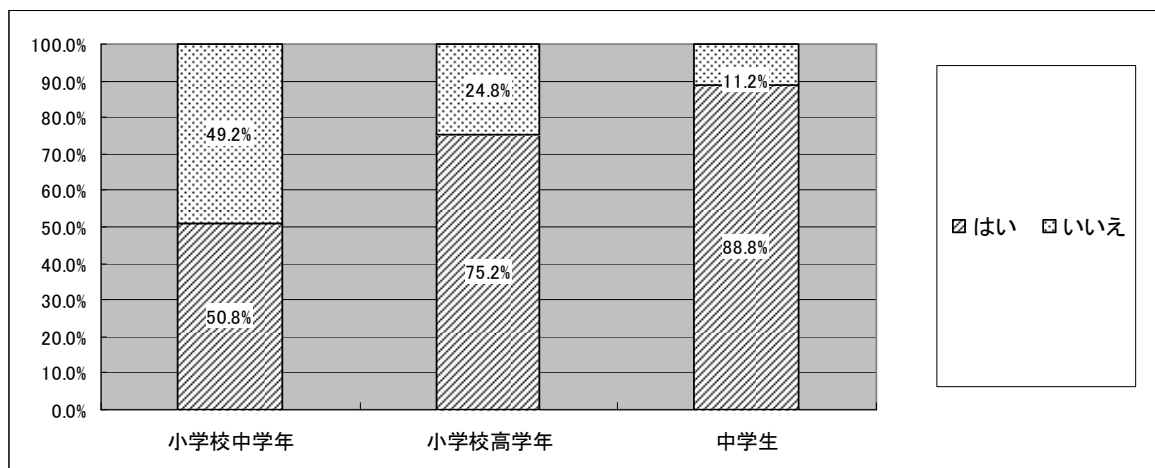
学年	メール	ゲーム	インターネット	その他
小学校中学年	5.9%	72.3%	54.1%	18.2%
小学校高学年	12.2%	56.3%	79.0%	13.4%
中学生	16.3%	47.5%	93.6%	9.2%



ウ インターネットについて

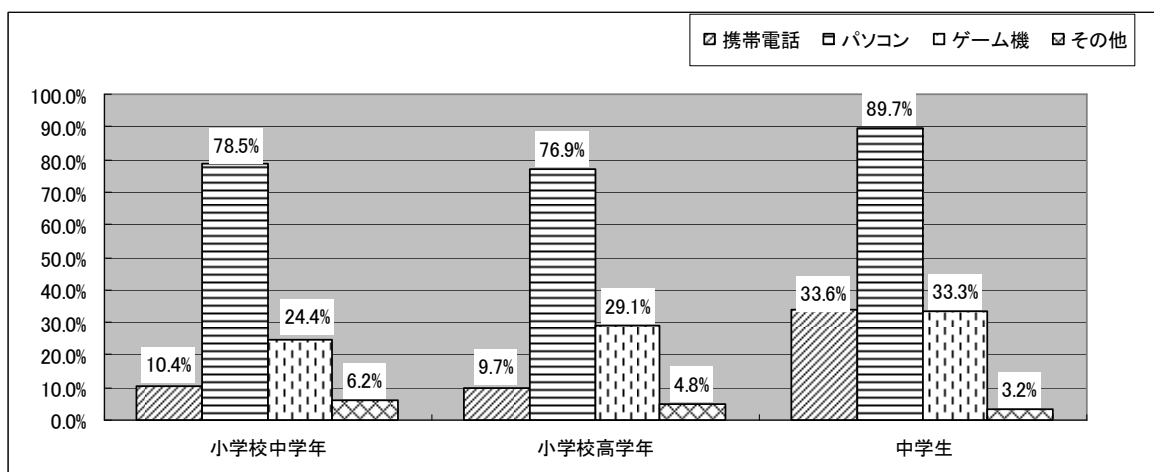
1 あなたはインターネットを使っていますか。(学校以外)

学年	はい	いいえ
小学校中学年	50.8%	49.2%
小学校高学年	75.2%	24.8%
中学生	88.8%	11.2%



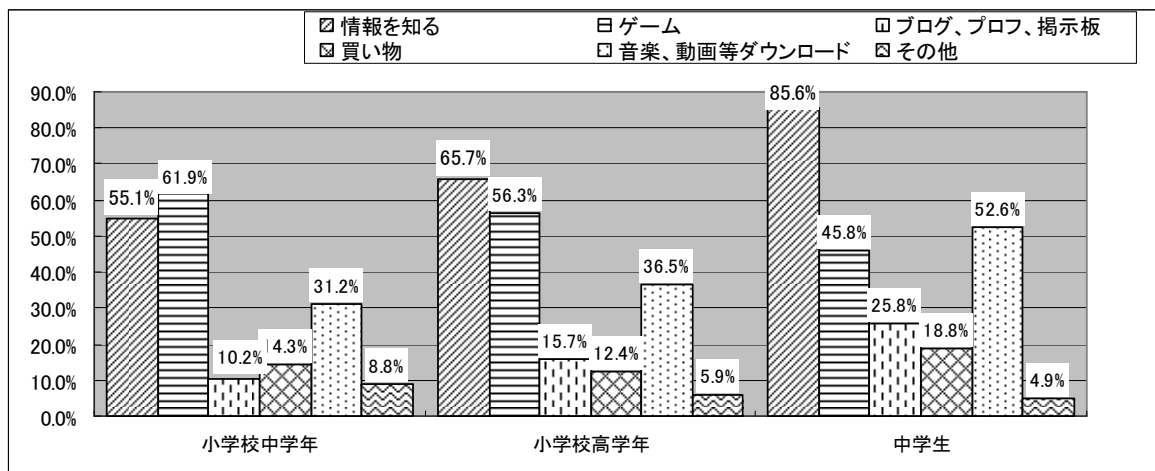
2 あなたは何を利用してインターネットを使っていますか。(複数回答可)

学年	携帯電話	パソコン	ゲーム機	その他
小学校中学年	10.4%	78.5%	24.4%	6.2%
小学校高学年	9.7%	76.9%	29.1%	4.8%
中学生	33.6%	89.7%	33.3%	3.2%



3 あなたはインターネットを何に使っていますか。(複数回答可)

学年	情報を知る	ゲーム	ブログ、プロフ、掲示板	買い物	音楽、動画等ダウンロード	その他
小学校中学年	55.1%	61.9%	10.2%	14.3%	31.2%	8.8%
小学校高学年	65.7%	56.3%	15.7%	12.4%	36.5%	5.9%
中学生	85.6%	45.8%	25.8%	18.8%	52.6%	4.9%



おわりに

秦野市教育研究所長 高木俊樹

情報化社会の進展に伴い、インターネットを悪用した問題、「学校裏サイト」やプロフィールサイトなどからの個人情報の流出、ソーシャルゲームなどに起因する児童売春や買春などの犯罪、不正アクセスなど、子どもたちを巻き込む被害が後を立ちません。このような状況を踏まえ、今、学校では情報を適切に扱うための基本的な考え方や態度を育む指導の充実が求められています。学習指導要領でも児童生徒が情報モラルを身につけることの必要性が言及されています。情報モラルを身につけるには、何かあった際にその都度指導を行うような対処療法的なものではなく、小学校低学年の内から、系統的に実施することが大切であり、そのためには、発達段階を踏まえた指導計画の作成、指導計画に基づく実践を進めることが重要です。秦野市教育研究所では、小学校低学年から中学校までを見据えた情報モラル教育のあり方についての研究を進め、指導計画例や実践例について研究紀要としてまとめました。実際に情報モラルの指導を進める際の参考資料として、活用していただければ幸いです。

平成24年3月

編集執筆者

中村 直子（秦野市立本町小学校）	中野 渉（秦野市立大根小学校）
中村 聖子（秦野市立堀川小学校）	谷津 裕（秦野市立本町中学校）
今西 誠次（秦野市立大根中学校）	桐山 雅之（秦野市立西中学校）

秦野市教育研究所

高木 俊樹（所長）

吉田 正也（指導主事）	石川 一郎（兼任指導主事）
山口 敦子（指導主事）	島津 絹代（兼任指導主事）
福島 正敏（指導主事）	桐生 幸子（兼任指導主事）
佐藤 直樹（兼任指導主事）	横山 潔（兼任指導主事）
山口 昌男（兼任指導主事）	古木 学（兼任指導主事）

研究紀要第84集

「START! 情報モラル教育」

発行日 平成24年3月31日 発行者 秦野市教育研究所

住所 神奈川県秦野市桜町1-3-2 電話 0463-81-2125

e-mail k-kenkyu@city.hadano.kanagawa.jp

URL <http://www.city.hadano.kanagawa.jp/k-kenkyu/kenkyu.html>